

地方公共団体が策定している多文化共生に係る
指針・計画等の調査結果報告

令和2年3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

I . 調査概要

1. 調査趣旨

- 2006年に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」（以下『総務省プラン』）を策定して十数年が経過し、多文化共生施策を取り巻く状況は大きく変化した。
- 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018.12）や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（2019.6）が策定・決定されるなど、政府全体として外国人施策に対応する動きが出ている。
- このような動きがある中、地方公共団体においても多文化共生の推進に関する指針・計画の策定や改訂が行われ、新たな視点を盛り込む動きもあることから、今後の多文化共生施策のあり方の検討に向け、各自治体の指針・計画の策定状況について、直近3年以内に策定または改訂した15自治体の指針・計画等の比較調査及び5自治体のヒアリング、また639自治体へのアンケートを調査した。

	調査実施項目	対象自治体数	調査目的
1	アンケート調査	639	比較的外国人住民比率が高い自治体の傾向の把握
2	指針・計画等の比較調査	15	抽出自治体の意向・取組の最新の傾向の把握
3	ヒアリング調査	5	抽出自治体の取組の深堀調査

2. アンケート調査 – 概要

- 比較的外国人住民比率が高い全国の自治体に対し、昨年度国際室が実施したアンケートを参考に作成したExcel形式の調査票を配布し、多文化共生に係る部局等から回答を得た。

■ 調査方法：Excelの様式を電子メールで送受。

都道府県・政令市は直接総務省に回答、市区町村は都道府県が取りまとめのうえ総務省に回答。

■ 調査期間：2020/2/3～2020/3/12

■ 調査対象：全47都道府県・全20政令市および外国人住民比率の高い572市区町村

■ 調査項目

No	調査項目
1	指針・計画等策定状況
2	多文化共生推進の取組実施状況・方法
3	防災に関する取組・体制
4	多文化共生推進に係る担当部署の設置状況
5	部局・関係機関間の連携状況・内容
6	効果が大きいと感じる取組
7	実施している独自事業の内容
8	多文化共生推進に必要と考える要因
9	指針・計画等が未策定の理由
10	指針・計画等の策定に向けた課題
11	策定を予定していない理由

■ 回答状況

区分		調査対象数	回答数	回答率
全体	全体	639	635	99.4%
自治体 区分別	都道府県	47	46	97.9%
	政令市	20	20	100.0%
	その他の市	337	336	99.7%
	区	23	23	100.0%
	町	170	168	98.8%
	村	42	42	100.0%

3. 指針・計画等の比較調査 – 概要

- 各地方公共団体において、多文化共生の推進に関する指針・計画の策定や改訂が行われ、新たな視点を盛り込む動きもある。
- 今後の多文化共生施策のあり方の検討に向け、直近3年以内に指針・計画を策定又は改訂した15自治体について、該当の記述を抽出し、総務省プランの項目立てとの対比表を作成した。

1. 地域における多文化共生の意義

- 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯
- 外国人住民の受入れ主体としての地域
- 外国人住民の人権保障
- 地域の活性化
- 住民の異文化理解力の向上
- ユニバーサルデザインのまちづくり

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

- コミュニケーション支援
- 生活支援
- 多文化共生の地域づくり
- 多文化共生施策の推進体制の整備

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

- コミュニケーション支援
 - 地域における情報の多言語化
 - 日本語及び日本社会に関する学習支援
- …

「地域における多文化共生推進プラン」の観点



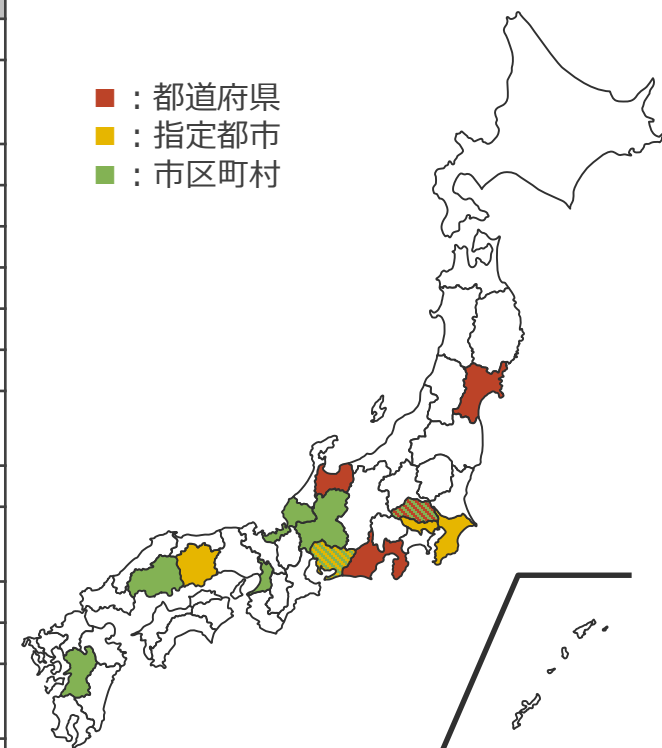
1-3. 外国人住民の人権保障	
1-2. 外国人住民の受入	
1-1. 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯	
総務省 プラン	~~~~~ ~~~~~
AA県	~~~~~ ~~~~~
BB県	~~~~~ ~~~~~
CC県 NN市	~~~~~ ~~~~~
DD県 OO市	~~~~~ ~~~~~
EE県 PP町	~~~~~ ~~~~~

「対比表」の構成

3. 指針・計画等の比較調査 – 調査対象団体

「過去3年以内に策定または改訂している」、「多文化共生推進プランを他の指針や総合計画とは別に、単独で策定している」、「外国人住民比率が比較的高い」の3観点を中心に、下表のとおり15団体を調査対象として選定した。

区分	自治体名	指針・計画名	策定年 (括弧内は初回策定年)	外国人 住民比率※
都道府県	宮城県	第3期宮城県多文化共生社会推進計画	2019年 (2009年)	0.9%
	埼玉県	埼玉県多文化共生推進プラン (平成29年度～33年度)	2018年	2.4%
	富山県	富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン	2019年	1.7%
	静岡県	ふじのくに多文化共生推進基本計画	2018年	2.4%
政令指定市	千葉市	千葉市多文化共生のまちづくり推進指針	2017年	2.9%
	名古屋市	第2次名古屋市多文化共生推進プラン	2019年 (2012年)	3.8%
	岡山市	岡山市多文化共生社会推進プラン	2019年	1.9%
市町村	埼玉県川口市	第2次川口市多文化共生指針	2018年	6.3%
	東京都港区	港区国際化推進プラン 平成30年度～平成32年度	2018年 (2015年)	8.4%
	福井県越前市	越前市多文化共生推進プラン	2019年	5.2%
	岐阜県美濃加茂市	第3次美濃加茂市多文化共生推進プラン	2019年 (2009年)	9.6%
	愛知県知立市	知立市多文化共生推進プラン2017-2021	2017年	7.6%
	大阪府吹田市	吹田市多文化共生推進指針	2017年	1.5%
	広島県安芸高田市	第2次安芸高田市多文化共生推進プラン	2018年 (2013年)	2.5%
	熊本県八代市	やつしろ国際化推進ビジョン ～世界の笑顔が花咲く国際都市やつしろ～	2019年	2.0%



※ 都道府県は「多文化共生の推進に関する研究会」第1回資料6を参照。

市区町村は「在留外国人統計」(2019年6月末時点)、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(2019年1月1日時点)から算出。

4. ヒアリング調査 – 概要

- 指針・計画等の比較調査の対象とした15自治体のうち、特に特徴的な取組や策定・改訂の経緯を持つ5自治体について、電話でのヒアリング調査を行った。
- ヒアリング内容は、指針・計画等の策定の背景、注目すべき特徴的な取組の具体的な内容、およびそのほかに自治体で特に注力している取組についてである。

ヒアリング調査項目

1. 策定・改訂の背景

- 改訂にあたっての問題意識（自治体が解決したい課題、日本・国際社会の変化等の影響）
- 前期の指針・計画等（あれば）の振り返り実施の有無、またはその結果
- 新たに盛り込まれた視点
- 策定に寄与する審議会等（あれば）
- 貴自治体が求める多文化共生の姿

2. 特徴的な取組について（対象自治体ごとに2~5件）

- 背景となる問題意識
- 実施内容（予定を含む）
- 施策の検討・実施の状況（予定を含む）

3. 上記の施策以外に、指針・計画等に明記された施策のうち、特に注力しているものについて

区分	自治体名	ヒアリング実施日	ヒアリング対象課室
都道府県	宮城県	3月13日(金)	国際企画課
	静岡県	3月11日(水)	多文化共生課、 農業ビジネス課、介護保険課
政令指定都市	岡山市	3月2日(月)	国際課
市区町村	福井県越前市	3月9日(月)	市民協働課ダイバーシティ推進室、産業政策課
	広島県安芸高田市	3月10日(火)	人権多文化共生推進課

Ⅱ．アンケート調査

INDEX

以下の各調査項目に関し、自治体区分別・指針・計画等策定状況別に集計・分析を行った。

調査項目	頁
1. 指針・計画等策定状況	10
2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法	11
(1) 窓口等における多言語対応	11
(2) 防災に関する支援	16
(3) 医療に関する支援	24
(4) 日本語教育	30
(5) 就職支援	35
3. 防災に関する取組・体制	41
(1) 災害時の多言語情報提供体制	41
(2) 体制整備の実績	42
(3) 体制の地域防災計画への明記	43
(4) 関係団体との役割分担	44
(5) 費用負担	45

調査項目	頁
4. 多文化共生推進に係る担当部署の設置状況	46
5. 部局・関係機関間の連携状況・内容	47
8. 多文化共生推進に必要と考える要因	49

- ※ 無回答が含まれるため、
 択一回答の設問であっても各回答の合計が総回答数と一致しない場合がある。
- ※ 具体的な設問内容は別紙の通り。

1. 指針・計画等策定状況

集計中

(参考) 多文化共生に係る計画・指針の策定状況〔H31(2019).4.1時点〕

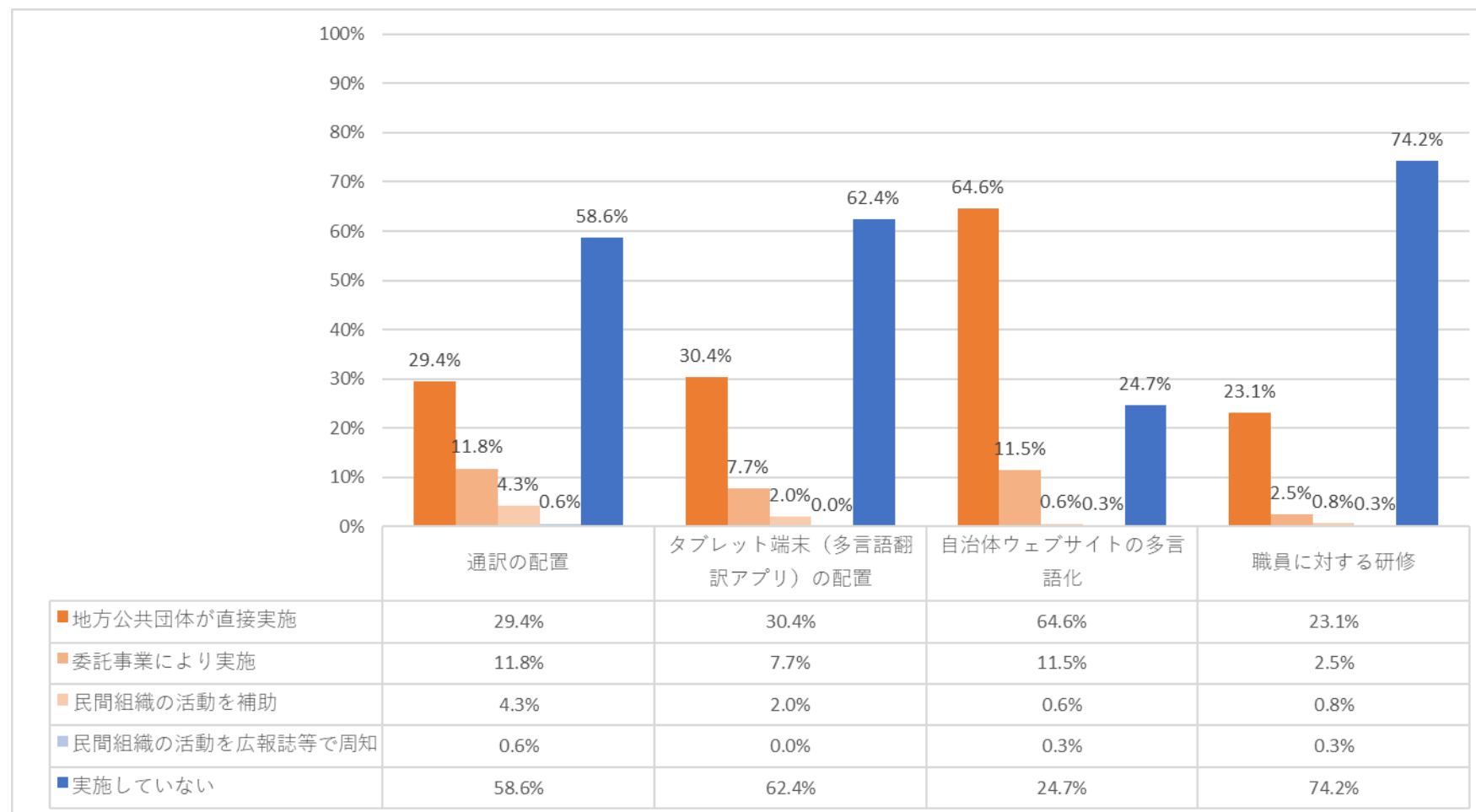
※平成31年4月に実施した総務省自治行政局国際室による調査結果から、今回の調査対象団体の回答を抜粋

回答	都道府県	指定都市	市 (指定都市除く)	区	町	村	全体
1. 多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	18(38%)	9(45%)	58(17%)	8(35%)	1(1%)	0(0%)	94(15%)
2. 国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	18(38%)	9(45%)	30(9%)	3(13%)	6(4%)	0(0%)	66(10%)
3. 総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	10(21%)	2(10%)	192(57%)	10(43%)	74(44%)	8(19%)	296(46%)
策定している(計)	46(98%)	20(100%)	280(83%)	21(91%)	81(48%)	8(19%)	456(71%)
4. 策定していないが、今後策定の予定がある	1(2%)	0(0%)	13(4%)	2(9%)	5(3%)	2(5%)	23(4%)
5. 策定しておらず、今後策定の予定もない	0(0%)	0(0%)	44(13%)	0(0%)	84(49%)	32(76%)	160(25%)
策定していない(計)	1(2%)	0(0%)	57(17%)	2(9%)	89(52%)	34(81%)	183(29%)

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(1) 窓口等における多言語対応

- 窓口等での取組の中では、「自治体ウェブサイトの多言語化」の取組割合が高かった。
- 各取組の詳細について、次ページ以降に示す。



2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(1) 窓口等における多言語対応

① 通訳の配置

- 通訳の設置は、全体では約4割の自治体が実施していたが、町や村では実施率が約1割であった。
- 自治体の直接実施が多いが、都道府県、政令市、東京都特別区は委託や民間への補助による実施割合が比較的高い。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	187	10	10	141	9	14	3
2	委託事業により実施	75	22	8	37	6	2	0
3	民間組織の活動を補助	27	6	3	16	2	0	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	4	0	0	4	0	0	0
5	実施していない	372	11	6	158	7	151	39
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	29.4%	21.7%	50.0%	42.0%	39.1%	8.3%	7.1%
2	委託事業により実施	11.8%	47.8%	40.0%	11.0%	26.1%	1.2%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	4.3%	13.0%	15.0%	4.8%	8.7%	0.0%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.6%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	58.6%	23.9%	30.0%	47.0%	30.4%	89.9%	92.9%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(1) 窓口等における多言語対応

② タブレット端末（多言語翻訳アプリ）の配置

- タブレット端末の設置は、全体では約4割の自治体を実施していたが、町や村では実施率が2割弱であった。
- 自治体の直接実施が多いが、都道府県、政令市、東京都特別区は委託や民間への補助による実施割合が比較的高い。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	193	12	14	113	16	31	7
2	委託事業により実施	49	23	6	16	4	0	0
3	民間組織の活動を補助	13	6	2	5	0	0	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0	0	0	0	0	0	0
5	実施していない	396	9	2	209	4	137	35
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	30.4%	26.1%	70.0%	33.6%	69.6%	18.5%	16.7%
2	委託事業により実施	7.7%	50.0%	30.0%	4.8%	17.4%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	2.0%	13.0%	10.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	62.4%	19.6%	10.0%	62.2%	17.4%	81.5%	83.3%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(1) 窓口等における多言語対応

③ 自治体ウェブサイトの多言語化

- ウェブサイトの多言語化は、全体では7割強の自治体を実施していたが、町では約半数、村では約3割であった。
- 自治体の直接実施が多いが、都道府県、政令市、東京都特別区は委託や民間への補助による実施割合が比較的高い。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	410	37	17	253	17	75	11
2	委託事業により実施	73	7	5	45	6	9	1
3	民間組織の活動を補助	4	2	0	2	0	0	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2	0	0	1	0	1	0
5	実施していない	157	2	0	42	1	82	30

選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	64.6%	80.4%	85.0%	75.3%	73.9%	44.6%	26.2%
2	委託事業により実施	11.5%	15.2%	25.0%	13.4%	26.1%	5.4%	2.4%
3	民間組織の活動を補助	0.6%	4.3%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.3%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.6%	0.0%
5	実施していない	24.7%	4.3%	0.0%	12.5%	4.3%	48.8%	71.4%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(1) 窓口等における多言語対応

④ 職員に対する研修

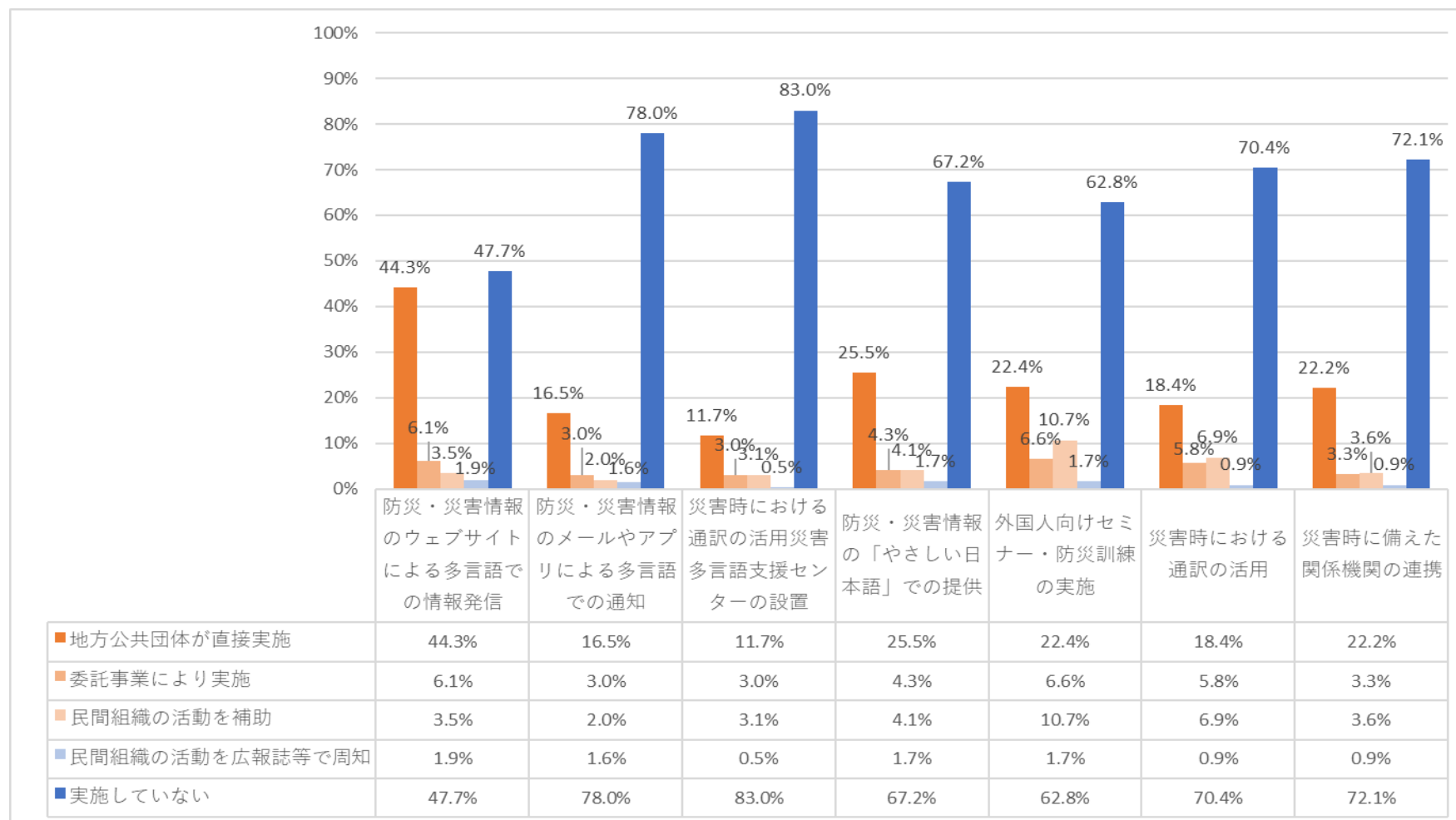
- 職員研修については、全体の2割強の実施にとどまった。
- 政令市や東京都特別区の実施率が高く、町・村ではほとんど実施されていなかった。また、自治体の直接実施が大多数であった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	147	12	17	100	13	4	1
2	委託事業により実施	16	9	0	5	2	0	0
3	民間組織の活動を補助	5	3	0	1	1	0	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2	0	0	2	0	0	0
5	実施していない	471	25	3	231	8	163	41
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	23.1%	26.1%	85.0%	29.8%	56.5%	2.4%	2.4%
2	委託事業により実施	2.5%	19.6%	0.0%	1.5%	8.7%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	0.8%	6.5%	0.0%	0.3%	4.3%	0.0%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	74.2%	54.3%	15.0%	68.8%	34.8%	97.0%	97.6%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(2) 防災に関する支援

- 防災に関する取組の中では、「防災・災害情報のウェブサイトによる多言語での情報発信」の取組割合が高かった。
- 各取組の詳細について、次ページ以降に示す。



2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(2) 防災に関する支援

① 防災・災害情報のウェブサイトによる多言語での情報発信

- ウェブサイトでの多言語発信は、全体では半数弱の自治体が実施していたが、町・村は約2割であった。
- 自治体の直接実施が多いが、都道府県、政令市は委託や民間への補助による実施割合が比較的高い。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	281	29	10	180	18	37	7
2	委託事業により実施	39	11	5	15	1	7	0
3	民間組織の活動を補助	22	7	5	8	2	0	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	12	2	1	8	0	1	0
5	実施していない	303	6	3	133	4	122	35
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	44.3%	63.0%	50.0%	53.6%	78.3%	22.0%	16.7%
2	委託事業により実施	6.1%	23.9%	25.0%	4.5%	4.3%	4.2%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	3.5%	15.2%	25.0%	2.4%	8.7%	0.0%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.9%	4.3%	5.0%	2.4%	0.0%	0.6%	0.0%
5	実施していない	47.7%	13.0%	15.0%	39.6%	17.4%	72.6%	83.3%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(2) 防災に関する支援

② 防災・災害情報のメールやアプリによる多言語での通知

- メール・アプリでの多言語通知は、全体の約2割の実施にとどまった。
- その中では規模の大きい自治体ほど実施率が高く、実施方法は自治体の直接実施の割合が高かった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	105	16	8	60	10	11	0
2	委託事業により実施	19	3	3	11	1	1	0
3	民間組織の活動を補助	13	3	2	6	2	0	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	10	2	0	7	1	0	0
5	実施していない	495	25	8	254	11	155	42
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	16.5%	34.8%	40.0%	17.9%	43.5%	6.5%	0.0%
2	委託事業により実施	3.0%	6.5%	15.0%	3.3%	4.3%	0.6%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	2.0%	6.5%	10.0%	1.8%	8.7%	0.0%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.6%	4.3%	0.0%	2.1%	4.3%	0.0%	0.0%
5	実施していない	78.0%	54.3%	40.0%	75.6%	47.8%	92.3%	100.0%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(2) 防災に関する支援

③ 災害時における災害多言語支援センターの設置

- ・ 災害多言語支援センターの設置は、全体で1割強の実施にとどまった。都道府県や政令市とその他区分の差が大きい。
- ・ 基本的には自治体の直接実施が中心となっている。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	74	24	12	32	3	2	1
2	委託事業により実施	19	7	5	6	1	0	0
3	民間組織の活動を補助	20	6	4	8	0	2	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	3	1	0	2	0	0	0
5	実施していない	527	13	2	289	19	163	41
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	11.7%	52.2%	60.0%	9.5%	13.0%	1.2%	2.4%
2	委託事業により実施	3.0%	15.2%	25.0%	1.8%	4.3%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	3.1%	13.0%	20.0%	2.4%	0.0%	1.2%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.5%	2.2%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	83.0%	28.3%	10.0%	86.0%	82.6%	97.0%	97.6%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(2) 防災に関する支援

④ 防災・災害情報の「やさしい日本語」での提供

- やさしい日本語での防災・災害情報の提供は、全体では約3割で実施されていた。
- 都道府県及び市レベルでの実施率が比較的高く、また都道府県や政令市は委託や補助による実施割合が比較的高い。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	162	17	13	115	10	7	0
2	委託事業により実施	27	11	4	12	0	0	0
3	民間組織の活動を補助	26	9	3	14	0	0	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	11	1	1	9	0	0	0
5	実施していない	427	13	3	196	13	160	42

選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	25.5%	37.0%	65.0%	34.2%	43.5%	4.2%	0.0%
2	委託事業により実施	4.3%	23.9%	20.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	4.1%	19.6%	15.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.7%	2.2%	5.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	67.2%	28.3%	15.0%	58.3%	56.5%	95.2%	100.0%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(2) 防災に関する支援

⑤ 外国人向けセミナー・防災訓練の実施

- 外国人向けセミナー・防災訓練は、全体では約4割弱で実施され、東京都特別区の実施率が突出していた。
- 自治体の直接実施が多いものの、都道府県や政令市ではそれと同等の割合で委託・補助により実施されていた。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	142	17	8	93	17	6	1
2	委託事業により実施	42	12	7	20	1	2	0
3	民間組織の活動を補助	68	12	6	43	3	4	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	11	4	0	7	0	0	0
5	実施していない	399	8	2	188	5	155	41
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	22.4%	37.0%	40.0%	27.7%	73.9%	3.6%	2.4%
2	委託事業により実施	6.6%	26.1%	35.0%	6.0%	4.3%	1.2%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	10.7%	26.1%	30.0%	12.8%	13.0%	2.4%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.7%	8.7%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	62.8%	17.4%	10.0%	56.0%	21.7%	92.3%	97.6%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(2) 防災に関する支援

⑥ 災害時における通訳の活用

- ・ 災害時通訳の活用については、全体では約3割で実施されていたが、町・村ではほぼ実施されていなかった。
- ・ 自治体の直接実施が多いものの、都道府県や政令市ではそれと同等の割合で委託・補助により実施されていた。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	117	14	10	80	10	3	0
2	委託事業により実施	37	14	6	15	2	0	0
3	民間組織の活動を補助	44	13	6	21	1	3	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	6	2	0	3	1	0	0
5	実施していない	447	8	2	225	9	161	42
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	18.4%	30.4%	50.0%	23.8%	43.5%	1.8%	0.0%
2	委託事業により実施	5.8%	30.4%	30.0%	4.5%	8.7%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	6.9%	28.3%	30.0%	6.3%	4.3%	1.8%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.9%	4.3%	0.0%	0.9%	4.3%	0.0%	0.0%
5	実施していない	70.4%	17.4%	10.0%	67.0%	39.1%	95.8%	100.0%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(2) 防災に関する支援

⑦ 災害時に備えた関係機関の連携

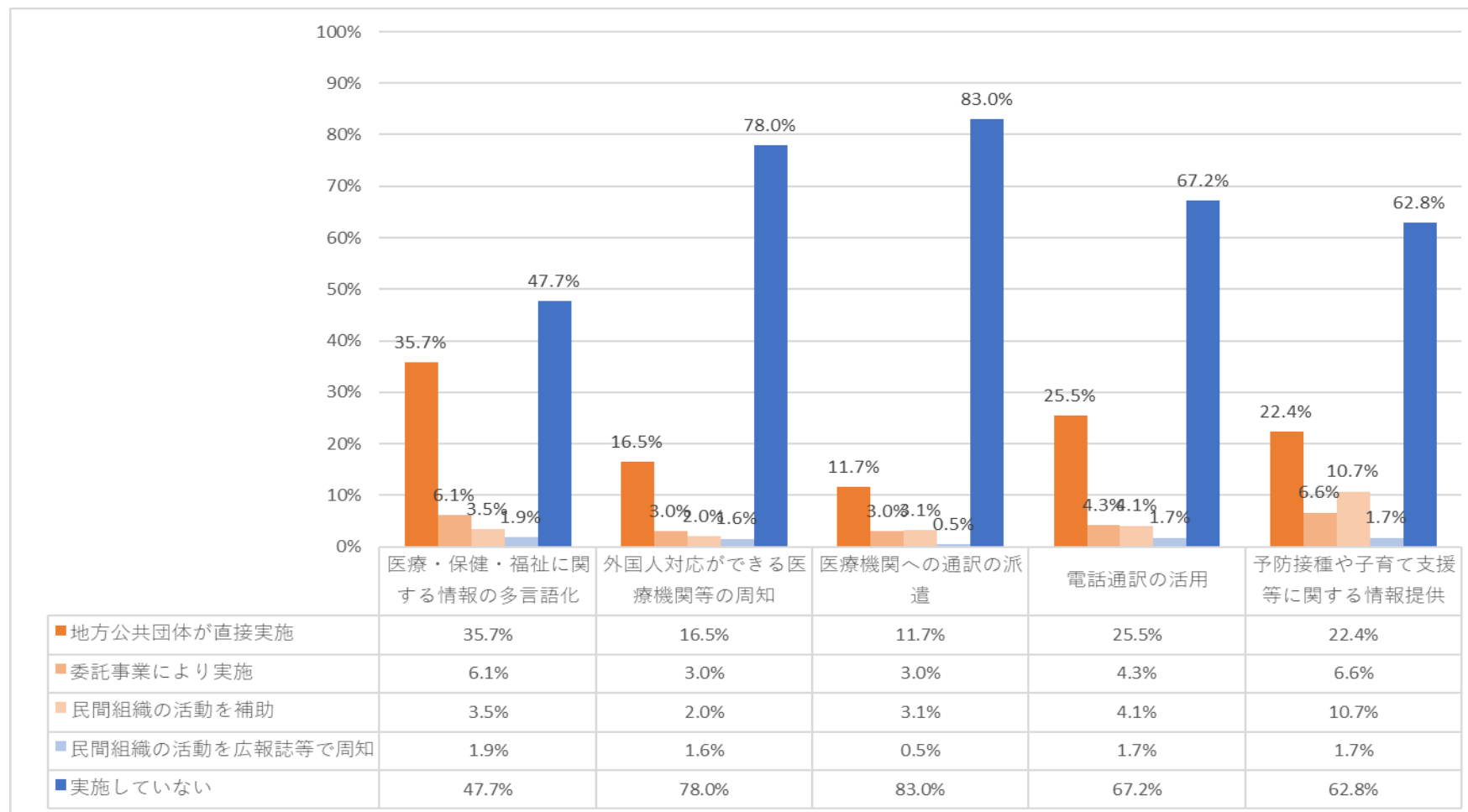
- 関係機関の連携は、全体では3割弱で実施されていたが、町・村ではほぼ実施されていなかった。
- 自治体の直接実施が多いものの、都道府県や政令市ではそれと同等の割合で委託・補助により実施されていた。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	141	28	15	85	8	5	0
2	委託事業により実施	21	7	4	8	2	0	0
3	民間組織の活動を補助	23	4	4	10	2	3	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	6	0	0	5	0	1	0
5	実施していない	458	9	2	234	13	158	42
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	22.2%	60.9%	75.0%	25.3%	34.8%	3.0%	0.0%
2	委託事業により実施	3.3%	15.2%	20.0%	2.4%	8.7%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	3.6%	8.7%	20.0%	3.0%	8.7%	1.8%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.9%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.6%	0.0%
5	実施していない	72.1%	19.6%	10.0%	69.6%	56.5%	94.0%	100.0%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(3) 医療に関する支援

- 医療に関する取組の中では、「医療・保健・福祉に関する情報の多言語化」の取組割合が高かった。
- 各取組の詳細について、次ページ以降に示す。



2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(3) 医療に関する支援

① 医療・保健・福祉に関する情報の多言語化

- 医療・保健・福祉に関する情報の多言語化は、全体では約4割で実施されていた。
- 規模の大きい自治体ほど実施率が高く、実施方法としては自治体の直接実施が多かった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	227	25	15	145	10	28	4
2	委託事業により実施	28	7	4	11	3	2	1
3	民間組織の活動を補助	9	4	1	2	0	2	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	14	2	2	9	1	0	0
5	実施していない	371	13	2	174	10	135	37
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	35.7%	54.3%	75.0%	43.2%	43.5%	16.7%	9.5%
2	委託事業により実施	4.4%	15.2%	20.0%	3.3%	13.0%	1.2%	2.4%
3	民間組織の活動を補助	1.4%	8.7%	5.0%	0.6%	0.0%	1.2%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2.2%	4.3%	10.0%	2.7%	4.3%	0.0%	0.0%
5	実施していない	58.4%	28.3%	10.0%	51.8%	43.5%	80.4%	88.1%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(3) 医療に関する支援

② 外国人対応ができる医療機関等の周知

- 外国人対応ができる医療機関等の周知は、全体では約2割の実施にとどまった。
- 規模の大きい自治体ほど実施率が高く、実施方法としては自治体の直接実施が多かった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	95	34	7	42	6	4	2
2	委託事業により実施	21	9	4	6	1	0	1
3	民間組織の活動を補助	11	4	2	4	0	1	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	17	2	3	11	1	0	0
5	実施していない	502	4	7	275	15	162	39
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	15.0%	73.9%	35.0%	12.5%	26.1%	2.4%	4.8%
2	委託事業により実施	3.3%	19.6%	20.0%	1.8%	4.3%	0.0%	2.4%
3	民間組織の活動を補助	1.7%	8.7%	10.0%	1.2%	0.0%	0.6%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2.7%	4.3%	15.0%	3.3%	4.3%	0.0%	0.0%
5	実施していない	79.1%	8.7%	35.0%	81.8%	65.2%	96.4%	92.9%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(3) 医療に関する支援

③ 医療機関への通訳の派遣

- 医療機関への通訳の派遣は、全体では1割強の実施にとどまった。
- 大規模自治体の実施率が比較的高く、実施方法は委託が最も高い結果となった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	25	3	1	15	1	4	1
2	委託事業により実施	37	8	5	22	0	2	0
3	民間組織の活動を補助	16	7	2	6	0	1	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	18	4	1	13	0	0	0
5	実施していない	539	24	11	281	22	160	41
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	3.9%	6.5%	5.0%	4.5%	4.3%	2.4%	2.4%
2	委託事業により実施	5.8%	17.4%	25.0%	6.5%	0.0%	1.2%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	2.5%	15.2%	10.0%	1.8%	0.0%	0.6%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2.8%	8.7%	5.0%	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	84.9%	52.2%	55.0%	83.6%	95.7%	95.2%	97.6%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(3) 医療に関する支援

④ 電話通訳の活用

- 電話通訳の活用は、全体で2割弱の実施にとどまった。
- 実施方法として、都道府県や政令市では委託、その他の市では自治体の直接実施が高い割合を占めた。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	42	3	0	28	2	8	1
2	委託事業により実施	47	18	7	16	2	4	0
3	民間組織の活動を補助	10	2	2	5	0	1	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	14	1	1	12	0	0	0
5	実施していない	523	22	11	276	19	154	41
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	6.6%	6.5%	0.0%	8.3%	8.7%	4.8%	2.4%
2	委託事業により実施	7.4%	39.1%	35.0%	4.8%	8.7%	2.4%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	1.6%	4.3%	10.0%	1.5%	0.0%	0.6%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2.2%	2.2%	5.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	82.4%	47.8%	55.0%	82.1%	82.6%	91.7%	97.6%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(3) 医療に関する支援

⑤ 予防接種や子育て支援等に関する情報提供

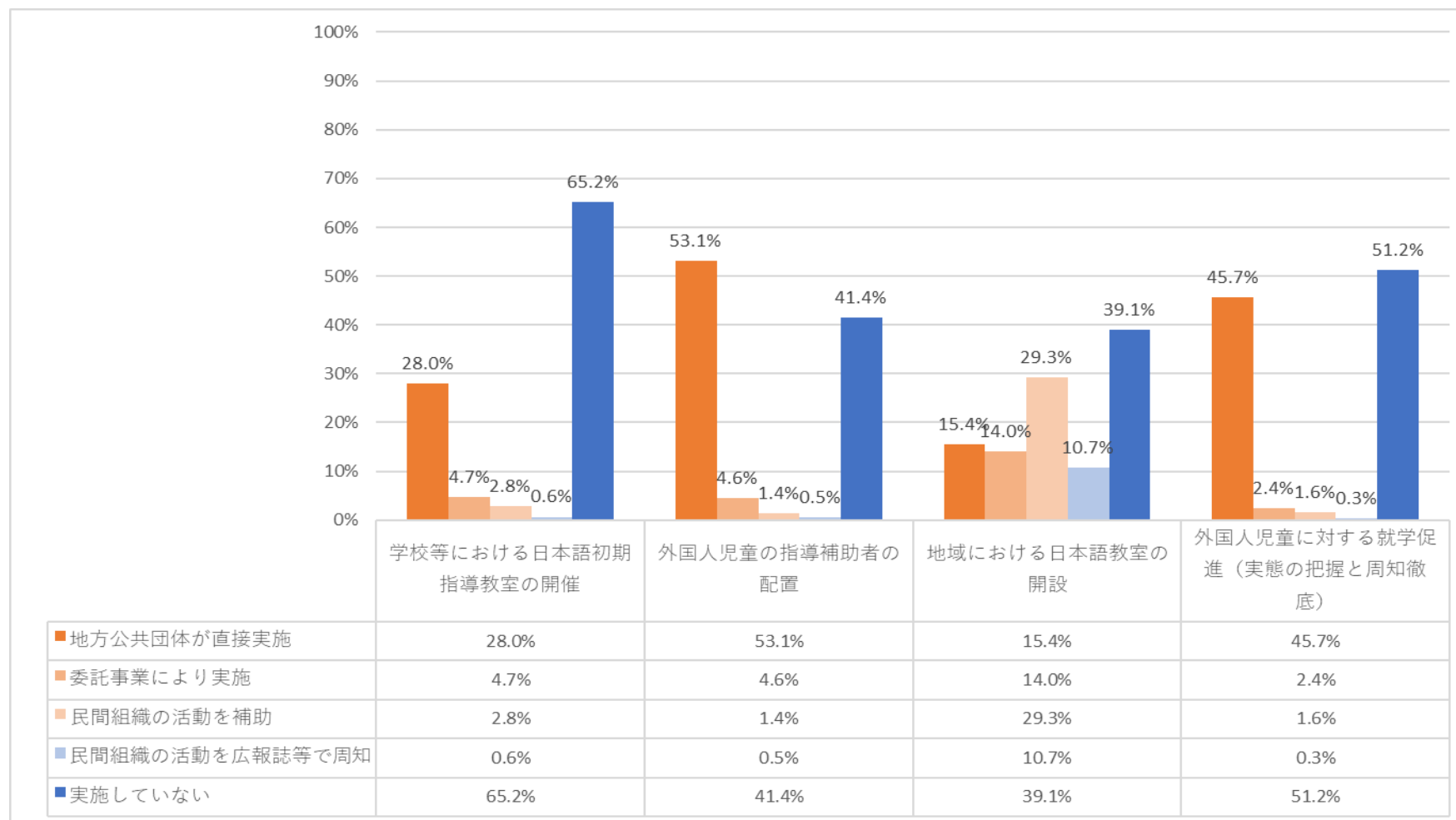
- 外国人への予防接種や子育て支援等に関する情報提供は約5割で実施され、市レベルの実施が中心であった。
- 実施方法は自治体の直接実施が大部分を占めた。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	283	6	16	186	15	57	3
2	委託事業により実施	26	6	3	13	2	1	1
3	民間組織の活動を補助	17	5	1	10	1	0	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	12	2	2	8	0	0	0
5	実施していない	317	29	3	130	7	110	38
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	44.6%	13.0%	80.0%	55.4%	65.2%	33.9%	7.1%
2	委託事業により実施	4.1%	13.0%	15.0%	3.9%	8.7%	0.6%	2.4%
3	民間組織の活動を補助	2.7%	10.9%	5.0%	3.0%	4.3%	0.0%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.9%	4.3%	10.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	49.9%	63.0%	15.0%	38.7%	30.4%	65.5%	90.5%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(4) 日本語教育

- 日本語教育の取組の中では、「外国人児童の指導補助者の配置」の取組割合が高かった。
- 各取組の詳細について、次ページ以降に示す。



2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(4) 日本語教育

① 学校等における日本語初期指導教室の開催

- 学校等における日本語初期指導教室は、全体では3割強で実施され、市レベルの実施が中心であった。
- 自治体の直接実施が中心であったが、都道府県や東京都特別区は相対的に委託での実施率が高かった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	178	4	17	123	13	19	2
2	委託事業により実施	30	3	2	17	3	4	1
3	民間組織の活動を補助	18	2	0	11	1	3	1
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	4	0	0	4	0	0	0
5	実施していない	414	37	3	188	7	141	38
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	28.0%	8.7%	85.0%	36.6%	56.5%	11.3%	4.8%
2	委託事業により実施	4.7%	6.5%	10.0%	5.1%	13.0%	2.4%	2.4%
3	民間組織の活動を補助	2.8%	4.3%	0.0%	3.3%	4.3%	1.8%	2.4%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.6%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	65.2%	80.4%	15.0%	56.0%	30.4%	83.9%	90.5%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(4) 日本語教育

② 外国人児童の指導補助者の配置

- 外国人児童の指導補助者の配置は、全体では約6割で実施され、政令市ではほぼ全自治体が実施していた。
- 基本的に自治体の直接実施により行われていた。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	337	22	19	229	12	49	6
2	委託事業により実施	29	4	0	20	2	3	0
3	民間組織の活動を補助	9	1	0	7	0	1	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	3	0	0	3	0	0	0
5	実施していない	263	21	1	82	9	114	36
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	53.1%	47.8%	95.0%	68.2%	52.2%	29.2%	14.3%
2	委託事業により実施	4.6%	8.7%	0.0%	6.0%	8.7%	1.8%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	1.4%	2.2%	0.0%	2.1%	0.0%	0.6%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.5%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	41.4%	45.7%	5.0%	24.4%	39.1%	67.9%	85.7%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(4) 日本語教育

③ 地域における日本語教室の開設

- 日本語教室の開設は約6割で実施され、他の取組と比べ民間組織の活動を周知しているケースが多く見られた。
- 基本的には市レベルの実施であるが、町では約3割、村では約1割の設置にとどまる。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	98	5	6	63	5	16	3
2	委託事業により実施	89	10	5	63	3	7	1
3	民間組織の活動を補助	186	10	10	132	12	21	1
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	68	9	5	49	2	3	0
5	実施していない	248	19	2	68	2	120	37
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	15.4%	10.9%	30.0%	18.8%	21.7%	9.5%	7.1%
2	委託事業により実施	14.0%	21.7%	25.0%	18.8%	13.0%	4.2%	2.4%
3	民間組織の活動を補助	29.3%	21.7%	50.0%	39.3%	52.2%	12.5%	2.4%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	10.7%	19.6%	25.0%	14.6%	8.7%	1.8%	0.0%
5	実施していない	39.1%	41.3%	10.0%	20.2%	8.7%	71.4%	88.1%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(4) 日本語教育

④ 外国人児童に対する就学促進（実態の把握と周知徹底）

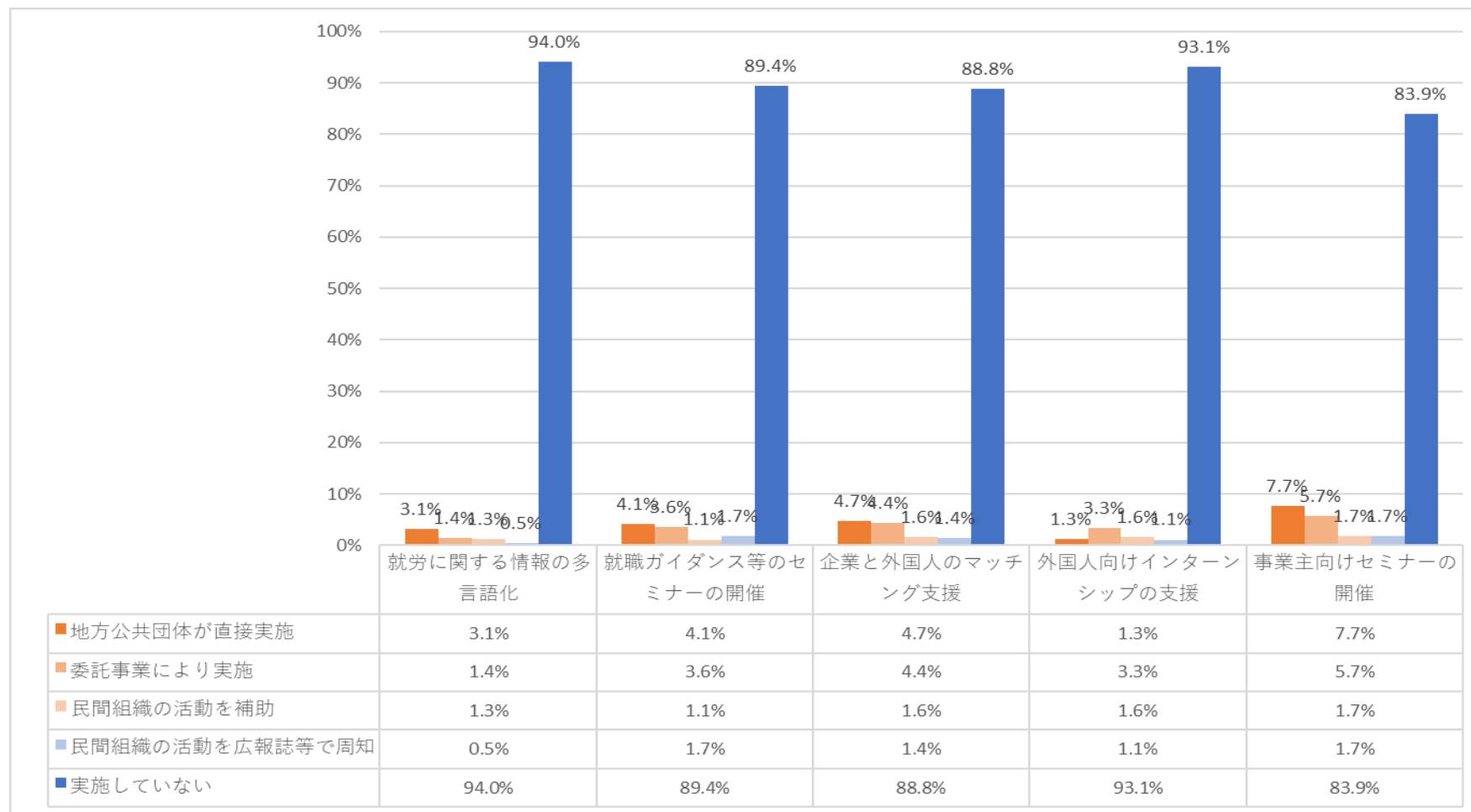
- 児童の就学促進は全体で約5割の実施であり、自治体規模が大きいほど高い割合となった。
- 基本的に自治体の直接実施により行われていた。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	290	24	15	190	13	45	3
2	委託事業により実施	15	1	2	12	0	0	0
3	民間組織の活動を補助	10	1	1	6	1	1	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2	0	0	2	0	0	0
5	実施していない	325	21	5	129	10	121	39
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	45.7%	52.2%	75.0%	56.5%	56.5%	26.8%	7.1%
2	委託事業により実施	2.4%	2.2%	10.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	1.6%	2.2%	5.0%	1.8%	4.3%	0.6%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	51.2%	45.7%	25.0%	38.4%	43.5%	72.0%	92.9%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(5) 就職支援

- 就職支援関係の取組は、他の分野に比べてきわめて実施割合が低い。
- 各取組の詳細について、次ページ以降に示す。



2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(5) 就職支援

① 就労に関する情報の多言語化

- ・ 就労に関する情報の多言語化は、実施率が低かった。
- ・ 都道府県の実施率が約3割、政令市がそれに次ぐ形であったが、それ以下の規模の自治体ではほぼ行われていなかった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	20	9	2	9	0	0	0
2	委託事業により実施	9	4	2	2	0	1	0
3	民間組織の活動を補助	8	3	2	2	0	1	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	3	1	0	2	0	0	0
5	実施していない	597	31	15	321	23	165	42
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	3.1%	19.6%	10.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%
2	委託事業により実施	1.4%	8.7%	10.0%	0.6%	0.0%	0.6%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	1.3%	6.5%	10.0%	0.6%	0.0%	0.6%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.5%	2.2%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	94.0%	67.4%	75.0%	95.5%	100.0%	98.2%	100.0%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(5) 就職支援

② 就職ガイダンス等のセミナーの開催

- ・ 就職ガイダンス等セミナーも、実施率が低かった。
- ・ 都道府県の実施率が約6割、政令市が約4割であったが、それ以下の規模の自治体ではほぼ行われていなかった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	26	8	4	11	0	3	0
2	委託事業により実施	23	18	2	2	1	0	0
3	民間組織の活動を補助	7	3	2	2	0	0	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	11	0	1	8	0	2	0
5	実施していない	568	18	11	313	22	162	42
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	4.1%	17.4%	20.0%	3.3%	0.0%	1.8%	0.0%
2	委託事業により実施	3.6%	39.1%	10.0%	0.6%	4.3%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	1.1%	6.5%	10.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.7%	0.0%	5.0%	2.4%	0.0%	1.2%	0.0%
5	実施していない	89.4%	39.1%	55.0%	93.2%	95.7%	96.4%	100.0%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(5) 就職支援

③ 企業と外国人のマッチング支援

- 企業と外国人のマッチング支援も、実施率が低かった。
- 都道府県の実施率が約7割、政令市が5割弱であったが、それ以下の規模の自治体ではほぼ行われていなかった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	30	12	4	11	0	3	0
2	委託事業により実施	28	22	2	3	1	0	0
3	民間組織の活動を補助	10	2	3	4	0	1	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	9	3	0	5	0	1	0
5	実施していない	564	14	11	313	22	162	42
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	4.7%	26.1%	20.0%	3.3%	0.0%	1.8%	0.0%
2	委託事業により実施	4.4%	47.8%	10.0%	0.9%	4.3%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	1.6%	4.3%	15.0%	1.2%	0.0%	0.6%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.4%	6.5%	0.0%	1.5%	0.0%	0.6%	0.0%
5	実施していない	88.8%	30.4%	55.0%	93.2%	95.7%	96.4%	100.0%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(5) 就職支援

④ 外国人向けインターンシップの支援

- 外国人向けインターンシップ支援も、実施率が低かった。
- 都道府県の実施率が4割強、政令市が3割弱であったが、それ以下の規模の自治体ではほぼ行われていなかった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	8	6	0	1	0	1	0
2	委託事業により実施	21	14	3	3	1	0	0
3	民間組織の活動を補助	10	1	2	5	1	1	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	7	2	0	4	0	1	0
5	実施していない	591	25	15	323	22	164	42
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	1.3%	13.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.6%	0.0%
2	委託事業により実施	3.3%	30.4%	15.0%	0.9%	4.3%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	1.6%	2.2%	10.0%	1.5%	4.3%	0.6%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.1%	4.3%	0.0%	1.2%	0.0%	0.6%	0.0%
5	実施していない	93.1%	54.3%	75.0%	96.1%	95.7%	97.6%	100.0%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(5) 就職支援

⑤ 事業主向けセミナーの開催

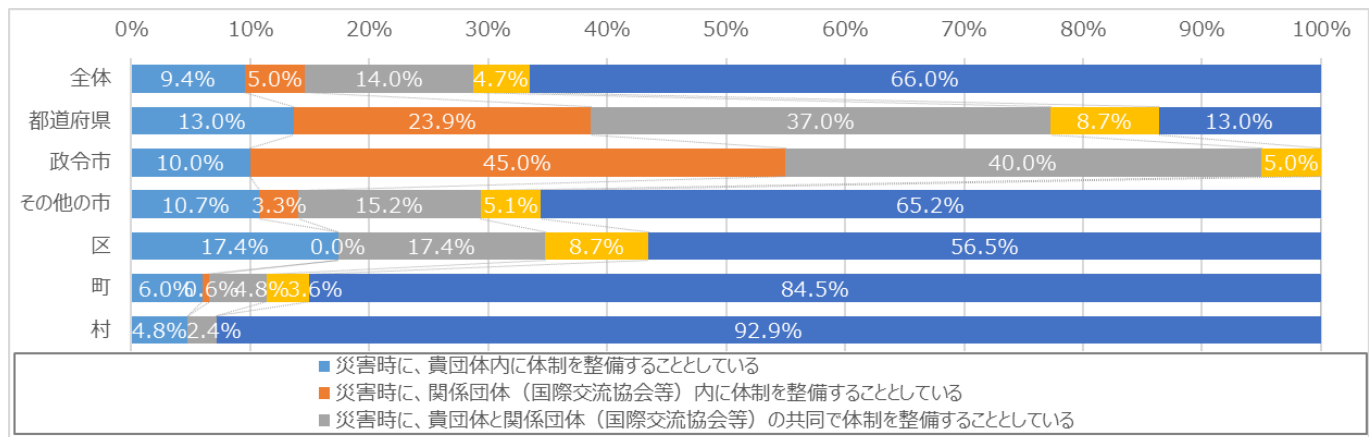
- ・ 事業主向けセミナーは1割強の実施にとどまったが、就職支援系では比較的高い実施率であった。
- ・ 都道府県の実施率が8割強、政令市が7割弱であったが、それ以下の規模の自治体では実施率が低かった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	49	15	8	22	2	1	1
2	委託事業により実施	36	24	4	5	3	0	0
3	民間組織の活動を補助	11	3	2	5	0	1	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	11	1	0	9	0	1	0
5	実施していない	533	8	7	295	18	164	41
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	7.7%	32.6%	40.0%	6.5%	8.7%	0.6%	2.4%
2	委託事業により実施	5.7%	52.2%	20.0%	1.5%	13.0%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	1.7%	6.5%	10.0%	1.5%	0.0%	0.6%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.7%	2.2%	0.0%	2.7%	0.0%	0.6%	0.0%
5	実施していない	83.9%	17.4%	35.0%	87.8%	78.3%	97.6%	97.6%

3. 防災に関する取組・体制 (1) 災害時の多言語情報提供体制

- 災害時に多言語情報提供体制を整備することとしている自治体は全体の3割強であった。
- 政令市は全て、都道府県は約9割が整備することとしており、国際交流協会等との連携を図られている割合が高かった。

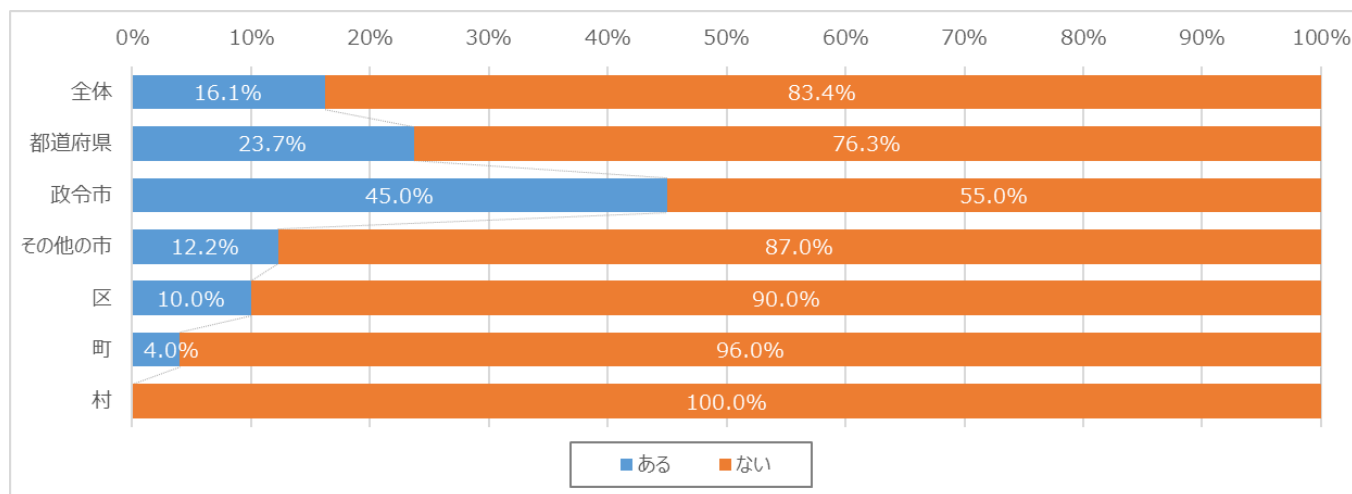
選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	している	211	38	20	115	10	25	3
1-a	災害時に、貴団体内に体制を整備することとしている	60	6	2	36	4	10	2
1-b	災害時に、関係団体（国際交流協会等）内に体制を整備することとしている	32	11	9	11	0	1	0
1-c	災害時に、貴団体と関係団体（国際交流協会等）の共同で体制を整備することとしている	89	17	8	51	4	8	1
1-d	その他	30	4	1	17	2	6	0
2	していない	419	6	0	219	13	142	39



3. 防災に関する取組・体制 (2) 体制整備の実績

- 災害時に多言語情報提供体制を整備する自治体のうち、実際に整備実績のある自治体は2割弱であった。
- 大型地震や台風、また直近ではコロナウィルス対応のために体制整備が図られている。

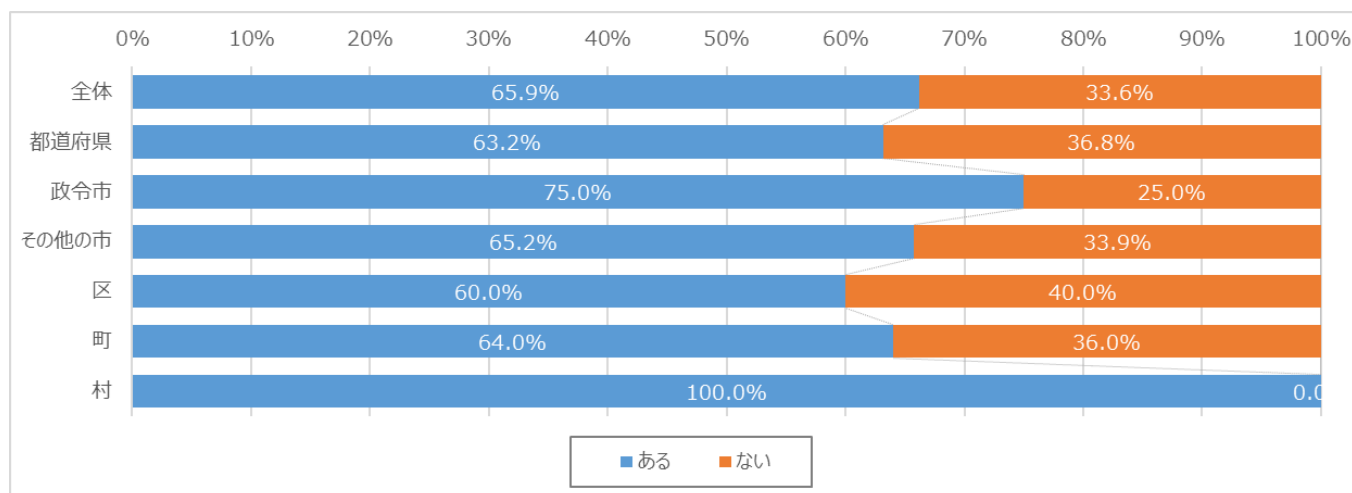
選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	211	38	20	115	10	25	3
1	ある	34	9	9	14	1	1	0
2	ない	176	29	11	100	9	24	3



3. 防災に関する取組・体制 (3) 体制の地域防災計画への明記

- 災害時に多言語情報提供体制を整備する自治体のうち、7割弱が地域防災計画にもこの体制を明記していた。
- この明記している割合について、自治体区分ごとの傾向での大きな差異はみられなかった。

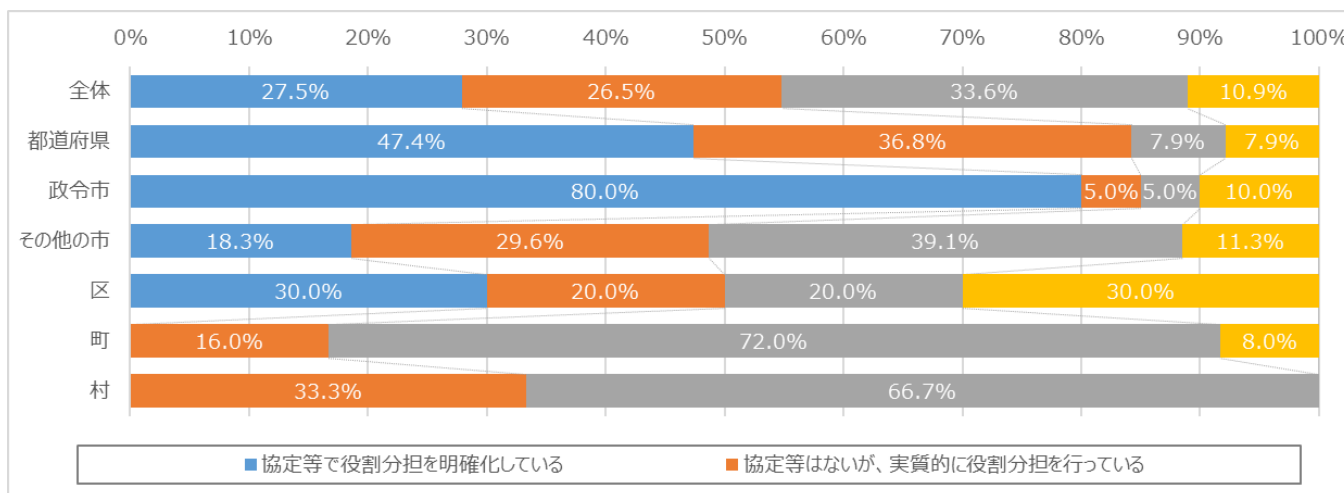
選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	211	38	20	115	10	25	3
1	ある	139	24	15	75	6	16	3
2	ない	71	14	5	39	4	9	0



3. 防災に関する取組・体制 (4) 関係団体との役割分担

- 災害時に多言語情報提供体制を整備する自治体について、関係団体との役割分担は、協定上で明記されているもの、実質的に役割分担しているもの、どちらのみが担っているものがほぼ同等の割合であった。

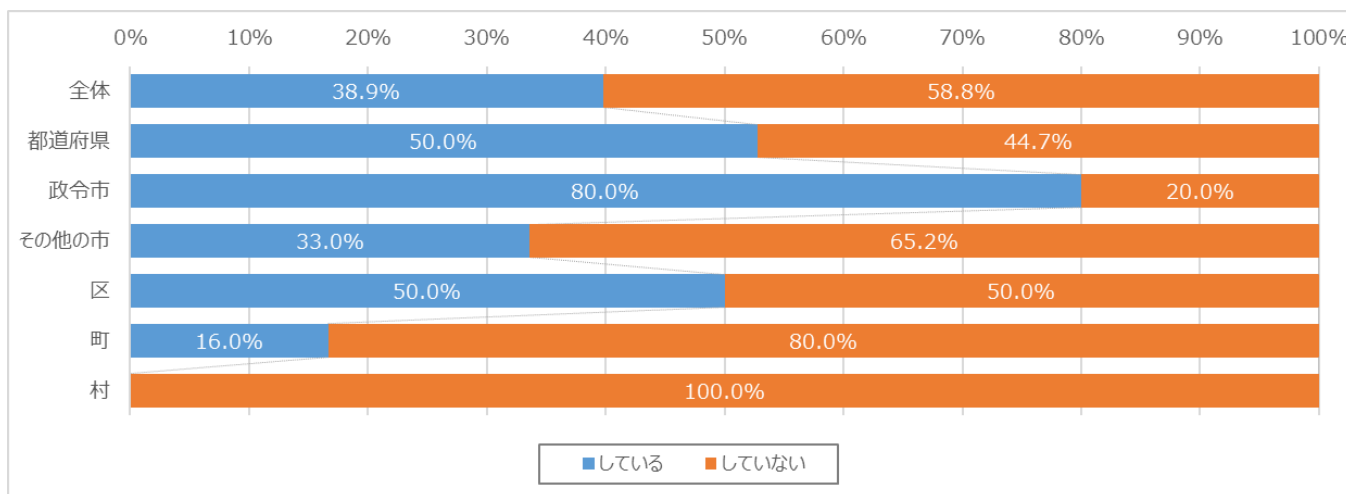
選択肢	回答（団体数）						
	全体	自治体区分別					
		都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
回答総数	211	38	20	115	10	25	3
1 協定等で役割分担を明確化している	58	18	16	21	3	0	0
2 協定等はないが、実質的に役割分担を行っている	56	14	1	34	2	4	1
3 役割分担はない（どちらか一方のみが担っている）	71	3	1	45	2	18	2
4 その他	23	3	2	13	3	2	0



3. 防災に関する取組・体制 (5) 費用負担

- 災害時に多言語情報提供体制を整備する自治体について、自治体側で費用を負担する割合は4割弱であった。
- その他の市では3割強、町では2割弱、村では0割と、自治体規模が小さいほど負担をしていない。

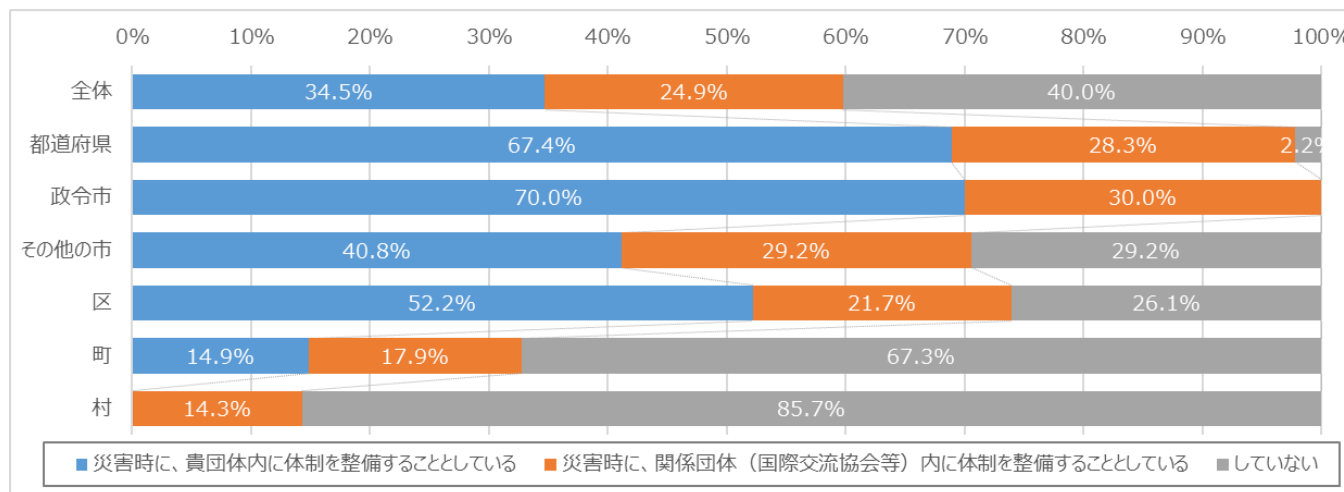
選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	211	38	20	115	10	25	3
1	している	82	19	16	38	5	4	0
2	していない	124	17	4	75	5	20	3



4. 多文化共生推進に係る担当部署の設置状況

- 多文化共生推進に係る担当部署を設置している割合は全体で3割強、専門担当者を置いている割合は2割強であった。
- 自治体規模が大きいほど専門の部署や専門の担当者を設置できている割合が高い。

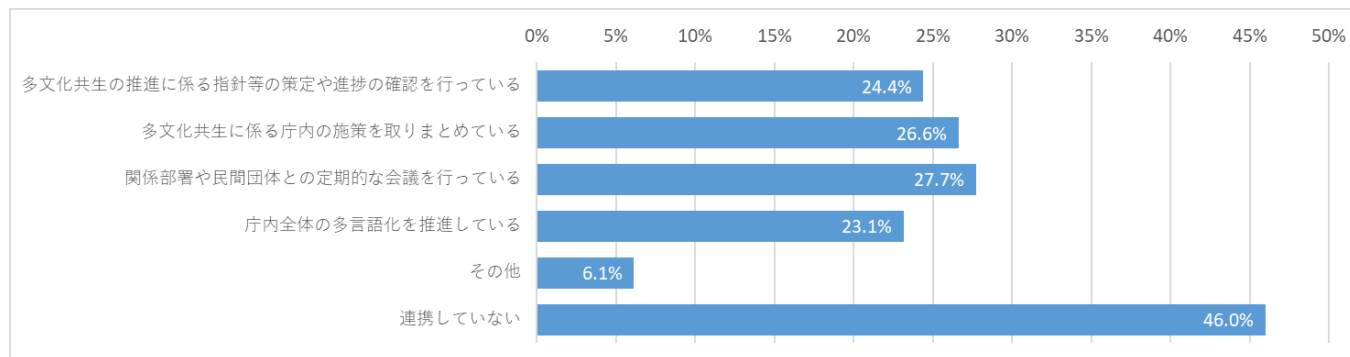
選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	設置している	377	44	20	235	17	55	6
1-a	組織として設置している	219	31	14	137	12	25	0
1-b	専門の組織としては設置していないが、多文化共生推進の専門の担当者を置いている	158	13	6	98	5	30	6
2	設置していない	254	1	0	98	6	113	36



5. 部局・関係機関間の連携状況・内容

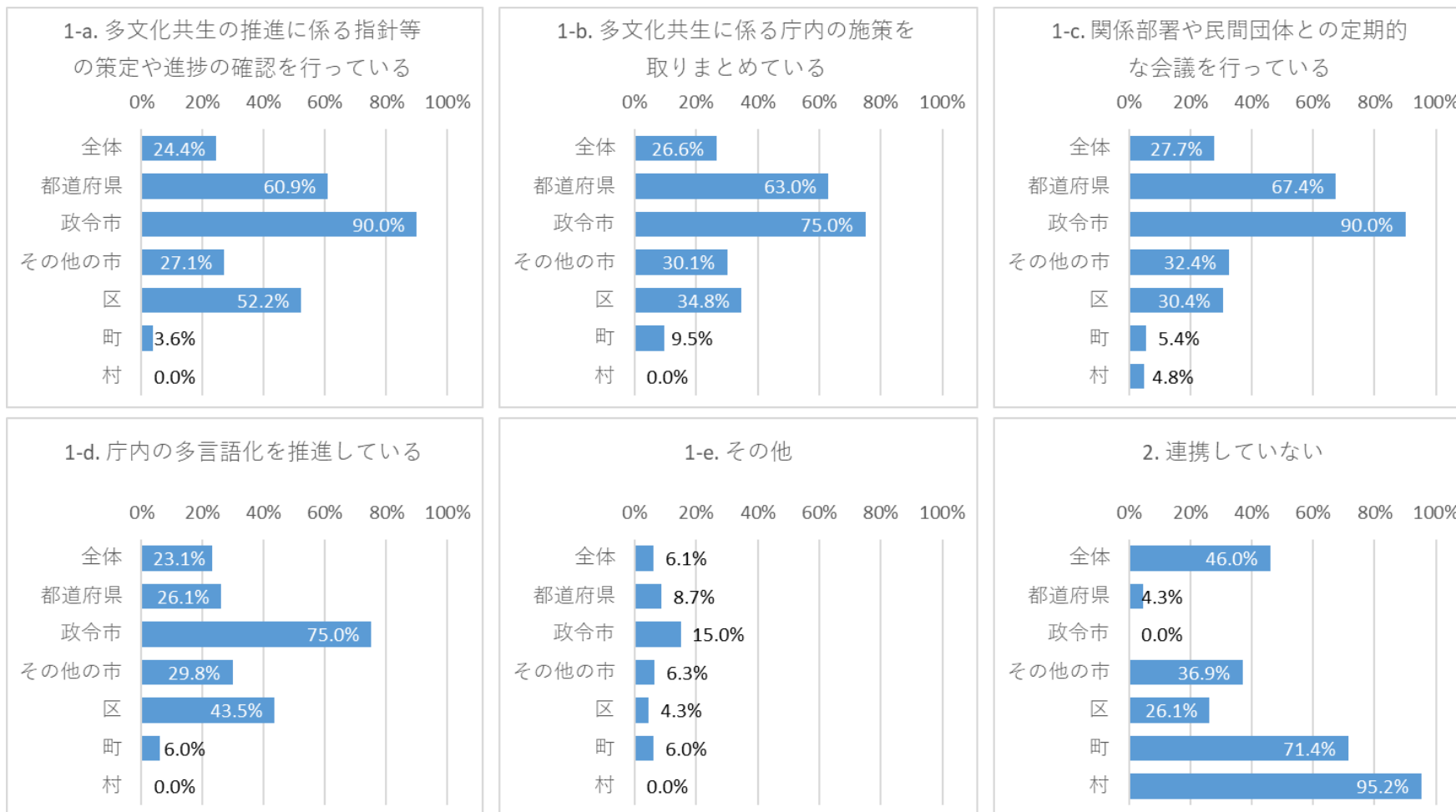
- 部局・関係機関間の連携に関して、5割強の自治体は何らかの連携を行っていた。
- 指針等の策定と進捗確認、庁内施策の取りまとめ、関係機関間での会議、多言語化推進は同程度の実施率であった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	連携している	-	-	-	-	-	-	-
1-a	多文化共生の推進に係る指針等の策定や進捗の確認を行っている	155	28	18	91	12	6	0
1-b	多文化共生に係る庁内の施策を取りまとめている	169	29	15	101	8	16	0
1-c	関係部署や民間団体との定期的な会議を行っている	176	31	18	109	7	9	2
1-d	庁内全体の多言語化を推進している	147	12	15	100	10	10	0
1-e	その他	39	4	3	21	1	10	0
2	連携していない	292	2	0	124	6	120	40



5. 部局・関係機関間の連携状況・内容

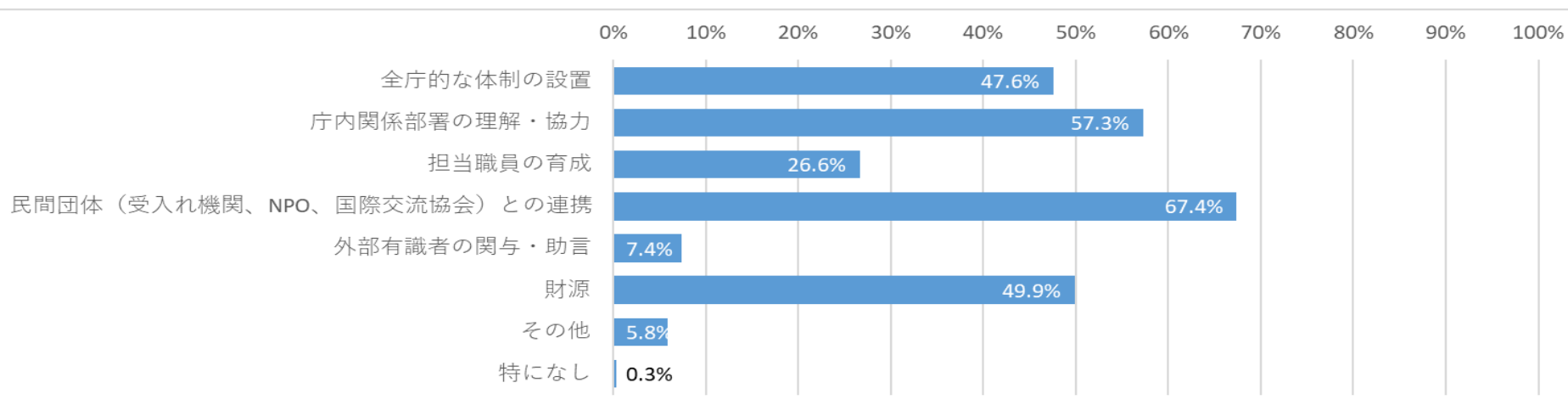
- 連携の取組全般として、市区町村レベルでは規模が大きいほど実施割合が高い傾向が見られた。
- 都道府県では、庁内の多言語化のみ実施率が低い結果となった。



8. 多文化共生推進に必要と考える要因

- 多文化共生推進に必要と考える要因としては、一に民間団体との連携、次いで庁内関係部署の理解・協力、そして財源が挙げられた。

選択肢	回答（団体数）						
	全体	自治体区分別					
		都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1 全庁的な体制の設置	302	14	11	153	15	90	19
2 庁内関係部署の理解・協力	364	29	12	221	19	69	14
3 担当職員の育成	169	11	2	81	7	52	16
4 民間団体（受入れ機関、NPO、国際交流協会）との連携	428	39	16	259	15	89	10
5 外部有識者の関与・助言	47	1	1	20	2	18	5
6 財源	317	29	14	172	6	82	14
7 その他	37	4	3	20	2	5	3
8 特になし	2	0	0	0	0	1	1



Ⅲ. 指針・計画等の比較調査

INDEX

15の自治体が策定した指針・計画等について、総務省プラン該当箇所および自治体独自の記述を抽出した。

総務省プランの項目	頁
1. 地域における多文化共生の意義	
(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯	52
(2) 外国人住民の受入れ主体としての地域	61
(3) 外国人住民の人権保障	64
(4) 地域の活性化	66
(5) 住民の異文化理解力の向上	69
(6) ユニバーサルデザインのまちづくり	71
(7) その他	73
2. 地域における多文化共生の基本的考え方	
(1) コミュニケーション支援	74
(2) 生活支援	83
(3) 多文化共生の地域づくり	92
(4) 多文化共生施策の推進体制の整備	103

総務省プランの項目	頁
3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策	
(1) コミュニケーション支援	—
① 地域における情報の多言語化	※
② 日本語及び日本社会に関する学習支援	※
③ その他	※
(2) 生活支援	—
① 居住	※
② 教育	※
③ 労働環境	※
④ 医療・健康・福祉	※
⑤ 防災	※
⑥ その他	※
(3) 多文化共生の地域づくり	—
① 地域社会に対する意識啓発	※
② 外国人住民の自立と社会参画	※
③ その他	※

※ 3.は前回報告済み

1. 地域における多文化共生の意義

(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

総務省プランの記述

地域における多文化共生の意義を例示すれば次のようなものがあるが、指針・計画（以下、「指針等」という。）においては、各地域における多文化共生施策の経緯及び現状を整理し、課題及び将来の方向性を含め、各地域における多文化共生の意義を明確にすること。

- 外国人登録者数は平成16年末現在で約200万人と、この10年間で約1.5倍となり、今後のグローバル化の進展及び人口減少傾向を勘案すると、外国人住民の更なる増加が予想されることから、外国人住民施策は、既に一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題となりつつあります。
- このような中、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が増しています。
- 地方公共団体においては、1980年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱として地域の国際化を推進し、旧自治省においても「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」（昭和62年3月自治画第37号）、「国際交流のまちづくりのための指針」（昭和63年7月1日付け自治画第97号）及び「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」（平成元年2月14日付自治画第17号）を策定し、地方公共団体における外国人の活動しやすいまちづくりを促したところですが、今後は「地域における多文化共生」を第3の柱として、地域の国際化を一層推し進めていくことが求められています。

1. 地域における多文化共生の意義

(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	本計画は、こうした 外国人県民の数の増加や国籍の多様化といった状況の変化に対応しつつ、第2期計画の取組を更に進めるとともに、多文化共生社会の形成の推進に関し施策（以下「多文化共生施策」とします。）を総合的かつ計画的に実施すること を目的に策定するもので、今後の多文化共生施策の基本的な方向性と取組方針を示すものです。
都道府県	埼玉県	近年の日本においては、少子高齢化が進む一方で、グローバル化により海外からの外国人住民が増え続けるという状況にあります。 また、国内外が注目する平成31年（2019年）のラグビーワールドカップ2019、平成32年（2020年）の東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を控え、 訪日外国人も増加 しています。 こうした中、 日本が将来にわたり活力のある社会を維持していくために、日本人と外国人住民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生」の考え方が重要 になっています。特に、 外国人住民を支援の対象として捉えるのではなく、日本人と共に社会を担っていく存在と捉え、それぞれの個性と能力を十分に生かせる社会づくりが必要 となっています。本県では、こうした考えに基づき県の様々な多文化共生施策を体系的、計画的に進めるため、新たな「埼玉県多文化共生推進プラン」を策定します。
都道府県	富山県	我が国に在留する外国人は、近年大きく増加しており、…、いずれも過去最高となっています。一方、少子高齢化による生産年齢人口の減少や回復基調が続く経済情勢により、 様々な業種において人手不足が深刻化 しています。 … 経済のグローバル化や世界規模の人材確保の競争が進む中で、この「特定技能」の創設は、今後の我が国の発展にとって、大きな転換点であります。 さらに、国においては、法改正と併せて、外国人材の受入れ・共生のための取組みを、より強力に、かつ包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（総合的対応策）」を取りまとめ、それに基づく具体的な取組みも始まっています。県においても、平成19年3月に「富山県多文化共生推進プラン」を策定し、平成24年3月には、外国人を取り巻く環境の変化等を踏まえた改訂を行い、①地域におけるコミュニケーションの支援、②生活支援の充実、③多文化共生の地域づくり、④多文化共生施策の計画的・総合的な推進、という4つの方向性に沿って各種施策を実施してきたところです。 本県の在留外国人数は5年連続で増加し、平成31年は過去最高の18,262人となり、今回の法改正により、今後さらなる増加が見込まれます。また、外国人技能実習生がここ数年で大きく増加していることなどから、在留資格別、国籍別の外国人住民の構成にも大きな変化がみられます。 県としては、こうした外国人住民を取り巻く状況に対応するため、行政・生活情報の多言語化や日本語教育など外国人の地域への受入れ環境の整備への支援とともに、外国人が活躍する受入企業への支援が必要であることから、これまでの「富山県多文化共生推進プラン」に「外国人材活躍」の観点を盛り込み、新たに「富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン」を策定することとしました。

1. 地域における多文化共生の意義

(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	<p>静岡県の人口は、2007（平成19）年の379万人をピークに減少を続け、2017（平成29）年には367万人となっています。一方、経済危機等の影響により、2008（平成20）年の10万人をピークに減少傾向にあった外国人県民の数は、2015（平成27）年から再び増加傾向となり、2017（平成29）年12月末現在では8万人を超え、定住化も進んでいます。ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技の開催や事前キャンプ受入れを控え、本県を訪れる外国人とともに本県で暮らす外国人県民の増加が予想されています。</p> <p>今後、地域の活力を維持するためには、「外国人県民も等しく県民であり、共に暮らす生活者である」という視点に立ち、地域社会の構成員として社会参加を促す仕組を構築し、全ての人々が能力を最大限に発揮できるような社会づくりが必要となります。今回の「ふじのくに多文化共生推進基本計画」においては、外国人県民も安心して快適に暮らすことができるよう、引き続き、多文化共生意識の定着やコミュニケーション支援、危機管理対策、教育・医療等生活環境全般の充実を進めることとしております。加えて、新たに「誰もが活躍できる地域づくり」を本計画の基本方向の一つに位置付け、外国人県民の雇用の安定化を図るとともに、地域づくりへの主体的な参加を促すなど、外国人の活躍という視点を取り入れております。また、本計画は、「富国有徳の『美しいふじのくに』」づくり～静岡県をDreams come true in Japanジャパンの拠点に～」を基本理念とする静岡県総合計画の分野別計画であり、県全体として「誰もが活躍できる社会の実現」を目指す施策の一端を担うものです。</p>
政令市	千葉市	<p>本市はこれまで、戦災からの復興や、高度経済成長期の人口増加、政令指定都市移行などを経て、大都市へと成長し発展してきました。また近年は、インバウンド（訪日外国人客）観光やMICEの取組みを推進するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のオリンピック3競技、パラリンピック4競技が幕張メッセで開催されることや、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済産業拠点の形成を図るため「国家戦略特区」の指定を受けたことなどをふまえ、さらなる活性化のために都市の国際性の向上を図り、ビジネスや生活の場として海外からも選ばれる都市を目指してグローバル化の取組みを進めています。</p> <p>さらに、平成4年（1992年）の政令指定都市移行時に約9千人だった外国人市民も、平成29年（2017年）3月には約2万3千人、総人口に占める割合は2.4%となりました。そのため、様々な外国人市民が暮らす国際都市として、国籍や言語、文化などの相違を互いに尊重し理解し合い、ともにより楽しく、より豊かに暮らせる多文化共生社会を実現することが、まちづくりを進めていくうえでますます重要になってきました。</p> <p>そこで、国際都市としての本市のさらなる発展を目指して、多文化共生のまちづくりに向けた取組みの方向性をより明確に示し、多様性を都市の活力としていくため、このたび、「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針」を策定しました。</p>

1. 地域における多文化共生の意義

(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	名古屋市	<p>ものづくり産業が多く集積する名古屋大都市圏の中核都市として、また商業の中心地として発展してきた名古屋市には、多くの外国籍の人々が住んでいます。平成元（1989）年末時点で33,377人であった名古屋市の外国人住民数は、平成28（2016）年末時点で72,683人となり、市内人口の約3.2%の割合を占めています。また、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者、日本国籍を取得した人など、日本国籍であっても外国文化を背景に持つ人々も存在します。</p> <p>国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共にしあわせに生きていくことができる多文化共生のまちづくりは、名古屋市が目指す「人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち」「魅力と活力にあふれるまち」の実現の趣旨にも合致するものです。</p> <p>名古屋市では、多文化共生施策を推進していくための指針として、平成24（2012）年に名古屋市多文化共生推進プランを策定し、多文化共生のまちづくりに取り組んできました。この間、外国人市民の増加や定住化の進展などの社会情勢の変化により、多文化共生を取り巻く環境は着実に変化しつつあり、その大きな流れに的確に対応しながら多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります。そこで、名古屋市多文化共生推進プランの計画期間終了にともない、本市におけるこれまでの取り組みの成果を継承しつつ、社会情勢の変化を見すえ、さらなる多文化共生施策の推進を図るため、第2次名古屋市多文化共生推進プランを策定しました。</p>
政令市	岡山市	<p>岡山市の外国人人口は、…、5年間で約1.4倍に増加しています。</p> <p>…技能実習は2014年3月末時点の931人から約2.5倍となっています。国においては、外国人労働者の受入れを拡大するため、2018年12月に出入国管理及び難民認定法が改正され、新たな在留資格が創設されました。日本で働き生活する外国人は、今後、ますます増加することが見込まれます。</p> <p>さらに、本市を訪れる外国人旅行者は、2014年の約3万8千人から、2018年に会合や岡山芸術交流が開催されるなど、海外からの多くの来訪者に対して分かりやすく魅力的な情報の発信が求められます。</p> <p>また、新たな動きとしては、国連が2015年9月に採択した2030年を期限とする世界共通の17の目標であるSDGsに関し、本市は2018年6月、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市として、国からSDGs未来都市に選定されました。誰一人取り残さない社会の実現を目指し、産官学民が連携して、地域の特性を踏まえたSDGsの達成に総合的に取り組んでいきます。</p> <p>一方、大きな課題として浮かび上がってきたのが災害への対応です。2018年7月、本市はこれまで経験したことのない豪雨により甚大な被害を受けました。ここで明らかとなった課題に対して、速やかに検証し、迅速な対応をとっていく必要があります。</p> <p>このような状況の中、本市では、現行プランの計画期間終了に伴い、これまでの取組を点検し、新たな課題に真摯に向き合うとともに、岡山市外国人市民会議の提言などの意見を踏まえて見直しを行います。プランの基本理念のもと、国籍や民族などの異なる市民が互いの文化や習慣の違いを認め合い、地域社会の一員として共に支えあい共に築く、多文化共生社会の実現に取り組んでいきます。</p>

1. 地域における多文化共生の意義

(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	埼玉県 川口市	<p>近年、本市では永住資格や日本国籍を取得する定住外国人が年々増加し、さらに研修生や留学生といった比較的短期間の滞在となる外国人も増加するなど、そのライフステージは多様化し、外国人住民の暮らしに必要とされる支援策は高度化・複雑化しています。外国人の増加と定住化が進む中で、日本人住民にとっても外国人住民にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりが求められています。</p> <p>また、平成32年（2020年）には東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、多くの訪日外国人がやってくることが予想されます。外国人の持つ多様性を活かしたまちづくりを推進することで、外国人の目線でも魅力的なまちになり、外国人が暮らしやすいまち、外国人旅行者が訪れやすいまち、居住地として選ばれるグローバルな都市としてのまちづくりを進めていくことも求められています。</p> <p>このような社会情勢に対応するため、本市では、日本人住民と外国人住民が多様な価値観を認め合いながら、ともに学び、ともに働き、ともに安心して暮らしやすい、そして気軽に訪れて快適にすごしやすい多文化共生社会の実現をめざして、「第2次川口市多文化共生指針」の策定を行います。</p>
市区 町村	東京都 港区	<p>平成30（2018）年1月1日現在、港区には、区の総人口の約7.7%に当たる19,522人、135の国籍を持つ外国人が住んでおり、外国人人口は、年々増加傾向にあります。また、国内の駐日大使館の半数以上に当たる約80の大使館や、多くの外資系企業、インターナショナルスクール等、国際性豊かな多様な主体が、数多く存在しています。加えて、港区は空の玄関口である羽田空港と直結し、東京港や新幹線等、交通ネットワークの要であり、観光やビジネスで国内外から訪れる人々を受け入れるホテル、旅館の客室数は東京都内で最多を誇ります。企業やテレビ局も集積しており、港区は、国際性豊かな経済活動・情報発信の拠点となっています。このようなことから、港区は、成熟した「国際都市」を実現できる潜在力を持つ我が国屈指の都市であるといえます。</p> <p>この港区ならではの地域特性を効果的に生かし、多様な文化と人が共生する活力と魅力あふれる、成熟した国際都市の実現を目的として、港区国際化推進プラン（以下「本プラン」という。）を策定しています。</p>

1. 地域における多文化共生の意義

(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	福井県 越前市	<p>本市においても、近年ではブラジルをはじめとして、従来からの中国に加え、ベトナムなどアジア地域からの技能実習生、日本人の配偶者など、様々な背景を持った外国人市民が増加しており、2018年（平成30年）10月1日現在では4,262人が在住しています。その結果、本市の総人口に占める外国人の割合は約5パーセントとなり、福井県内においては突出した割合となっています。</p> <p>本市では、外国人市民に対し、市広報紙の多言語版の作成やポルトガル語通訳者の配置、学校への外国人児童生徒の受け入れや教育支援など、多文化共生に対応した取組みをこれまで進めてきました。しかし、近年の永住・定住の傾向の高まりを鑑みると、外国人を一時的な滞在者としてではなく、従来の外国人支援の視点を超えて、生活者・地域住民として認識する視点が必要になってきました。</p> <p>このため、外国人市民には、日本の文化や生活スタイルを理解し、受け入れてもらう一方で、市では、地域で生活しやすい環境を整えるなど、国籍や文化の違いに関わらず、越前市民として快適な生活ができるまちづくりを目指していくことが必要になってきました。</p> <p>このようなことから、本市では、多文化共生を取り巻く課題や基本的な考え方を整理するとともに、外国人市民、日本人市民が同じ市民として多様な価値観を認め合い、お互いの理解と尊重のもとに市民、市民団体、企業など各種団体と行政が協働して多文化共生のまちづくりを計画的かつ総合的に展開するため、「越前市多文化共生推進プラン」を策定しました。</p>
市区 町村	岐阜県 美濃加茂市	<p>1990年の入管法の改正により、日系人とその家族に就労制限のない在留資格が与えられることとなり、外国人市民の急激な増加や定住化が進みました。</p> <p>こうした状況を踏まえ、美濃加茂市では、2009年に「美濃加茂市多文化共生推進プラン」を作成し、日本人と外国人が分け隔てなく対等な市民として、安心・快適に生活できるまちづくりに取り組んできました。</p> <p>2008年のリーマンショックを経てもなお、この地域に生活基盤を築く外国人市民が多い中、2019年には再び入管法の改正が行われ、外国人市民のさらなる増加や多国籍化など、新たな課題が出てくることが予想されます。そのため、これまでの取組みに加え、さらなる多言語での対応など、新たな課題に対する取組みのため、本市の多文化共生に関する現状と今後の6年間の取り組むべき課題を整理しました。</p> <p>本市では、外国人市民の割合が高く、早くから多文化共生に取り組んできた全国のトップランナーとして、「みんなで一緒につくる共生のまちづくり」を基本理念とした、第3次多文化共生推進プランを作成し、さらなる多文化共生社会の実現を目指していきます。</p>

1. 地域における多文化共生の意義

(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	愛知県知立市	<p>本市には、約4,300人の外国人市民が暮らし、総人口に占める外国人の割合は約6%、愛知県内で1番高い外国人集住率となっています。また、中でも昭和地区の外国人集住率は突出しており、多文化共生社会づくりの推進が重要になっています。</p> <p>本市では、2012（平成24）年3月に知立市多文化共生推進プランを策定し、計画の基本理念や基本目標のもと、今後取り組むべき施策の具体的な方向を明らかにし、様々な分野で多文化共生に資する施策に取り組んできました。この間、本市の外国人市民はブラジル人が減少し、中国やフィリピンを始めとするアジア圏の市民並びに、永住権の取得や家を持つなど日本に長期的に往む人が増加してきました。</p> <p>知立市第6次総合計画では、多文化共生の施策が目指す将来の姿を、「国籍や言葉、文化、生活習慣の違いを超えて日本人市民も外国人市民も、互いを理解し合い、誰もが市民、地域の一員として、助け合い、活躍しています」としています。本プランは、前計画の課題や成果を引き継ぎながら、本市が目指す将来の姿の実現に向け、取り組みを推進してまいります。</p>
市区町村	大阪府吹田市	<p>本市は昭和57年(1982年にスリランカのモラトワ市と、平成元年(1989年には当時のオーストラリアのバンクスタウン市現カンタベリバンクスタウン市の両市と友好交流都市提携を締結し、これまでは国際親善交流、国際協力を柱に国際化施策を推進してきました。</p> <p>近年多くの日本人が国外に出かけ、観光やビジネス等で日本を訪れる外国人も増加し、国際的な人の流れが活発化しています。</p> <p>また、情報・通信技術の飛躍的な進歩や社会経済状況の変化などによるグローバル化の進展により、国籍や民族、文化等の異なる人々と地域での交流の機会が増えてきています。</p> <p>そのような中、ことばをはじめ生活者としての外国籍市民等が抱える様々な課題が出てきており、外国籍市民等を一時的な滞在者としてだけでなく、良きパートナーとして受入れ、日本人市民と外国籍市民等が共に暮らし、豊かな地域社会を形成する多文化共生を推進することが求められています。</p> <p>そのため、国籍市民等が持つそれぞれの文化、生活文化を大切に、日本人市民も多文化に接し、外国籍市民等が社会生活において地域社会の一員として暮らしやすい都市環境を整え、多様な価値観や異なる文化への市民理解を促進することが必要です。</p> <p>本市は、誰もが住みやすく魅力ある多文化共生社会の実現に向けて、日本人市民も外国籍市民等も相互に学び合い、協働の視点に立って活動できるまちづくりとなるよう、異文化理解を超えて、多文化共生が市民社会の活力となる施策を推進します。</p>

1. 地域における多文化共生の意義

(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	広島県 安芸高田市	<p>プランの理念は、「多様な市民による持続可能なまちづくり」です。</p> <p>この背景には、多文化共生の推進が、外国人を含む多様な人材を市内に受け入れ、迎える多文化共生の地域をつくることこそが地域の衰退を阻止し、持続可能なまちづくりに寄与するという考えがあります。</p> <p>理念達成のため二つの「基本目標」をつくりました。ひとつは、従来の外国人支援の取り組みを進めるとともに、外国人市民が、支えられる側から支える側に立ち、地域の発展を支援し、活躍する活動の場をつくるという「誰もが安心・安全に暮らし、活躍できる地域づくり」です。もうひとつは、各種施策をつじ本市の魅力の市外への情報発信を積極的に行い、アピールすることで、移住・定住を促進する「誰もが移住・定住したくなる魅力的な地域づくり」です。</p> <p>2013（平成25）年3月に策定した「安芸高田市多文化共生推進プラン」から5年が経過しました。（略）しかし、提案から5年が経過し、本市では、当時から課題であった、少子高齢化、人口減少に伴う農業、福祉、工業分野の就労人口減少や地域の衰退などの課題がより深刻化してきました。これらの課題は、短期間で解決するものでなく、その解決に資するひとつの政策が、「多文化共生」です。この「多文化共生」の視点を持つことは、多様性を重んじ人権尊重にも繋がります。この視点は、外国人だけでなく、男性・女性、若者・高齢者、障害者、価値観や文化的背景の違う者同士など幅広くとらえることができます。ひとり一人の人間として、互いを尊重し理解し、互いの人権を守ろうとすることであり、まちづくりの基礎となるものです。</p> <p>本市は、既に10年前から市を維持する仕組みとして、独自の施策で「多文化共生」を推進してきました。改めて国連の動きを見ますと、「世界の貧困をなくすこと」「持続可能な世界を実現すること」を目指しSDGs=「持続可能な開発目標」が掲げられました。これを受けて政府は、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない経済、社会、環境の総合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことを掲げています。これらの動き、内容を見ると、本市が取り組んでいる「多文化共生」の理念や目標は、世界的な流れに沿った考え方であり、先駆的取り組みであることを、改めて確認できました。その意味において、これからの取組は、グローバルな視点を持つことが大切です。このことを踏まえ、国連で定めた「持続可能な開発目標」と、政府の実施指針に連動し、第2次プランの各種施策をSDGsの関連目標に位置付けました。</p> <p>今後、5年間において本市が抱える課題解決に向けて、これまでの事業を継続し「安心」「安全」なまちづくりを行うとともに、次のステップとして、「移住・定住したくなる魅力的な地域づくり」のために、各種施策に掲げた事業を着実に進めます。</p> <p>多様性社会を実現することが、持続可能なまちづくりにつながることを信じて、市民と行政が一丸となり、多文化共生の推進に努める必要があります。それは、本市が提唱する「人がつながる田園都市・安芸高田」や「住民と行政の協働によるまちづくり」という理念と合致する取り組みとも言えます。</p>

1. 地域における多文化共生の意義

(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	熊本県 八代市	<p>わが国は、本格的な人口減少社会に突入し、これによって労働力不足は深刻な問題となっており、年々外国人労働者が増える状況にあります。本市においても基幹産業である農業や製造業の分野を中心に、海外からの技能実習生が急増しており、今後は医療・介護の分野においても同様の傾向が予想されます。いまや、本市の産業を維持・発展していく上で、外国人の労働力は欠かせない存在となりつつあります。</p> <p>また、重要港湾である八代港は、国際旅客船拠点形成港湾に指定され、外国クルーズ船の寄港増が見込まれており、多くの外国人観光客を受け入れることとなります。このインバウンド需要の取り込みは、本市の経済を大きく潤す起爆剤となることが期待されます。</p> <p>このように、増え続ける外国人市民との共存や外国人観光客のおもてなしなど、外国人との交流は身近なものとなりつつある中、国籍に関係なく様々な文化や価値観を理解・共有し、お互いの人権を尊重しながら暮らしていく社会の構築が急がれます。</p> <p>さらには、経済活動がグローバル化し、国際交流が活発化する中、市民の国際理解の向上と国際感覚豊かな人材の育成が課題となります。</p> <p>そこで、本市の国際化を推し進めるための基本方針や施策を明らかにし、国際都市を実現するため、「やつしる国際化推進ビジョン」を策定するものです。</p>

1. 地域における多文化共生の意義

(2) 外国人住民の受入れ主体としての地域

総務省プランの記述

入国した外国人の地域社会への受入れ主体として、行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方公共団体であり、多文化共生施策の担い手として果たす役割は大きいこと。

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	多文化共生施策を進めるためには、関係機関がそれぞれの役割を主体的に担うとともに、連携を図りながら取り組むことが必要です。多文化共生施策は、地域の国際化に向けた住民施策であるという視点を踏まえ、 基本理念の啓発や外国人県民の生活を支援する基本的な施策については行政機関が中心的な担い手となり 、行政機関では効果的な展開が困難な技術性、地域性、柔軟性が求められる分野については、公益財団法人宮城県国際化協会（以下「県国際化協会」とします。）や市町村国際交流協会、NPO等の団体が担うことが望ましい形といえます。
都道府県	埼玉県	本県は、今後ますます少子高齢化が進み、人口構成においても生産年齢人口の割合が減り、高齢者が多くなっていく傾向にあります。一方で、外国人は永住化、定住化が進み、外国人住民の数は全体として増加するものと考えられます。こうした状況の中、本県がこれまでのような活力ある地域社会を維持していくためには、外国人住民に対し、行政やNGO、ボランティアが一方向的に支援するだけでなく、外国人住民も社会を構成する一員であり、その能力を発揮し社会を支えていく存在であるとの視点に立つことが重要です。そこで、 県では、外国人住民の自立を支援するとともに、社会参画を促進し、日本人住民と外国人住民がお互いの立場を理解し合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮して共に地域を支え合う、活力ある豊かな多文化共生社会づくりを進めていきます。
都道府県	富山県	県としては、これまでの「多文化共生の推進」の観点に加え、「外国人材活躍」の観点を新たにプランに盛り込むことで、外国人住民に対し、地域社会の一員としての支援に加え、労働者としての支援など、一体的かつ効果的な支援が可能になると考えています。 ひいては、日本人にも外国人にも、働きやすく、暮らしやすい地域づくりを進めることで、世界に選ばれる「元気とやま」を目指します。
都道府県	静岡県	静岡県内に居住する外国人及び日本人が、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現を目指す。

1. 地域における多文化共生の意義

(2) 外国人住民の受入れ主体としての地域

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	千葉市	これら外国人市民を含む約97万人の全ての市民が、それぞれの個性を活かしながら安全・安心に暮らし、その文化的・社会的背景の違いを認め、互いに分かり合い、支え合うことで、それぞれが持つ個性が響き合い、更なる創造力を生み出すと考えられます。市民一人一人の個性、すなわち多様性をまちの力にすることで、地域の活性化を促進し、産業や経済の振興、豊かな文化の創出につなげ、本市がさらに住みやすく、世界に開かれた活気にあふれた都市となることを目指します。
政令市	名古屋市	また、平成24（2012）年7月の住民基本台帳法の改正施行により、 外国人も日本人と同じ住民基本台帳に登録されるようになった今、基礎自治体である名古屋市は、市民に対して平等な行政サービスを提供するため(※)、日本人・外国人を問わず、すべての市民が安心・安全に暮らせる地域社会を築くことに取り組んでいます。 また、名古屋市が目指す「魅力と活力にあふれるまち」の実現の意味においても、多様な文化的背景を持つ市民の存在は都市の活力の源泉となり、さまざまな文化が混ざり合うことで、名古屋の魅力と活力を生み出すものとして重要視すべきものです。
政令市	岡山市	多文化共生社会推進に向けた様々な施策は、市民生活全般に関わっているため、それぞれの制度を所管する機関ごとに実施しています。 本市では、市民協働局市民協働部国際課において調査内の関係部署における多文化共生社会の取組の支援調整を行っています。そして、市民、民間団体や学校などとの連携や協働をさらに促進し、本市における多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進します。
市区町村	埼玉県川口市	「多文化共生」という考え方の基本は、日本人住民も外国人住民も、互いに文化的な違いを認め合い、ともに地域社会を支える主体であるという認識が重要です。川口市では、年々外国人住民が増加し続けており、様々な国籍・民族の外国人が地域で暮らしています。日本人住民も外国人住民もそれぞれが持つ魅力や個性、多様性を活かし、多様な主体が共生共存できる元気な川口のまちづくりを進めていきます。
市区町村	東京都港区	こうして、国際都市として一定の成長を遂げてきた港区は、ここから更に次のステージをめざします。それは、国籍や民族等の異なる人々が、互いに文化的ちがいを認め合いながら、地域社会の一員としてともに考え、行動し、支え合う「多文化共生社会」です。これまでの区の国際化推進施策は、外国人への支援が中心でした。しかし、これからの港区における「国際化」とは、「多文化共生社会の推進」であるとして、 外国人は日本人とともに支え合う地域社会の一員であるということ をより一層重視し、「 外国人の地域参画と協働の推進 」をめざします。

1. 地域における多文化共生の意義

(2) 外国人住民の受入れ主体としての地域

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	福井県 越前市	今後は、地域で共に生活するものとして、日本人市民も外国人市民もお互いがコミュニケーションを図り、国籍、文化や生活習慣など、それぞれの違いを認め、尊重したうえで外国人市民もまちづくりに参加しやすい環境づくりを行い、多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります。また、多文化共生のまちづくりを通じて、日本人市民、外国人市民を問わず、市民一人ひとりが自らの個性と能力を十分に発揮でき、自分らしく誇りをもって生き生きと暮らしていける社会の実現を目指します。
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	日本人市民と外国人市民がお互いの立場を尊重し、個性と能力を発揮して多様な分野で活躍できるまちづくりを進めます。日本人市民と外国人市民が共に手をつなぎ、国籍の違いを意識することなく、安心して一緒に暮らすことができる社会を目指して、みんなで一歩を踏み出します。
市区町村	愛知県 知立市	基本理念を前プランから引き継ぎ、引き続き様々な推進主体と連携・協力を図りながら、国籍や民族などの違いに関わらず、すべての市民の人権が尊重され、一人ひとりの個性が大切にされ、日本人も外国人も地域に暮らす市民として、ともに安心して生活できる、幅広い視野と人間味あふれる地域社会を目指します。
市区町村	大阪府 吹田市	本市は、誰もが住みやすく魅力ある多文化共生社会の実現に向けて、日本人市民も外国籍市民等も相互に学び合い、協働の視点に立って活動できるまちづくりとなるよう、異文化理解を超えて、多文化共生が市民社会の活力となる施策を推進します。
市区町村	広島県 安芸高田市	多様性社会を実現することが、持続可能なまちづくりにつながる ことを信じて、市民と行政が一丸となり、多文化共生の推進に努める必要があります。それは、本市が提唱する「人がつながる 田園都市・安芸高田」や「住民と行政の協働によるまちづくり」という理念と合致する取り組みとも言えます。
市区町村	熊本県 八代市	このような現状を踏まえ、前述した多くの課題の解決と新たな行政需要にしっかり対応していくためには、国際化推進に向けた全庁的な取り組みとともに、市民をはじめ、各団体、関係機関との協働が重要となります。

1. 地域における多文化共生の意義

(3) 外国人住民の人権保障

総務省プランの記述

地方公共団体が多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致すること。

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	国籍、民族等の異なる人々が、互いに文化的背景等の違いを認め、人権を尊重し合い、地域社会の対等な構成員として共に生きる「多文化共生社会」の形成を推進することで、すべての県民が各々の能力と個性を発揮できる豊かで活力のある宮城県となることを目指します。
都道府県	埼玉県	なし
都道府県	富山県	なし
都道府県	静岡県	県民の人権意識の高揚（差別の撤廃） 多文化共生の地域づくりの推進は、「日本国憲法」、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」などで保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致します。国籍や民族などの違いに関わらず、すべての県民の人権が平等に尊重され、擁護されることが、平和で幸福な社会をつくる礎となります。
政令市	千葉市	なし
政令市	名古屋市	多文化共生のまちづくりの推進は、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「日本国憲法」などで保障された人権尊重の趣旨に合致します。国籍や民族などの違いに関わらず、すべての市民の人権が平等に尊重され擁護されることこそ、平和で幸福な社会をつくる礎となります。
政令市	岡山市	外国人市民は、日本の法律や生活ルールなどを遵守するとともに、日本の文化や慣習に対する理解を深める必要があります。また、日本人市民も、外国人市民の人権を尊重し、地域の一員である外国人市民とともに生活していくことが求められます。

1. 地域における多文化共生の意義

(3) 外国人住民の人権保障

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	埼玉県 川口市	(基本方針) 多様な文化の躍動 人権を尊重し、外国人住民の多様性を活かしたまちづくり
市区町村	東京都港区	なし
市区町村	福井県越前市	なし
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	なし
市区町村	愛知県知立市	多文化共生の地域づくりの推進は、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「憲法」などで保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致します。 国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての市民の人権が平等に尊重され、擁護されることこそ、平和で幸福な社会を作る礎となります。
市区町村	大阪府 吹田市	(2) 基本理念 ア 人権の尊重 人権に関する国際関連諸条約、諸法規等や「吹田市人権施策基本方針*8」を踏まえ、外国籍市民等が差別や人権侵害を受けることがないよう、外国籍市民等に関わる施策等を推進します。
市区町村	広島県 安芸高田市	この「多文化共生」の視点を持つことは、多様性を重んじ人権尊重にも繋がります。この視点は、 外国人だけでなく、男性・女性、若者・高齢者、障害者、価値観や文化的背景の違う者同士など幅広くとらえることができます。 ひとり一人の人間として、互いを尊重し理解し、互いの人権を守ろうとすることであり、まちづくりの基礎となるものです。
市区町村	熊本県 八代市	増え続ける外国人市民との共存や外国人観光客のおもてなしなど、外国人との交流は身近なものとなりつつある中、国籍に関係なく様々な文化や価値観を理解・共有し、お互いの人権を尊重しながら暮らしていく社会の構築が急がれます。

1. 地域における多文化共生の意義

(4) 地域の活性化

総務省プランの記述

世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながるものであること。

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	今後も増加する外国人県民との共生を実現するためには、互いの文化・習慣等の違いを理解し、認め合うことが必要です。また、インバウンドの視点なども取り入れることで、更なる相互理解の促進にもつながります。こうしたことから、外国人県民と地域住民が交流する場を提供するとともに、観光振興や文化振興の視点も踏まえながら 地域の実情に合わせた受入環境の整備 が必要です。
都道府県	埼玉県	様々な国籍、民族及び歴史を背景にした外国人住民と日本人住民には、文化、価値観、生活様式の違いがあります。その違いを互いに認識した上で、双方の優れた特性を生かして地域の課題を解決していくことが重要です。 相互補完的、有機的なつながりを持って、外国人の発想力や感性、高い技術力を地域づくりに生かす多文化パワーの活用を推進します。 …このような外国人住民や外国人留学生の持つ経験、文化的特質、価値観、国際的なネットワークなどの 潜在的なパワーを地域づくりや県内経済の活性化に生かす取組を進めます。
都道府県	富山県	なし
都道府県	静岡県	地域社会の活性化 海外から有用な人材が集い、 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を補うとともに地域に定着する ことで、地域社会の活性化が図られ、地域経済・地域産業の振興につながっていきます。

1. 地域における多文化共生の意義

(4) 地域の活性化

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	千葉市	市民一人一人の個性、すなわち多様性をまちの力にすることで、地域の活性化を促進し、産業や経済の振興、豊かな文化の創出につなげ、本市がさらに住みやすく、世界に開かれた活気にあふれた都市となることを目指します。
政令市	名古屋市	(2) 地域の魅力向上と活性化の推進 社会経済活動全般においてグローバル化が進展する中で、 世界に開かれたまちづくりを積極的に推進することによって地域の魅力が高まり、世界の人々に名古屋市を誇ることができます。また、海外から有用な人材を招き地域への定着に取り組むことで、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながります。
政令市	岡山市	なし
市区町村	埼玉県 川口市	多文化共生推進施策の展開 最後の一つが、「4 地域活性化やグローバル化への貢献」です。言葉や文化の壁を越え、人や企業のグローバルな交流を推進し、外国人がもたらす多様性を積極的に元気な川口のまちづくりに活用することをめざします。
市区町村	東京都 港区	人口が減少している日本においては、外国人が新たな活力となり、日本の経済の成長を支えていく一員となると考えられます。 また、外国人と交流することで、日本人も多様な文化や価値観等に触れ、理解を深めることができます。そして、相手のことを理解しようとしたら、どうしたら自分のことを伝えられるか考えたりする中で、多様性への対応力を身につけることが可能となります。グローバルに経済活動をする現在において、そのような人材は世界で活躍することとなり、日本の活力を支える存在となります。日本の活性化と成長は、地域の活性化と成長をもたらします。
市区町村	福井県 越前市	(4) 地域活性化とグローバル化への貢献 外国人市民の中には、日本で長く生活し、日本語が堪能な方が多数存在し、アンケートの結果、通訳や日本語講師になりたいという希望も聞かれます。また、母国において様々なキャリアを積んだ方が存在していることから、その 外国人市民が持つキャリアや能力を企業等が積極的に活用することにより、海外進出や新たな事業展開に繋げている事例が全国に多数あります。 本市においても多くの外国人市民が生活しているというメリットを最大限に活かしていくための施策や啓発活動に努めていきます。

1. 地域における多文化共生の意義

(4) 地域の活性化

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	岐阜県 美濃加茂 市	なし
市区 町村	愛知県 知立市	市地域の日本人と外国人が、互いの異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、地域における様々な活動にともに参加することにより、外国人市民が日本人市民と同様に地域社会を支える担い手としての役割を十分に果たし、地域の活性化や発展につながります。
市区 町村	大阪府 吹田市	なし
市区 町村	広島県 安芸高田 市	本市では、当時から課題であった、少子高齢化、人口減少に伴う農業、福祉、工業分野の就労人口減少や地域の衰退などの課題がより深刻化してきました。これらの課題は、短期間で解決するものでなく、 その解決に資するひとつの政策が、「多文化共生」です。
市区 町村	熊本県 八代市	施策②グローバルな経済展開の推進 少子高齢化や人口減少に伴う経済規模の縮小が懸念される中、地方都市の活性化においても海外需要の取り込みが重要となります。本市の強みである豊富な農産物や交通の要衝としての優位性を最大限に生かして、海外市場に向けた経済活動を推進します。

1. 地域における多文化共生の意義

(5) 住民の異文化理解力の向上

総務省プランの記述

多文化共生のまちづくりを進めることで、地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることが可能となること。

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	児童・生徒に対する国際理解教育や人権教育を通して、異文化理解や地域に住む外国人県民との共生、人権の尊重に関し意識の醸成を図ります。また、 教育委員会と連携し教材を作成・配布する など、教育現場でより効果的な啓発が図られるよう支援します。
都道府県	埼玉県	日本人児童生徒に対しては、各教科、道徳、総合的な学習の時間などで、外国人の人権に関する教育を推進します。 また、市町村教育委員会と連携を図るとともに、大学や外国人住民の協力を得たり、国際交流員や外国語指導助手を活用したりするなどして、 多文化共生の視点を取り入れた国際理解教育を推進します。
都道府県	富山県	とやま国際塾の開催（高校生を対象とした異文化体験、多文化理解講座）
都道府県	静岡県	グローバル人材の育成 多文化共生の推進により、子どもを含む地域住民の国際感覚や異文化を理解する能力が向上します。また、外国人県民の子どもの不就学を防ぐ取組や、日本語学習支援により、将来自立したグローバル人材の育成につながります。
政令市	千葉市	○未来を創る青少年の国際感覚の涵養 青少年が異文化理解を深め、国際感覚を涵養することは、将来的に、多様性を活かしたまちづくりを進めるために大変重要です。引き続き、姉妹都市3市と、青少年交流を進めます。
政令市	名古屋市	(3) 地域のグローバル化の推進多文化共生のまちづくりの推進により、市民の国際感覚や異文化に対する理解が深まります。地域での異文化交流が進むことで、新たな価値を見出し、新しい豊かな文化を創造する機会も増えます。また、国際的に活躍できるグローバルな人材をより多く輩出することにつながります。
政令市	岡山市	なし

1. 地域における多文化共生の意義

(5) 住民の異文化理解力の向上

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	埼玉県 川口市	本市では、地域の自治会や町会の要望に応じて、地域における交流機会としてオリエンテーションを実施したり、日本人住民向けの国際理解講座を実施して多文化共生意識の醸成を図っています。さらには、多文化共生情報誌を発行し、日本人住民と外国人住民の相互理解を促進して、お互いがその個性を尊重して差別のない暮らしやすいまちづくりを進めます。
市区 町村	東京都 港区	地域の日本人と外国人が直接交流し、お互いの国の文化や社会、歴史への理解を深めることは、ちがいを認め合い、友好関係を築くことにつながります。そして、一人ひとりが自分の国や地域のアイデンティティを見つめ直すとともに、相手からも良い点を学ぶことができます。 このような地域に根差した交流で培われる多様性への対応力により、外国人との誤解や摩擦を減らし、真の友好関係を築きます。このような一人ひとりが築く友好関係の積み重ねが、国と国との友好関係につながります。
市区 町村	福井県 越前市	地区公民館で異文化理解講座の開設 地区公民館で日本人市民が異文化を理解できる講座を開設する。
市区 町村	岐阜県 美濃加茂市	2. これまでの取り組み …● 国際交流活動を通じた、グローバルな人材育成
市区 町村	愛知県 知立市	多文化共生の地域づくりの推進により、市民の国際感覚や異なる文化を理解する能力が向上します。地域での異文化交流が進むことで、 新たな価値観、新しい豊かな文化を創造する 機会も増えます。また、異文化間のコミュニケーション能力に優れた若い人材の育成につながります。
市区 町村	大阪府 吹田市	なし
市区 町村	広島県 安芸高田市	①互いに学び合う場の拡充 相手の文化を相互に尊重することが多文化共生の第一歩です。市民に外国文化に関する興味をもってもらいながら、 生涯学習の一環として外国人市民を講師とした外国語研修と文化交流を行い、 日本人市民と外国人市民のもう一つのコミュニケーション手段として、少しでも安心して暮らせるよう配慮するものです。
市区 町村	熊本県 八代市	4つの基本方針④ 国際感覚豊かな人づくりの推進 市民の国際理解を促進するとともに、本市の国際化の推進役を担うグローバルな人材を育成するために、 学校教育から生涯学習活動まで切れ目ない学習機会を提供し、 教育・研修などの充実に努めます。

1. 地域における多文化共生の意義

(6) ユニバーサルデザインのまちづくり

総務省プランの記述

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていような地域づくりの推進は、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進するものであること。

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	国籍、民族等の異なる人々が、互いに文化的背景等の違いを認め、人権を尊重し合い、 地域社会の対等な構成員として共に生きる「多文化共生社会」の形成を推進することで、すべての県民が各々の能力と個性を發揮できる豊かで活力のある宮城県となる ことを目指します。
都道府県	埼玉県	なし
都道府県	富山県	なし
都道府県	静岡県	誰もが理解しあえる地域づくり 多文化共生の地域づくりの推進により、言語や文化、能力など様々な特性や違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくことが可能となります。 年齢、性別、障害の有無に関わらず、すべての人に利用しやすく、すべての人に配慮した暮らしやすい地域づくりの推進につながります。
政令市	千葉市	なし
政令市	名古屋市	(5) すべての人が暮らしやすいまちづくりの推進 多文化共生のまちづくりの推進は、 言語や文化、能力などさまざまな特性や違いを認め合い、すべての人に配慮した暮らしやすいまちづくりの推進につながります。
政令市	岡山市	なし
市区町村	埼玉県川口市	なし
市区町村	東京都港区	なし
市区町村	福井県越前市	なし

1. 地域における多文化共生の意義

(6) ユニバーサルデザインのまちづくり

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	なし
市区町村	愛知県知立市	多文化共生の地域づくりの推進は、言語や文化、能力など様々な特性や違いを認め合い、 すべての人が利用しやすく、また、すべての人に配慮した暮らしやすいまちづくり の推進につながります。
市区町村	大阪府吹田市	(3) 推進すべき施策の方向性 ア 多文化共生社会の形成 市民、行政、事業者それぞれに対して多文化共生社会の意識啓 発を進め、内外に開かれた多文化共生社会を推進するとともに、ユニバーサルデザイン*10 の視点に立ったまちづくりを促進します。
市区町村	広島県 安芸高田市	なし
市区町村	熊本県八代市	なし

1. 地域における多文化共生の意義

(7) その他

総務省プランの記述

(記述なし)

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> 安心な地域づくり 外国人県民に日本の法令や社会慣習などの理解と遵守を促し様々な情報提供を行うことにより、 交通事故や犯罪 などの被害に遭わないようにします。また、災害時には外国人県民も支援者としての役割を担うことにより、誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進につながります。
政令市	名古屋市	(4) 安全で安心なまちづくりの推進 外国人市民に日本の法令や生活習慣などに対する理解を促すとともに、 交通事故や犯罪 などの被害にあわないように情報の提供を行ったり、生活環境を整備することにより、誰もが安心して安全に暮らすことができるまちづくりの推進につながります。

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(1) コミュニケーション支援

総務省プランの記述

地域における多文化共生施策の基本的考え方には次のようなものがあるが、指針等においては、地域の特性、住民の理解、外国人住民の実情・ニーズ等を踏まえ、地域に必要な多文化共生施策の基本的な考え方を明確に示すこと。その際には、特に日本語によるコミュニケーション能力を十分に有しない外国人住民に配慮すること。

特にニューカマーの中には日本語を理解できない人もおり、日本語によるコミュニケーションが困難なことによる様々な問題が生じているため、外国人住民へのコミュニケーションの支援を行うこと。

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ◆多文化共生施策の方向性：利用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供 ◆事業の取組方針：「言葉の壁」の解消に向けた情報収集の支援及び多言語化情報の提供 <p>生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語ややさしい日本語により提供するとともに、通訳ボランティア等の活用の推進や関係機関に対する多言語対応の啓発を行います。また、大規模災害時等においても外国人県民の安全安心を確保するため、市町村間や県域を越えた連携を図るよう努めます。さらに、保健福祉関連や労働関連、日常生活関連の相談窓口において通訳等の活用による多言語対応を行います。また、ICT（情報通信技術）やスマートフォンなどのツールを活用することで、更に多くの情報を提供できる可能性があります。こうした取組によって、情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供を推進し、「言葉の壁」の解消を図ります。</p>
都道府県	埼玉県	<p>基本的な取組 1 誰もが暮らしやすい地域づくり～次代を担う人材の育成～</p> <p>国籍や民族の異なる人々が地域づくりのパートナーとして共に生活していくためには、コミュニケーションを図り、互いの考えを理解して気持ちを通わせることが必要です。そこで、「ことばの壁」を取り除くため、外国人住民が日本語学習の必要性を理解して自ら学習するよう啓発するとともに、自立して生活できるよう学習機会の提供を促進します。</p> <p>(1) 日本で暮らすための言語・ルール・情報の提供 国内でコミュニケーションに使われる言語は日本語が基本になりますが、外国人住民の中には日本語能力が十分でない人も多くいます。日本語能力が十分でない外国人住民に対しては、ルビを振ったり、日本語能力試験N4、N5程度の理解しやすい表現に置き換えたりするなど「やさしい日本語」や多言語による情報提供を推進し、困ったときには多言語で相談できる体制の充実を図っていく必要があります。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(1) コミュニケーション支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	富山県	<p>多文化共生の推進 政策目標 1</p> <p>○外国人住民が日常生活に必要な情報を得ることができるとともに、地域で円滑にコミュニケーションができていくこと。</p> <p>取組の基本的方向</p> <p>(1) 外国語による行政情報、生活情報の提供 県・市町村のHP・ガイドブック・各種申請様式等の多言語対応の充実、SNS等の活用など新たな情報発信に努めます。</p> <p>(2) 外国語による相談体制の充実 多言語で対応できる一元的な相談体制の整備・充実を図るとともに、外国人住民に積極的に利用してもらえるよう相談窓口の周知にも努めます。また、国や市町村等の相談窓口や外国人支援団体との連携強化にも努め、満足度の高い相談体制の整備を図ります。</p> <p>(3) 日本語・日本文化の学習支援 日本語教室空白地域の解消等、日本語教育のニーズに合わせた充実や日本語教室等に関する情報の一元化に努めることで、外国人住民の学習を支援します。</p> <p>(4) ボランティアの育成確保 人材確保のための処遇改善や募集方法について検討するとともに、ボランティア団体間の連携強化を支援します。また、人材の育成について、関係機関と連携して、中長期的な視点に立って取り組みます。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(1) コミュニケーション支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	<p>基本方向2 誰もが快適に暮らせる地域づくり 施策の方向4 外国人県民のコミュニケーション支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現状と課題 (略) ◆ 取組の必要性 <ul style="list-style-type: none"> (1) 多言語情報の提供 日本語能力が十分でない外国人県民に適切な情報提供を行うために、多言語による情報提供を行う必要があります。 (2) 「やさしい日本語」*による情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人県民すべての言語で情報提供することには限界があるため、多くの外国人県民が理解することのできる「やさしい日本語」による情報提供を促進する必要があります。なお、外国語がわからない日本人県民でも、「やさしい日本語」のルールを習得すれば、誰でも迅速に情報を発信していくことができることから、「やさしい日本語」は外国人県民と日本人県民の相互理解を進めるためのコミュニケーション手段としても有効です。 (3) 日本語及び日本文化の学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本で生活する上で必要となる日本語の学習に併せて、日本の文化や習慣などを学習する機会を外国人県民に提供する必要があります。 (4) 外国人県民に対する相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ さまざまな不安を感じている外国人県民に対し、母語で相談に対応し、不安を解消する人材を育成する必要があります。

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(1) コミュニケーション支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	千葉市	<p>推進の方向性 1 : 全ての外国人市民が、安全・安心に暮らすための必要な支援の充実</p> <p>【主な施策の例】(注: 省略して記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多言語による各種情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS等を活用し、多言語で情報発信 ・ 多言語での広報物制作 ・ 「やさしい日本語」の活用・普及 ○外国人市民の自立に向けた日本語学習支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉市国際交流協会での各種日本語学習支援 ○コミュニティ通訳ボランティアの普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「通訳ボランティア・スキルアップ講座」や「通訳ボランティア・フォローアップ講座」の開催
政令市	名古屋市	<p>施策方針 I 生活基盤づくり</p> <p>基本施策 1 地域における情報の多言語化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策のめざす姿 <p>外国人市民に、必要な情報が伝わり、理解されるよう、多様な言語・手段によって情報提供がなされています。また、日常生活について、外国人市民が身近に相談できる環境が整っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の方向 <p>施策① 多様な言語・手段による行政・生活情報の提供</p> <p>施策② 外国人市民のための窓口サービスの充実</p> <p>施策③ 通訳サービスの整備</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(1) コミュニケーション支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	岡山市	<p>(2) 施策の方向性</p> <p>ア コミュニケーション支援</p> <p>言葉の壁により外国人市民と日本人市民とのコミュニケーションが円滑にできなかつたり、情報がうまく伝わらなかつたりすることがあります。日々の生活に必要な情報を多言語や、やさしい日本語で提供するとともに、日本語を学ぶ機会を積極的に設けるよう努めます。</p> <p>基本施策①行政情報の多言語化と情報伝達ルートの確保</p> <p>基本施策②日本語や日本社会の学習支援</p> <p>基本施策③岡山市の魅力の発信</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(1) コミュニケーション支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	埼玉県 川口市	<p>多文化共生推進施策の展開</p> <p>「1 コミュニケーション支援」</p> <p>これは、日本語の運用能力や日本の社会に関する知識や理解にかかわるコミュニケーション上の問題を抱える外国人住民を支援することを目的としています。</p> <p>(1) 多様な言語を活用した情報提供</p> <p>本市では、既にごみの出し方などをはじめ、外国人住民の生活に必要な情報を多言語で市のホームページに掲載したり、窓口でパンフレットなどを配布し、周知を図っています。また、外国人住民を対象とした簡易な生活相談窓口を設置したり税と年金の講習会を実施するなど、通訳や翻訳を積極的に取り入れて管轄する担当課と連携し、外国人住民のニーズに見合った情報提供や相談業務の充実に取り組んでいます。多言語による情報提供の他、やさしい日本語を活用するなど外国人住民にとってわかりやすい情報の提供についてさらに取り組んでいきます。情報発信のメディアについては、川口市からの情報を掲載したチラシなどが市の窓口や公民館などに置かれていても、外国人住民の行動範囲に合致しておらず、なかなか周知に至っていないことから、SNSを活用するなど効果的な情報発信のあり方を引き続き模索する必要があります。</p> <p>(2) 地域生活のためのオリエンテーション実施</p> <p>外国人住民が地域で暮らしていくために必要な制度を理解し行政サービスを楽しむよう、講習会等オリエンテーションを実施して周知を図ります。</p> <p>(3) 外国人住民のための相談窓口の設置</p> <p>外国人住民が自立し、いきいきと暮らしていくために、相談窓口を設置することで、必要な情報を提供したり、わからないことや悩みごとの解決を支援します。</p> <p>(4) 日本語学習の支援</p> <p>川口市内では、19のボランティア日本語教室が開設されており、日本語の習得が不十分な外国人住民をボランティア日本語教室に案内しています。また、日本語ボランティア入門講座並びに日本語ボランティアレベルアップ講座を開講し、日本語ボランティアを育成するとともに、ボランティア日本語教室におけるボランティアの充実に努めています。また、日本語の習得が十分でない外国人の児童生徒を対象に日本語補充指導教室を設置し、さらに市内の小学校 21 校、中学校 7 校に日本語指導の教師を加配して、日本語習得の支援を図っています。さらに、学齢期を過ぎた大人の外国人住民についても日本語の習熟度が不十分な人がいることから、平成 31 年 4 月には公立夜間中学を開校し、支援の充実に努めています。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(1) コミュニケーション支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	東京都 港区	<p>(2) 目標を達成するための3つのアプローチ</p> <p>本プランでは、3つの課題につながり、4つの施策全てに横断的に関わる重要な3つのアプローチを設定し、取組を一層強化します。</p> <p>1 意思疎通を図る</p> <p>地域社会の共通言語となる重要なコミュニケーションツールの一つとして、「<u>やさしい日本語</u>」を導入します。併せて、外国人の日本語習得を支援します。</p> <p>目指す姿</p> <p>施策1 外国人の安全・安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災情報、災害時に必要な情報、医療、保健に関する情報等、安全・安心に関する重要な情報が外国人に十分届けられている ・ 災害時に外国人と円滑な意思疎通ができる ・ 言語や生活習慣、社会制度が異なる日本で生活する外国人の不安や問題が解消されている <p>施策2 外国人の快適な日常生活の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活で必要な情報がより多くの外国人に十分に届けられている
市区 町村	福井県 越前市	<p>2. 基本方針</p> <p>(1) コミュニケーション支援</p> <p>外国語を母国語としている外国人市民には、日本語をあまり理解できない人も多く、日本語によるコミュニケーションが困難なことから、日常生活や職場、学校などで様々な問題が生じる場合があります。このような問題を解消するため、<u>やさしい日本語</u>を活用したコミュニケーションの支援を行うとともに、外国人市民に伝わりやすい情報伝達手段の確保に努めます。</p>
市区 町村	岐阜県 美濃加茂 市	<p>これからの課題</p> <p>コミュニケーション支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入管法改正に伴い、外国人市民のさらなる人口増加、多国籍化、多言語化への対応が必要

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(1) コミュニケーション支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	愛知県 知立市	<p>3 暮らしやすいまちづくり</p> <p>①安心して暮らせる環境づくり</p> <p>【施策の方向】</p> <p>外国人市民が国籍に関係なく、安心して暮らせる環境をつくるため、行政サービスや生活のルール、日本の社会制度について理解してもらえるよう、また、災害情報や生活していくうえで必要な情報を知らせることができるよう、様々な情報媒体を活用して、多言語による情報提供の充実を図るとともに、外国人市民に対する相談体制のさらなる整備を推進します。</p> <p>外国人の未就学児の子どもを持つ親への子育てサークル等の支援及び、母国と教育制度が異なる保護者に対し、子どもの教育について理解を深めます。</p>
市区 町村	大阪府 吹田市	<p>(3) 推進すべき施策の方向性</p> <p>イ コミュニケーション支援の推進</p> <p>情報の多言語化、メディアによる生活情報の発信等、情報伝達手段の確保と日本語や日本社会に関する理解を外国籍市民等に深めてもらえるよう、学習支援に取り組めます。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(1) コミュニケーション支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	広島県 安芸高田 市	<p>1.安心・安全に暮らし、活躍できる地域づくり</p> <p>2.日本語教室の充実</p> <p>①多様な日本語学習支援体制の確立</p> <p>日本語学習支援教室の質の向上を図り、日本語が理解できて読み書き、話せる外国人市民の増加を図ります。安芸高田市においては外国人が散住しているために、幅広い地域と分野での日本語学習支援が求められています。</p> <p>3.多言語学習機会の充実</p> <p>②市民が理解しやすい「やさしい日本語」学習の充実</p> <p>多国籍の外国人と接する機会が増えれば、共通の意思疎通手段が必要となります。やさしい日本語を日本人市民や外国人市民が使うことにより、より情報伝達が容易となり、日常や非常時でのコミュニケーションが可能となります。また外国人観光客のコミュニケーションもやさしい日本語を活用できるよう取り組みます。</p>
市区 町村	熊本県 八代市	<p>施策⑦ 外国人市民も暮らしやすいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報提供や案内表示の多言語化の推進 <p>市の広報紙やホームページ、生活ガイドブックなど、様々な媒体を通じて外国人市民向けにわかりやすく情報発信します。また、公共施設や交通機関など生活全般における多言語対応を関係機関と連携して推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人市民の相談体制の充実 <p>新たな在留制度の導入などによって、より一層外国人市民は増加し、滞在期間の長期化が見込まれる中、教育や家庭問題などの多様な相談内容に応える体制が求められます。関係機関との連携や協力をしながら、多言語による相談事業の充実を図ります。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(2) 生活支援

総務省プランの記述

外国人住民が地域において生活する上で必要となる基本的な環境が十分に整っていないことが問題としてあげられるため、生活全般にわたっての支援策を行うこと。

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	<p>5 相談体制・生活支援の体制強化</p> <p>◆多文化共生施策の方向性：相談体制・生活支援の体制強化</p> <p>◆事業の取組方針：「生活の壁」の解消に向けた生活支援</p> <p>外国人県民やその家族に対するサポートとして、みやぎ外国人相談センターや行政、県国際化協会、市町村国際交流協会などの相談機関が連携を図るとともに、担当職員の技能向上に向けた取組も行い、迅速かつきめ細やかな対応が可能となるよう相談体制の強化を図ります。また相談窓口の更なる周知に努めるなど、外国人県民が相談しやすく、相談窓口を身近に感じられるような対応を行います。</p> <p>さらに、より実効性のある生活支援に取り組めるよう、関係機関における各種情報の共有や協力・連携を図り、事業者においても取組可能な支援を検討します。</p> <p>こうした取組によって相談体制・生活支援の体制を強化し、「生活の壁」の解消を図ります。</p>
都道府県	富山県	<p>多文化共生の推進 政策目標 3</p> <p>○安全・安心に生活できる環境を整え、外国人から暮らしたいと思われる県となっていること。</p> <p>取組みの基本的方向</p> <p>(1) 医療・保健・福祉に関する支援：外国人住民に向けた医療・保健・福祉サービスに係るHP等の多言語対応やサービス提供体制の充実に努めます。</p> <p>(2) 居住・就労環境に関する支援：外国人住民の居住環境の整備、適正な労働環境確保等への支援の充実に努めます。</p> <p>(3) 災害対策の充実：防災・気象情報に係るHP等の多言語対応や災害発生時の外国人住民に向けた情報発信・支援等の充実に努めます。</p> <p>(4) その他生活全般に関する支援：各種相談等対応の充実、各種サービスの利便性向上に努めます。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(2) 生活支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	埼玉県	<p>基本的な取組 1 誰もが暮らしやすい地域づくり～次代を担う人材の育成～</p> <p>(1) 日本で暮らすための言語・ルール・情報の提供</p> <p>② 行政・生活情報の提供</p> <p>市町村と連携し、外国人住民が市町村で手続を行う機会を利用して、行政サービスや生活に関する情報、地域のイベント情報、観光情報などを多言語で提供します。その際、県や市町村の窓口のみならず、多文化共生社会の担い手となるキーパーソン、企業、大学、学校、公民館、図書館、自治会などを通じ、効果的に情報の提供を行います。</p> <p>③ 相談体制の充実</p> <p>「外国人総合相談センター埼玉」を県国際交流協会と連携して充実させるとともに、各市町村にも身近な相談窓口が設置されるよう促進します。</p> <p>(3) 安心・安全な暮らしの確保</p> <p>②医療・保健・福祉</p> <p>市町村と連携し、外国人住民が市町村で手続を行う機会を利用して、公的医療保険の加入のメリットや手続などについて啓発します。また、企業に対しても、商工・経済団体などと連携し、保険の加入について積極的に情報提供します。…県国際交流協会と連携して、医療・保健・福祉分野における専門的通訳ボランティアの養成方策を検討し、病院、健康診断、予防接種、介護などの現場を支援していきます。また、外国語が通じる医療施設の情報を県ホームページに掲載するとともに市町村が医療・保健・福祉に関する情報を多言語で提供できるよう支援します。</p> <p>③住まい</p> <p>県営住宅に関する情報、民間賃貸住宅の借り方や地域の生活ルールに関する情報を多言語で外国人住民に提供します。また、「あんしん賃貸住まいサポート店」制度の充実を図るなど、外国人住民の住まい探しを支援します。</p> <p>④防災・災害対応</p> <p>外国人住民向け防災対策について、県の地域防災計画に位置付け、災害発生時に外国人被災者への対応を専門とする支援班を災害対策本部に設置するなど、効果的な対応が可能となる体制を整備します。また、市町村においても地域防災計画に外国人住民向け防災対策を位置付けるよう支援します。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(2) 生活支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	<p>◆施策の方向2 危機管理対策の推進</p> <p>(1) 危機対策についての広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人県民が災害発生時の避難や被災後の生活において大きな困難を抱えることがないよう、幅広く理解されやすい形での広報啓発が必要です。 <p>(3) すべての県民が理解できる情報発信</p> <p>◆施策の方向5 居住・医療・保健・福祉など生活環境全般の充実</p> <p>(4) 外国人相談・支援のニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 問題の早期かつ適切な解決・解消のため、多言語による相談体制や専門性を持って問題解決まで支援できる人材の養成・確保が必要です。 公営住宅入居に関する、きめ細やかな相談支援の充実で外国人世帯の多くが住まい方のルール等についてよく理解し、団地住民間のコミュニケーションを十分とることが必要です。 <p>◆施策の方向7 雇用・就労環境の整備による雇用安定</p> <p>(1) 雇用・就労環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人県民の地域社会での生活環境を改善し、安定した生活を営むことを可能とするために、外国人県民の不安定な雇用環境を改善し、安定した雇用の創出が必要です。 外国人労働者に安定した労働環境を持続的に提供していくためには、企業による就労環境や雇用対策の適正化への取組が必要です。 <p>(2) 就労・定着の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> しずおかジョブステーションを利用する外国人求職者は文化や言語の違いから様々な悩みを抱えているため、個々の事情に応じたきめ細かな支援が必要です。 日本での就職を希望する留学生などの外国人の県内への就職支援を、大学、関係機関などと協力して推進する必要があります。外国人の雇用を考える介護事業所の増加が見込まれることから、受け入れる介護事業所を支援する必要があります。

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(2) 生活支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	千葉市	<p>推進の方向性1：全ての外国人市民が、安全・安心に暮らすための必要な支援の充実</p> <p>【主な施策の例】（注：省略して記載）</p> <p>○外国人世帯の生活基盤の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ハローワーク等関係機関に協力を求め、千葉市国際交流プラザの生活相談を行う職員に外国人の就労に関する研修などを行い、対応を充実させ、外国人市民が円滑に就労でき、生活の基盤が安定するよう努めます。 外国人市民の賃貸住宅への入居をサポートするため、千葉県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会の協力のもと、民間賃貸住宅の情報を提供する「千葉市民間賃貸住宅入居支援制度」の周知に努めます。 入居予定者に特に多い言語について、入居説明会で、生活上のルールなどを当該言語で説明することにより、より快適な生活環境づくりに取り組んでいきます。 <p>○外国人市民の防災対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災対策を推進するため、外国人市民向けの防災教室の開催や「防災ガイドブック」の普及に努め、災害の恐ろしさと日頃の備えの大切さを理解していただくとともに、SNS等を活用したやさしい日本語を含む多言語による防災情報の提供などを行い、迅速な外国人市民への情報提供に努めます。 本市と千葉市国際交流協会は「千葉市災害時外国人支援センターの設置・運営に関する協定」を締結しており、千葉市災害対策本部を設置する災害時には「千葉市災害時外国人支援センター」が千葉市国際交流協会事務所内に設置されます。今後、外国人支援センターの運営マニュアルを策定し、外国人市民に必要な情報の翻訳及び発信、外国人市民からの相談、問い合わせ等への対応並びに災害時語学ボランティアをはじめとするボランティアの活用及び調整を一層円滑に行うことができるよう取り組みます。

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(2) 生活支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	名古屋市	<p>施策方針 I 生活基盤づくり</p> <p>基本施策 3 居住</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策のめざす姿 市営住宅の入居等に関する情報や外国人市民の入居を受け入れている民間賃貸住宅などの情報が十分に提供されており、外国人市民が円滑に住まいを見つけ、生活ルールを理解して安心して生活しています。 施策の方向 施策⑥ 民間賃貸住宅への円滑な入居支援、施策⑦ 共同生活に関する情報提供 <p>基本施策 4 労働</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策のめざす姿 外国人求職者に対して就職に必要な情報が十分に提供されています。また、外国人労働者が安全で働きやすい職場環境になっています。 施策の方向 施策⑧ 就職・就業環境の改善、 <p>基本施策 6 保健・医療・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策のめざす姿 外国人市民に外国語対応が可能な医療機関や社会保険制度の仕組みなど保健・医療・福祉に関する情報が多言語で提供されています。また、外国人市民が保健・医療・福祉に関するサービスを受けることができます。 施策の方向 施策⑬ 保健・医療・福祉に関する情報提供の充実、施策⑭ 外国人患者への多言語対応、施策⑮ 健康診断や健康相談の実施、施策⑯ 母子保健、子育て支援における対応、施策⑰ 高齢者及び障害者等支援における対応、施策⑱ DV（ドメスティック・バイオレンス）等への対応、施策⑲ 孤立の防止

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(2) 生活支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	岡山市	<p>(2) 施策の方向性</p> <p>イ 生活支援</p> <p>外国人市民が地域で安心して生活できるよう生活環境の整備に努めます。</p> <p>基本施策④ 教育・子育て支援の充実</p> <p>基本施策⑤ 保険・福祉・医療支援の充実</p> <p>基本施策⑥ 居住・労働・その他生活支援の充実</p> <p>ウ 災害対応</p> <p>外国人市民の防災意識の啓発と、災害時の外国人市民への情報伝達方法の改善や、被災状況、支援ニーズの把握等の情報収集の仕組みづくりに努めます。</p> <p>基本施策⑦ 防災対策の充実</p> <p>基本対策⑧ 災害時支援の充実</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(2) 生活支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	埼玉県 川口市	<p>多文化共生推進施策の展開</p> <p>2 生活支援</p> <p>定住化の傾向が見られる本市において、外国人住民が地域の中で安心して生活ができるよう、生活環境を整備し、定住化に伴う生活上の様々な課題に関して、総合的な支援を行うことを目的としています。</p> <p>(1) 居住</p> <p>市営住宅に関する情報提供や民間賃貸住宅の借り方、地域における生活マナー・ルールを多言語で提供し、外国人住民が安心して住まいを探せるようにサポートする必要があります。</p> <p>(2) 教育</p> <p>市内の小中学校に日本語指導の教師を加配、日本語補充指導教室を設置、ボランティア日本語教室への勧奨など、日本語の習得が十分でない外国人の児童生徒の日本語習得をサポートします。また、児童生徒の保護者についても日本語が不自由な場合もあることから、学校からの連絡や面談など、必要に応じて通訳や翻訳で支援していきます。さらに幼稚園や小中学校、高校への進学など外国人にはあまり一般的でない日本の教育制度について情報提供して理解を促します。</p> <p>(3) 労働</p> <p>外国人労働者についても労働関係法令が適用されます。外国人労働者のトラブルについては、相談内容に応じて所管する行政機関につなぎ、早期解決を支援します。</p> <p>(4) 医療・保健・福祉</p> <p>医療の現場においては多言語音声翻訳アプリを活用したり、外国語が通じる医療施設の情報提供を行います。また、保険に加入しないことにより医療費が高額になることが懸念される場合は、無料低額診療制度を紹介して医療機関への早期受診を促します。保健や福祉についても情報提供の多言語化により、外国人住民の適切な制度理解と健康増進を図ります。</p> <p>(5) 防災・防犯</p> <p>災害発生時に外国人住民が孤立して災害弱者になってしまうことがないように、普段から日本語の習得を支援したり、防災訓練に参加して地域とつながること、災害に対する備えを周知していきます。さらには外国人が「支援する側」として主体的に地域の防災に関わっていくことを推進し、自助や共助を促していきます。また、災害発生時は多言語による情報提供や通訳ボランティアの活用による支援を行います。防犯についても、多言語による防犯情報の提供や交通安全教育を行い、外国人住民が犯罪や事故に巻き込まれずに、地域で安心・安全な暮らしが送れるように支援していきます。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(2) 生活支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	東京都 港区	<p>目指す姿</p> <p>施策1 外国人の安全・安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災情報、災害時に必要な情報、医療、保健に関する情報等、安全・安心に関する重要な情報が外国人に十分届けられている 情報を入手する手段について 外国人に広く認知されている 外国人を含めた地域の連絡・協力体制が構築されている 災害時に外国人と円滑な意思疎通ができる 宗教や習俗等の多様性から 生じる不安や不便さが解消されている 言語や生活習慣、社会制度が異なる日本で生活する外国人の不安や問題が解消されている <p>施策2 外国人の快適な日常生活の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な情報がより多くの外国人に十分に届けられている 区役所で外国人への行政サービスが円滑に提供されている
市区 町村	福井県 越前市	<p>(2) 生活支援</p> <p>誰にとっても、生活していく上で、様々な課題や不安が生じますが、とりわけ言葉や文化の違う外国人市民にとっては、なお一層支援ニーズが高まっていると言えます。また、定住・永住の傾向が高まっている現状を踏まえ、地域において必要となる基本的な環境を整備し、日常生活を送る中で支障や不安のないように、生活全般にわたって支援を行います。</p>
市区 町村	岐阜県 美濃加茂 市	<p>これからの課題</p> <p>生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 就学前の子どもや児童生徒への初期指導や大人向けの日本語を学習する機会が引き続き必要 将来の自分の目標や夢などを見つけるためのキャリア教育が重要 防災対策への取り組みや意識づくりが引き続き重要

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(2) 生活支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	愛知県 知立市	なし
市区 町村	大阪府 吹田市	(3) 推進すべき施策の方向性 Ⅰ 行政サービスの充実 外国籍市民等が健康で安心して暮らすため、市の制度や施策等の必要な情報を理解しやすく提供することで、円滑で適切な行政サービスの充実を図ります。
市区 町村	広島県 安芸高田 市	なし
市区 町村	熊本県 八代市	<p>施策⑦ 外国人市民も暮らしやすいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の外国人市民に対する支援 外国人市民の生命と財産を守るため、災害対策に関する情報提供や防災訓練への参加促進、災害発生時のマニュアルの作成、避難所案内表示やハザードマップの多言語化などを行うとともに、災害発生時の支援体制の構築のため、地域の自主防災組織やボランティアとの連携強化を図ります。 外国人市民の生活支援（医療・保健・福祉など） 外国人市民が医療・保健・福祉などのサービスを受けやすくするため、現場への通訳派遣や多言語対応の整備、情報の発信などを関係機関と連携しながら推進します。 外国人市民の住居探しの支援 外国人市民が、住居探しで困ることのないように市内の不動産事業者などと連携を図ります。

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

総務省プランの記述

外国人住民が地域社会での交流機会が不足し孤立しがちであることや、地域社会において日本人住民と外国人住民との間に軋轢が生じることも少なくないため、地域社会全体の意識啓発や外国人住民の自立を促進する地域づくりを行うこと。

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	<p>計画の基本方針</p> <p>外国人県民とともに取り組む地域づくり – 意識の壁の解消 –</p> <p>2 地域と外国人県民との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆多文化共生施策の方向性：地域と外国人県民との連携強化 ◆事業の取組方針：「意識の壁」の解消に向けた外国人県民と地域とのつながりの強化 <p>地域と外国人県民が連携を図る上では、日頃から外国人県民に対して地域における各種行事や防災訓練への参加を促すとともに、防災・防犯に関し知識習得の機会を設け、自助・共助の力を培っていくことが求められます。</p> <p>地域の支援団体や外国人県民同士のつながりも重要であることから、言葉や文化を学習する場としての機能を持つ地域の日本語講座やイベント等への参加による交流や外国コミュニティでの交流の機会を創出します。</p> <p>また、防災に関し行事など様々な交流の機会への参加、外国人県民のコミュニティリーダーの育成などにより、地域での活躍の場を広げるとともに、行政への住民参画の機会に外国人県民の人材活用を促進します。あわせて、永住者など長期間県内に居住する外国人はもちろん、留学生やその他の在留資格を持つ外国人県民についても、地域づくりや多文化共生の担い手として活用するよう努めます。</p> <p>こうした取組によって、地域と外国人県民との連携を強化し、「意識の壁」の解消を図ります。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

総務省プランの記述

外国人住民が地域社会での交流機会が不足し孤立しがちであることや、地域社会において日本人住民と外国人住民との間に軋轢が生じることも少なくないため、地域社会全体の意識啓発や外国人住民の自立を促進する地域づくりを行うこと。

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県 (続き)	<p>7 文化・習慣等の相互理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆多文化共生施策の方向性：文化・習慣等の相互理解の促進 ◆事業の取組方針：「生活の壁」の解消に向けた文化・習慣等の相互理解の促進 <p>外国人県民と地域住民が互いの文化・習慣等の違いを理解できるよう、交流会や勉強会の開催を通じ、両者が触れ合える機会を提供するとともに、「食」「観光」「文化」などの視点も踏まえ、より関心が高まるような取組となるよう努めます。また、外国人コミュニティにおけるつながりを強化し、外国人同士において知識と経験を共有できる場の提供に努めます。</p> <p>さらに、将来帰国することを想定した場合など、外国人県民の子どもに対する母国語や母国文化の学習・維持を支援します。このほか、LGBT等への対応など新たな課題についても広く意識啓発を図ります。</p> <p>こうした取組によって多文化共生社会に向けた基盤整備を図り、「意識の壁」の解消を図ります。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	埼玉県	<p>基本的な取組 3</p> <p>共に輝き活躍する地域づくり ～東京 2020 オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会 の開催を契機とした多文化共生の社会づくり～</p> <p>日本人と外国人住民の間にある「こころの壁」を取り除き、東京 2020 オリンピック・パラリンピックなど世界的なイベントをきっかけとして、相互 理解を促進し、外国人住民の社会参加を支援する環境を整備するなど、協働の 地域づくり、多文化共生社会の実現を目指します。</p> <p>(1) 外国人観光客へのおもてなし</p> <p>…外国人観光客に埼玉観光の魅力を伝え、おもてなしができる、おもてなし通訳案内士を養成します。また、街角等で外国人観光客の案内を行う案内ボランティアを育成します。ボランティアは外国人住民の中からも育成し、国籍を問わず活躍できる地域社会の形成につなげます。</p> <p>(2) 大会に向けた多文化理解</p> <p>① 多文化共生に関する啓発、相互理解</p> <p>…一方、外国人住民意識調査の充実を図るとともに、外国人住民の要望や意見を聴き行政に反映するよう努めます。また、市町村においても外国人住民の要望や意見を反映する仕組みが作られるよう市町村を支援します。</p> <p>③ 多文化共生の拠点づくり</p> <p>日本人と外国人が互いに理解し認め合う多文化共生の地域づくりを進めるため、県国際交流協会やN G Oなどと連携して、交流、研修、啓発、情報提供、日本語学習支援などを行う拠点の充実を図ります。</p> <p>(3) 大会後のレガシーとしての地域活動への参加促進</p> <p>…大会後も日本人と外国人が共に輝き、共に地域社会で活躍できる多文化共生社会の実現のために、大会時に活躍したボランティアなどを活用し、地域で中心的な役割を担えるような人材を育成し、支援します。また、外国籍県民県政モニター経験者、外国人留学生、N G O関係者など、日本語が堪能な外国人住民や外国人との交流経験が豊富な日本人にキーパーソン となってもらい、行政情報の伝達や地域の生活ルールの周知などを円滑に行う仕組みを充実します。また、地域の行事への参加や自治会への加入の促進などについて、日本人と外国人住民のつなぎ役としての役割を担ってもらいます。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	富山県	<p>多文化共生の推進 政策目標 4</p> <p>○日本人住民と外国人住民が相互に理解し合い、ともに地域社会の重要な 構成員として共生が進んでいること。</p> <p>取組の基本的方向</p> <p>(2) 外国人住民の地域社会への参加の促進</p> <p>(3) 外国人との共生による暮らしやすい地域づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築や、地域社会と企業をつなぎ役となる人材の設置に向けて、検討します。 県と市町村の役割分担も含め、仲介役となる人材から地域の外国人住民に対して、日本の生活習慣やルール等を周知する仕組みづくりについて、検討します。 県内在住の外国人住民から、富山県の魅力（暮らしやすさ）を発信してもらえるよう努めます。
都道府県	静岡県	<p>◆施策の方向 1 多文化共生意識の定着</p> <p>(2) 外国人コミュニティのキーパーソン* 育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 「キーパーソン」*とは、コミュニティの中で特に大きな影響を全体に及ぼす「鍵となる人物」のことをいい、本計画において特に説明がない場合は外国人コミュニティのキー パーソン*を指します。 外国人コミュニティ内に危機管理情報を伝え、防災対策の実施や災害発生時の適切な対応などを外国人県民に指導する外国人コミュニティの防災リーダーの育成が必要です。 <p>◆施策の方向 8 外国人県民が活躍できる場づくり</p> <p>(1) 地域における相互扶助や共助機能の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 相互扶助や共助の機能の低下による自治会や町内会等の活動低下が懸念されている中で、日本人にはない多様な視点・考え方をもち若年人口が多い外国人県民の社会参加は不可欠であり、参加のための場づくりが必要と考えられます。 また、地震等の発災時の際は言葉の壁を解消し、外国人県民と協力しあい、皆で支えあうことが必要です。 <p>(2) 外国人県民の社会参加の増加に伴う本県の活力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人県民の高齢化の進展に伴い、的確な相談対応が求められる。ソーシャルワーク 等多言語の両方への対応のためには、定住外国人や第二世代の人達をソーシャルワーカー等として育成・活用することも検討する必要があります。

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	千葉市	<p>推進の方向性2：違いを認め、互いに分かり合い、支え合い、多様性をまちの力にする意識の醸成</p> <p>【主な施策の例】（注：省略して記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多文化共生拠点としての千葉市国際交流プラザの機能の充実 ・外国人市民の自助組織である外国人コミュニティへの支援メニューを検討し、千葉市国際交流プラザを拠点として外国人市民が地域社会へ参加・活躍できるよう努めます。 <p>推進の方向性3：ともに生活を楽しみ、人生をより豊かにする活躍の機会の創出・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際交流ボランティア活動の推進 ・外国人市民が多く利用するレストランや店舗などに本制度の周知への協力を求め、より多くの外国人市民がボランティア活動を通じて地域社会に参加できるよう努めます。 ・外国人市民が、近隣市民と、四季折々の行事を楽しみ、緊急時には互いに助け合える関係を築けるよう、町内自治会等地域団体への参加を支援します。コミュニティを発掘し、そのキーパーソン（中心人物）と連携することで、外国人市民の意見や要望を把握できるよう努めます。さらに、キーパーソンを通じて、外国人コミュニティと市民団体、町内自治会等の地域社会が繋がることにより、外国人市民と日本人市民がともに生活を楽しむ仕組みづくりを目指します。

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	名古屋市	<p>施策方針Ⅱ 誰もが参画する地域づくり</p> <p>基本施策7 外国人市民の地域への参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> • 施策のめざす姿 外国人市民が地域の仕組みを理解しているとともに、活動に参加・参画しており、対等な立場で、日本人市民とともに地域を支える担い手となって地域生活上の問題などを解決しています。 • 施策の方向 施策⑳ キーパーソン及びネットワークとの連携 施策㉑ 外国人市民の意見を施策に反映させる仕組みの導入 施策㉒ 外国人市民の地域への参画促進 <p>施策方針Ⅲ 多様性を活かす社会づくり</p> <p>基本施策9 地域社会に対する意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> • 施策のめざす姿 誰もが自分の持つ能力を発揮でき、それぞれが持っている多様性を活かして活躍しています。 • 施策の方向 施策㉓ 留学生・外国人材の能力を活かす場づくり 施策㉔ 多文化共生の担い手となる人材育成

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	岡山市	<p>エ 多文化共生の地域づくり 地域や職場、学校など様々な場において国籍を問わずすべての人の人権尊重や多文化共生意識を啓発します。 基本施策⑨ 地域社会に対する意識啓発 基本施策⑩ 市民が主体となって行う多文化共生や国際交流活動の支援</p> <p>オ 外国人市民の社会参加の促進 外国人市民が持つ多様な能力を発揮することができる環境づくりに取り組み、将来にわたりすべての市民がともに考え、意見を出し合い、行動することができる地域社会を築きます。 基本施策⑫ 外国人市民の地域社会への参加促進 外国人市民の文化・スポーツ活動の機会拡大</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	埼玉県 川口市	<p>3 多文化共生の地域づくり</p> <p>(1) 地域社会への参加</p> <p>本市では、地域の自治会や町会の要望に応じて、地域における交流機会としてオリエンテーションを実施したり、日本人住民向けの国際理解講座を実施して多文化共生意識の醸成を図っています。さらには、多文化共生情報誌を発行し、日本人住民と外国人住民の相互理解を促進して、お互いがその個性を尊重して差別のない暮らしやすいまちづくりを進めます。</p> <p>外国人住民をまちづくりの担い手として捉えるためにも、町会・自治会をはじめとする地域コミュニティへの参加促進に努めています。また、日本人住民に対する多文化共生の意識啓発を進めていくことが、市民相互の理解と協調につなげるためにも重要であると考えます。</p> <p>(2) ボランティア等との協働体制構築</p> <p>ボランティア日本語教室の運営に特化した課題を検討・協議し情報共有を図るボランティア日本語教室連絡会議の設置、日本語ボランティアの育成や活動拠点となる施設の貸出し等、ボランティア日本語教室の継続的・安定的な活動のための支援を行っています。</p> <p>(3) キーパーソン・ネットワークの構築</p> <p>地域の多文化共生社会を形成していくために、日本人住民や外国人住民の中にリーダーとしての役割を果たせる人材や、相互の橋渡しができる意欲ある人材を発掘し、活用するためのネットワークを構築していくことに努めます。</p> <p>4 地域活性化やグローバル化への貢献</p> <p>(2) 国際（多文化）理解</p> <p>日本人住民と外国人住民の相互理解を促進するために、交流イベントを開催したり、国際（多文化）理解教育を推進していきます。</p> <p>エ ヘイトスピーチなどの差別・いじめの対策</p> <p>特定の民族や国籍の人々を排除する差別的言動の解消に向けた取り組みを推進します。</p> <p>(3) 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入</p> <p>外国人住民が意見を行政に伝えるための仕組みづくりや、地域の施策に反映させるための多文化共生意識の啓発活動が必要です。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	東京都港区	<p>施策 3 外国人と日本人が相互に理解し支え合う国際都市の実現めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人の地域参画が進んでいる <p>課題と今後の取組の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 意思疎通ができるよう、地域社会の共通言語としての「やさしい日本語」を導入し、普及する 外国人が日本人とともに地域活動に参加できるよう、通訳者を配置するなど、環境を整備する
市区町村	福井県越前市	<p>(3) 多文化共生の地域づくり</p> <p>地域社会において、日本人市民と外国人市民との交流機会が少ないことによって生じる相互理解の不足により、両者の間に様々な行き違いが生じる場合があります。このような事態を防ぎ、日本人市民も外国人市民も、同じ地域に生活する一員として共生していくための意識啓発を行うことで、相互理解を図り、外国人市民が地域に参画できる地域づくりを目指します。</p> <p>また、本市における多文化共生に向けた施策を推進していくための体制整備や、地域、企業、国際交流協会など各主体との連携・協働を図り、効果的な施策の推進体制を構築します。</p>
市区町村	岐阜県美濃加茂市	<p>多文化共生の地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ことばの壁や文化の壁などから生まれる日本人市民と外国人市民の隔たりを無くすために、お互いの市民同士が交流する機会づくりや、共生の意識づくりが重要 美濃加茂市で学び育った次世代を担う外国人人材が、社会の多様な場において活躍する機会が必要
市区町村	愛知県知立市	<ul style="list-style-type: none"> 日本人市民の高齢化、外国人市民の永住化が進むなか、外国人市民も地域の一員とともに暮らし、地域をつくる地域住民として理解することが必要です。また、外国人市民は、地域社会の対等な構成員として、地域を支える担い手であるという自覚を持つことが重要です。このため、日本人市民と外国人市民が対等な構成員として参加できる地域づくりを進めています。 外国人市民は、地域や行政に対し意見を伝える機会があまりないという現状があります。様々な市民意識調査も日本人が対象となっています。2016（平成28）年から、外国人市民の人口比率が約38%という昭和地区において「昭和未来会議」が開催されました。日本人市民の視点からだけでなく、外国人市民の視点からの課題や問題点を把握し、地域の住みよさ、魅力を高め、さらに良い地域にしていくための語り合いの場になっています。

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	愛知県 知立市	<p>2 参加できる地域づくり</p> <p>①地域社会への参加促進 【施策の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本人市民の高齢化、外国人市民の永住化が進むなか、外国人市民も地域の一員としてともに暮らし、地域をつくる地域住民として理解することが必要です。また、外国人市民は、地域社会の対等な構成員として、地域を支える担い手であるという自覚を持つことが重要です。このため、日本人市民と外国人市民が対等な構成員として参加できる地域づくりを進めていきます。 <p>②外国人市民の意見反映の仕組みづくり 【施策の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人市民は、地域や行政に対し意見を伝える機会があまりないという現状があります。様々な市民意識調査も日本人が対象となっています。2016（平成28）年から、外国人市民の人口比率が約38%という昭和地区において「昭和未来会議」が開催されました。日本人市民の視点からだけでなく、外国人市民の視点からの課題や問題点を把握し、地域の住みよさ、魅力を高め、さらに良い地域にしていくための語り合いの場になっています。
市区町村	大阪府 吹田市	<p>(2) 基本理念</p> <p>ウ 社会参加の促進 外国籍市民等が日本人市民と共に多文化共生のまちづくりを担うため、地域社会への参加を促進します。また、互いの文化などを尊重し、互いに学び合う地域社会づくりを推進します。</p> <p>エ 市を活性化する多文化の確保 日々の生活の中で、日本人市民と外国籍市民等による相互の文化理解の機会を意識的に企画・提案し、互いに学び合い、多文化 が地域に存在することが市の魅力となるまちづくりを推進します。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	広島県 安芸高田 市	<p>1.安心・安全に暮らし、活躍できる地域づくり</p> <p>4.地域コミュニティーでの共生促進</p> <p>③地域文化交流による地域の活性化</p> <p>外国人市民との文化交流を活性化して、地域の魅力を発信できる人材を育成し、観光地としての魅力の発信につなげます。安芸高田市には神楽、田楽など多くの伝統文化が根付いていますが、多くの地域は後継者が不足しています。これらの伝統文化は地域で守るという風土が根強く、外国人にも継承するという発想がありませんでした。しかし、伝統を守る集団のなかに外国人が入り、同国人や母国への情報発信がなされると、話題性とともに近隣や外国人観光客の増加を期待することができます。</p> <p>④外国人市民が地域行事、振興会、PTAに参画しやすい地域づくり</p> <p>現在、安芸高田市は、32の地域振興会で組織されており、各々独自の地域振興活動を行っています。また、市内の各小中学校単位（学区）でPTA活動が行われています。本市には約600人の外国人が居住していますが、言葉や習慣の違いにより、地域との接触は薄くなっています。一方、地域振興会は人口減少、高齢化等により活動が縮小していることから、活性化の方策を模索している状況にあります。また外国人保護者のPTA活動はほとんどなく、外国人の子どもの状況はPTA組織に理解されていないことが多いのが現状です。</p> <p>これらのことから、外国人に振興会やPTAのメンバーになってもらうことで、地域や学区の活性化を図ります。また、言葉や習慣の違いによるコミュニケーションの不足は、組織内に外国人市民のパートナーとなる人を配置して、世話をすることで交流を深めることとします。</p>
市区 町村	熊本県 八代市	<p>施策⑧ 多文化共生に向けた相互理解の促進</p> <p>日本人市民と外国人市民との相互理解を促進するためには、先入観や偏見を取り払い、お互いに関心をもって接することが必要であることから、各種講座や交流機会の創出を図りながら、多文化共生社会の実現に取り組みます。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(4) 多文化共生施策の推進体制の整備

総務省プランの記述

(1)～(3)の施策を遂行するための体制整備を図るとともに、県、市町村、地域国際化協会、国際交流協会、NPO、NGO、その他の民間団体の役割分担を明確化し、各主体の連携・協働を図ること。

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	3 推進体制の強化 行政機関、事業者、関係機関による「宮城県多文化共生社会推進連絡会議」を設置し、ネットワークの基盤を構築します。また、条例に基づき設置した「 宮城県多文化共生社会推進審議会 」が県内における多文化共生の状況について調査審議し、県に提言を行います。
都道府県	埼玉県	VI プランの推進体制 外国人住民を取り巻く問題は生活の幅広い分野にわたっており、地域全体の課題として、県、県国際交流協会、市町村、市町村国際交流協会、 NGO、企業、自治会 などが適切な役割分担の下に取り組む必要があります。 1 県の役割 県は、多文化共生の推進に係るプランを策定し、このプランに基づき、市町村を包括する広域自治体として、広域的な課題への対応、市町村で十分に対応できていない分野の補完、先導的な取組などを推進します。また、これらの取組を総合的・効果的・継続的に推進するため、庁内を横断する体制で成果を検証しながら施策の実施状況を管理していきます。さらに、「 つなぎ役 」としての機能を発揮し、県国際交流協会、国の機関、市町村、市町村国際交流協会、NGO、企業、大学、学校、自治会などとの連携や協働を積極的に図ります。 2 県国際交流協会の役割 3 市町村の役割 4 市町村国際交流協会の役割 5 NGOの役割 6 企業の役割 7 大学の役割 8 学校の役割 9 自治会・町内会の役割 (注※各役割は割愛)

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(4) 多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容								
都道府県	富山県	なし（注※各施策に実施主体を明記）								
都道府県	静岡県	<p>V 計画推進体制</p> <p>1 計画の進め方（推進体制）</p> <p>多文化共生を着実に推進していくためには、関係主体が積極的にそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働しながら取り組んでいくことが必要となります。多文化共生施策は生活全般に及ぶ幅広い分野に関わることから、関係部局の横断的な調整を行いながら、施策を推進していきます。市町等との連携については、県内全市町を対象とした「外国人住民施策に係る県及び市町情報交換会」や「外国人の子ども支援関係者ネットワーク会議」を随時開催し、情報の共有化や連携を図っていきます。他県等との連携については、群馬県・長野県・愛知県・静岡県・岐阜県・三重県・滋賀県・名古屋市の7県1市で構成する「多文化共生推進協議会」において、情報共有化や広域的施策展開を図り、課題解決に取り組むとともに、各省庁との情報交換や提案等を行います。関係主体との連携については、外国人労働者の適正雇用を進める憲章の普及や、子どものための日本語学習支援基金事業の実施について、県内企業等に連携・協力を呼びかけ、計画推進の実効性の確保を図っていきます。</p> <p>2 多文化共生推進主体の役割</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 国</td> <td>(5) NPO、ボランティア団体など</td> </tr> <tr> <td>(2) 静岡県</td> <td>(6) 地域、県民</td> </tr> <tr> <td>(3) 市町</td> <td>(7) 企業</td> </tr> <tr> <td>(4) 県や市町の国際交流協会</td> <td>(8) 教育機関</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（注※各役割は割愛）</p>	(1) 国	(5) NPO、ボランティア団体など	(2) 静岡県	(6) 地域、県民	(3) 市町	(7) 企業	(4) 県や市町の国際交流協会	(8) 教育機関
(1) 国	(5) NPO、ボランティア団体など									
(2) 静岡県	(6) 地域、県民									
(3) 市町	(7) 企業									
(4) 県や市町の国際交流協会	(8) 教育機関									

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(4) 多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	千葉市	<p>(3) 推進主体：みんなが主役のまちづくり</p> <p>時代に沿った多文化共生社会を構築していくには、千葉市や千葉市国際交流協会をはじめ、全ての市民や関係組織・団体などが、これまで培ってきた知識やネットワーク、蓄積してきた経験や情報、そして育成してきた人材を活かしながら、それぞれの役割を理解したうえで連携を図り、グローバル化の進展により常に変化しつつある社会経済情勢を的確に捉えて取組みを進めていくことが重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉市 ・外国人市民・日本人市民 ・公益財団法人千葉市国際交流協会 ・企業 ・市民団体・国際交流ボランティア <p>(注※各役割は割愛)</p>
政令市	名古屋市	<p>3 推進体制の整備</p> <p>(1) 庁内における推進体制</p> <p>施策の実施にあたっては、総合的かつ体系的な推進のため、全庁的な会議等を中心に、関係局間の密な連携のもとで推進します。</p> <p>(2) 関係機関・地域との連携</p> <p>多文化共生の推進に向けた取り組みは、国や愛知県、愛知県国際交流協会、名古屋国際センター、企業、NPO・ボランティア、地域など、多様な担い手が、それぞれの役割に応じて実施しています。施策を効果的に推進していくためには、これらの関係機関や地域と積極的に連携していくことが必要です。そのため、名古屋市多文化共生推進協議会を新たに設置し、関係機関や地域と連携して、多文化共生施策の効果的な推進に取り組みます。</p>
政令市	岡山市	<p>カ 多文化共生の推進体制の整備</p> <p>多文化共生施策の推進は行政だけでできるものではありません。市民や外国人コミュニティ、市民団体、事業者、国・県・周辺市町など関係機関との連携を図り、役割分担をしながら推進していきます。</p> <p>基本施策 ⑭庁内推進体制の整備</p> <p>基本施策 ⑮国、県、周辺市町や民間団体などとの連携</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(4) 多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	埼玉県 川口市	<p>第6章 計画の推進体制</p> <p>1 市民、市民団体、関係機関および市の連携</p> <p>外国人住民を取り巻く問題は生活の幅広い分野にまたがっており、地域全体の課題として、県や市町村、県国際交流協会、警察、市民団体（NPO、NGO、ボランティア団体等）、企業、地縁団体（町会・自治会等）などが適切な役割分担のもとに取り組む必要があります。</p> <p>2 庁内各課との横断的な連携体制</p> <p>多文化共生施策や外国人住民を取り巻く問題は幅広く多岐にわたることから、「川口市多文化共生推進庁内連絡会議」により庁内横断的な連携を図り、または必要に応じて各課と個別の連携を図り、様々な問題の解決や多文化共生事業の推進に取り組んでいきます。</p>
市区 町村	東京都 港区	<p>計画に掲げた事業を着実に実施し、大きく成果を挙げていくためには、国際化・文化芸術担当が中心となって、関連する各部署と密に連携し、全庁的に事業を推進していくことが必要です。そこで、港区国際力強化推進委員会において、国際化に関する様々な課題に対し、組織横断的に機動性を持って事業を検討し、調整をしていきます。また、港区国際化推進プランに基づく国際化推進施策について検証するため、港区国際化推進アドバイザー会議において外国人を含めた区民等からいただいたご意見を、区の国際化推進施策に反映していきます。（注※図は割愛）</p>
市区 町村	福井県 越前市	<p>(1) 推進体制</p> <p>本プランでは、コミュニケーション支援をはじめ、教育・保育環境の充実、就労や医療、保健、福祉などの生活支援に関する施策を掲げています。これら多岐にわたる施策を着実に推進するうえでは、庁内各課による取組みに加え、部局横断的な施策の推進が必要なことから、関係各課による（仮称）多文化共生推進連絡会議を設置し、国の制度改正や施策の動向などの情報を共有し、施策の推進を図っていきます。</p> <p>また、入管難民法などの外国人に係る制度改正などについては、県や他の自治体とも連携して、情報収集及び共有を積極的に行っていきます。</p> <p>多文化共生社会の実現に向けた施策については、庁内関係各課の連携や外部の関係機関・団体との協働が不可欠ですが、特に国際交流協会については、本プランに掲げた各種施策を実施するうえで重要なパートナーとなります。国際交流協会の従来取組みに加え、新たな取組みや既存事業の拡充を図ったうえで施策を推進していくためには、組織及び事務局体制を強化することにあわせ、企業や地域活動団体との協働により、施策の推進体制を構築していきます。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(4) 多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	岐阜県 美濃加茂 市	<p>4. 多文化共生を進めるための体制の整備</p> <p>⑬市内の関係機関・団体等との取り組みを進めるための整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業・事業所や警察署、ハローワークや市民団体などとの連携を推進します。 <p>⑭地域における役割分担と連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域において多文化共生活動を行う団体や人を支援します。 <p>⑮国、県及び他市町村との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や県、周辺市町村、関係機関と連携し、多文化共生を推進します。
市区 町村	愛知県 知立市	<p>多文化共生社会の実現には、多文化共生の推進を所管する協働推進課及び、多岐にわたる課題の解決や取組を関係部署が主となり実施します。また、行政だけではなく、国際交流協会、地域、学校、NPO法人等と連携、協力をしながら、それぞれがそれぞれの役割を果たし、情報を共有しながら諸施策の取組みを推進していくこととなります。</p>
市区 町村	大阪府 吹田市	<p>7 施策の推進体制の整備</p> <p>(1) 庁内の横断的な連携</p> <p>庁内の横断的な連絡調整を行い、情報交換の場として各部局の連携を図るための定期的な会議を開催します。また、本指針の進捗状況を把握するため、事業の達成度合い等を把握し、P D C Aサイクルにより事業の見直し等に取り組みます。</p> <p>(2) 多様な主体との連携協働を図る</p> <p>庁内での連携をはじめ、公益財団法人吹田市国際交流協会等の関係機関や市民団体、民間団体等の連携・協働を促進します。ネットワークの構築により多文化共生のまちづくりに向けて、それぞれ持つ情報や人的資源の活用が期待できます。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(4) 多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	広島県 安芸高田 市	なし
市区 町村	熊本県 八代市	<p>第4章 推進体制</p> <p>1 推進体制の整備</p> <p>本市及び設立を目指す（仮称）八代市国際交流協会は、市民並びに各種団体、関係機関 など多方面との連携を図り、本ビジョンの施策を通じて本市の国際化を推進します。</p> <p>2 各主体に期待される役割</p> <p>(1) 八代市</p> <p>本ビジョンを効果的・効率的に推進するため、庁内に設置した「地域国際化推進会議」及び「海外展開推進会議」を活用し、国際化に関する情報の共有や十分な連携を図ります。</p> <p>また、国際化に係るそれぞれの施策は、本市の業務全般に及んでくることから、各担当課は本ビジョンを踏まえた上で、SDGsの要素を意識しながら、国際化に向けた取り組みについて責任をもって推進していくこととします。</p> <p>(2) 市民</p> <p>(3) 民間団体・企業等</p> <p>(4) 教育機関</p> <p>(5) (仮称)八代市国際交流協会 （注※各役割は割愛）</p>

IV. ヒアリング調査

1. 多文化共生に関する計画・指針等の策定・改訂の背景

- 技能実習生等、外国人の急増・国籍の多様化や、外国人の永住・定住化への対応が必要と感じられている。
- 弱者や要配慮者ではなく、支える側としても活躍する外国人住民の役割への期待が多い。

区分	対象自治体	改訂にあたっての問題意識・背景	新たに盛り込まれた視点	求める多文化共生の姿
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ● 当初計画の策定から10年目を迎え、関係機関等と連携・協働により様々な取組を行ったことで、多文化共生社会の理念については一定程度浸透したが、外国人県民の状況やニーズ、それに対する市町村の施策の進捗も様々な状況である ● 県内の経済情勢は復興需要にも支えられ緩やかな回復傾向だが、労働力不足により外国人労働者への期待が高まり、外国人労働者数は増加傾向にある ● 本県においては震災の影響による人手不足等もあり、主に水産業などにおいて、東南アジア（ベトナム、インドネシア等）国籍の技能実習生が増加し、また、東北大学などの留学生も増加していることで、県内の外国人県民の国籍の多様化も進んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界の動きや社会情勢の変化への対応として、SDGsを踏まえ、自己実現ができる社会の構築を目指す <ul style="list-style-type: none"> ➢ SDGsは計画には記載されていないが、こうした観点も認識していることは自治体行政の主流になってきていると認識 ● 外国人県民の増加やその国籍、雇用情勢、寄せられる相談内容の多様化などを背景に、第2期計画までの施策をさらに進めたものに加えて、必要に応じて新たな施策を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「みやぎ外国人相談センター」：外国人受入環境整備交付金を活用し、対応言語を9から13へ拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ● 定住外国人や増加する外国人も含めて、各地域の県民と共生しながら学生や社会人を問わず、自己実現を図ることができる状態にあること
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1次計画策定以降、国の技能実習制度の見直し、介護分野における外国人材の受入れ開始等を通じて、県内の定住外国人の定住化・多国籍化が進み、定住外国人の生活支援や日本人県民の異文化理解等の多文化共生施策の重要性が高まった 	<ul style="list-style-type: none"> ● 従前の基本計画の基本方向の3本柱をまとめ、新たに外国人の活躍していただくという視点から、基本方向「誰もが活躍できる地域づくり」、施策の方針「外国人県民が活躍できる場づくり」を追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外国人も含め、「誰もが活躍できる地域づくり」のなかで、個別の施策でも外国人が弱者・要配慮者から支える側になってもらうという観点が含まれるようになった ➢ 特に介護人材としての外国人の活躍については、新計画で明確に打ち出されるようになった 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本目標「静岡県内に居住する外国人及び日本人が、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現」

1. 多文化共生に関する計画・指針等の策定・改訂の背景

区分	対象自治体	改訂にあたっての問題意識・背景	新たに盛り込まれた視点	求める多文化共生の姿
政令市	岡山市	<ul style="list-style-type: none"> 改訂の契機としては、以下の3点があげられる <ul style="list-style-type: none"> ➢ ①外国人市民の増加と在留資格の創設への対応 ➢ ②外国人市民会議（岡山市内の外国人から意見を聞く常設会議）からの意見の反映 ➢ 提言の一つにSNSの活用促進があり、外国人コミュニティとの双方向のコミュニケーションに活用 ➢ ③災害時の情報発信強化 ● 2018年7月の豪雨災害時の多言語での情報伝達・外国人の安否確認等の課題 	<ul style="list-style-type: none"> ● 岡山市では前期のプランでESD（Education of Sustainable Development）を取り入れ、ESD担当課を設置し、フォーラム等を行ってきた。 ● 今期のプランでは2018年の「SDGs未来都市」選定を受け、SDGsの観点も盛り込んだ。 ● プランの中でSDGsを意識し掲げた直接の施策は無いが、SDGsの観点につながる施策はあると認識している。 	—
市区町村	福井県越前市	<ul style="list-style-type: none"> ● 越前市は製造業が盛んで人材不足も進んでおり、外国人が貴重な労働力になっている。特に、2015-16年にかけて大規模が立地されたことで、外国人住民の増加が加速した。 ● 越前市多文化共生推進プランは2019年版が初の策定となる。外国人住民の定住化・永住化が進み、子供の教育や生活全般に関して課題が顕在化してくる中で、外国人住民も市民だという感覚で取り組む必要があるという認識からプランの策定に至った。 ● 策定にあたっては、総合戦略推進室とダイバーシティ推進室が共同でヒアリング、アンケート等の調査を行ったが、これまでこうしたほとんど取組はなかった。 	（※初めての作成のためなし）	<ul style="list-style-type: none"> ● プランの理念「郷土への愛着を持って共に創り上げる住みよいまち 越前市」 ● 地域の中で日本人住民と外国人住民の交流を進めていくことが主眼。例えば、地区のイベントについて、チラシを市が翻訳するサービスを提供しており、地区ではそれを利用して外国人にも参加を呼び掛けるなど、地域との共同により取組を推進している。

1. 多文化共生に関する計画・指針等の策定・改訂の背景

区分	対象自治体	改訂にあたっての問題意識・背景	新たに盛り込まれた視点	求める多文化共生の姿
市区町村	福井県越前市	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一次プラン（2013-17）の策定時の多文化共生に関する住民意識調査では日本人住民の62%が肯定的であったが、実際には外国人への不当な扱いをなくす努力も必要であった。 ● このため、日本人側の意識改革と、納税者でもある外国人住民へきちんとサービスを提供・周知することが必要であると考えた。 ● 5年後の市民意識調査では、外国人との共生への肯定的な回答は8割を超えた。 ● しかし、当初の目的である人口減対策にとりして、市全体としての人口増は達成できていなかった。 ● また、第一次プランを進める中で、行政内部における浸透の不足、また国際交流協会の組織基盤の脆弱さ、予算不足（取組のほとんどが市単独事業）等が課題となった。 ● 以上の経緯から、第二次プランの改定に向け、まず多文化推進会議の運用を変えることとした。体制として当事者である外国人住民や関係団体を加え、またプランは行政側で叩き台を作らず一から会議で作成することとし、研修や第一次プランの振り返りを踏まえながら、地域を外国人と共に拓くためにはどうすればいいのかを理解してプランの改定に臨んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 移住・定住促進とSDGsの視点である。 ● このうちSDGsは自治体の中でも早い段階で取り組んだと認識しており、各種の予算面での優遇にも期待している。 	-

1. 多文化共生に関する計画・指針等の策定・改訂の背景

- 初めての策定の越前市を除き、すべての自治体で指標を用いた振り返りを行っている。
- 指標の検討も含めて何らかの審議会・委員会等の会議体で検討している。

区分	対象自治体	前期指針・計画等の振り返り	関連する審議会等
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一期計画については、振り返りの実施なし。 ● 第二期計画については、振り返りを実施。内容は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 第二期計画の6つの評価指標について、実績等の現状及び課題を分析。 ➢ 6指標中、3指標が未達成。 <ul style="list-style-type: none"> • 多文化共生啓発事業の実施市町村数（達成率：20.0%） • 日本語講座開設数（達成率：81.3%） • 外国人相談対応の体制を整備している市町村数（達成率：66.7%） ➢ 第三期の指標の選定には、SDGsの観点も取り入れる予定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人の就労支援の促進に向けて、国の動き等を踏まえた外国人労働者等の受入体制のあり方に係る有識者会議の開催等を実施している。
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ● 県各部署長から構成される本部長会議にて、静岡県総合計画における指標や県庁各部署から提出された候補の中から、適切な指標を選定している。 ● 指標の評価については、年度毎に、県多文化共生推進本部において評価を実施するとともに、静岡県多文化共生審議会において意見をいただいております。そこで得られた意見を、当年度及び次年度以降の事業実施に活かしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 静岡県多文化共生推進基本条例12条において、知事の諮問に応じ、多文化共生の推進に関する基本的施策及び重要事項について調査審議し、県の多文化共生施策の実施状況や多文化共生の推進に関する重要事項について、知事に意見を述べる機関として設置されている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 委員は県内団体等の推薦等を元に、事務局で選出。 ➢ 指針・計画等に関しても意見を伺っている。

1. 多文化共生に関する計画・指針等の策定・改訂の背景

区分	対象自治体	前期指針・計画等の振り返り	関連する審議会等
政令市	岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年、プランに掲載している施策について担当課に取組状況を調査し、改定の際に振り返っており、どの分野で取組が進んでいるかを把握。進んでいない分野は次期での取組強化につなげている。 ● あくまで進捗の確認までであり、これを予算編成に反映させるような動きは（国際課としては）行っていない。 	（特徴的な取組「審議会や委員会などへ外国人市民の参加」を参照）
市区町村	福井県越前市	（※初めての作成のためなし）	<ul style="list-style-type: none"> ● 「多文化推進事業研究会」を今年度より立ち上げた。外国人労働者を雇用する企業、国際交流協会、地元の大学教員、地域住民などを構成員とし、プランの推進及び次期プランに向けた検討を行っている。
市区町村	広島県安芸高田市	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一次プランでは23の事業を掲げており、事業毎に5カ年の総括を行った。一部では目標値の設定があり、実施状況や市民意識調査の結果などをもって振り返りを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第二次プランの改定に向け、「安芸高田市多文化共生推進会議」の運用を変えることとした。 ● 体制として当事者である外国人住民や関係団体を加え、またプランは行政側で叩き台を作らず一から会議で作成することとし、研修や第一次プランの振り返りを行った。

2. 特徴的な取組について

- 就労・労働環境改善等の支援は多く、重要性が認識されている。
- 一方、介護人材への支援は、在留資格の拡充や人手不足から、多文化共生とは異なる文脈で必要とされている。

区分	対象自治体	特徴的な取組について	就労支援
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労の支援（就労定着のための情報提供） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> • 雇用情勢の変化や少子高齢化等による労働力不足による外国人労働者への期待 • 増加する外国人労働者に対する国の動き等を踏まえた対応が必要 ➢ 施策の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ①有識者会議による外国人労働者の受入に向けた検討と環境整備（令和元年から） ②外国人を採用する企業の開拓を行うとともに、企業向け相談窓口を設置し、外国人雇用に関する電話相談、来所相談、出張相談等を実施する。 ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ①外国人労働者等の受入体制のあり方に係る有識者会議の開催（R2.11） ②企業訪問やDMなどにより、外国人を採用する企業の開拓を行い、外国人雇用に関する電話相談、来所相談、出張相談等を実施 	

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について	就労支援
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労の支援（外国人留学生の県内企業への就労に向けた支援） 新設 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 留学生等高度人材の活用 ・ 県内には、東北大学をはじめとして多くの留学生が在学しているが、留学生の多くは、県内企業に関する情報不足などの理由から、卒業後は県外や国外へ流出している。 ➢ 施策の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業向けセミナーや合同企業説明会を開催し、外国人留学生等と企業のマッチング等を行い、県内中小企業における外国人材の採用・活用を図る。 ・ 「外国人留学生人材バンク」及び「受入企業バンク」を形成するとともに、受入企業向けセミナー及び交流会の実施 ・ 外国人留学生の参加による県内企業バスツアーや合同就職説明会を開催 ・ 留学生による県内企業への訪問とインタビューを実施し、就職情報誌の作成（※東北大学との協力事業） ・ インターンシップ受入企業への補助金 留学生と企業が一堂に課して、セミナーで相談 ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人材の活用に関するセミナー、留学生を対象にした合同説明会、外国人（留学生含む）を対象にした日本のビジネスマナーや日本企業への就職活動等に関するセミナーを開催 ・ 「グローバル人材の採用と定着」をテーマに受入企業向けセミナーを、「世界の年末年始を知ろう」等をテーマに交流会を実施 ・ 外国人留学生向けに、県内企業3社を訪問するバスツアーを実施（R1.11、24人参加） ・ 東北大学との協力授業の受講生の外国人留学生が、大手県内企業14社（IT、建築、製造業等）を訪問の上、経営者等インタビューを行い（日本人含む15名）、就職情報誌「ZOOM」を作成 ・ 5名のインターンシップを受入れた企業3社（IT、人材派遣会社）へ補助金を交付 	

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について	防災・災害
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災（大規模災害時の市町村間・県域を越えた連携） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災の際、必要な情報が得られず、また、周囲の避難者等とコミュニケーションが図れないことにより、避難所での生活に不便を覚え、必要な支援が受けられないなど、避難所での生活が困難な外国人がいた。日本語を理解できない外国人県民が「津波が来たので高台に逃げてください」と声をかけられても意味が理解できなかったという事例もあった ➢ 施策の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城県国際化協会と連携して、災害時の情報等について、多言語ややさしい日本語での情報提供を行う ・ 防災訓練への参加を促進するとともに、自助・共助の力を身につけるための防災や防犯知識の醸成 ・ 市町村における状況の把握 ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「令和元年東日本台風」では、宮城県国際化協会のHPやFacebookにおいて、災害情報や注意喚起などを、多言語及びやさしい日本語で発信した。台風直後の土日には、相談窓口を開設した。 ・ 県が、防災や減災に役に立つ「外国人県民のためのハンドブック」を作成し、配布 ・ 「令和元年東日本台風」では、被災後直ちに県内35市町村に電話照会をしたが、特に外国人からの苦情や相談はなく、地域内で適宜対応されていた。（R1.10） ・ 県域間、市町村連携の実績はまだない 	

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について	就労支援
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ● 定住外国人に対する就業・定着支援（農業分野）【計画P.37 施策番号25】 新設 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内農家の減少・高齢化等による人手不足のため、若者等の新規就農の促進が重要となっている ・ 身分に基づく資格により働く外国人は農林業で増加しているが、近年は技能実習生の流入が急激に拡大 ・ 新規就農者のうち、定住外国人と推測される者の数5名以内と少ない ➢ 施策の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本人及び定住外国人に関わらず就農希望者に対し、農業への就職相談、無料職業紹介所、就労体験会、独立就農支援(実践研修)、独立希望者への融資といった施策を行っているが、実際に外国人が施策を活用するケースはほぼない ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県HP等で施策の広報を行っているが、外国語やわかりやすい日本語への対応は行っていないのが現状 ・ 農業がいわゆる「3K」のイメージがあり給料や待遇面で見劣りしてしまうので、農業法人等の処遇改善を進めていくことが課題 ● 介護職員に対する定着支援（外国人の就業促進）【計画P.37 施策番号29上】 新設 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指針とは別に、2017年以降の外国人介護人材を受入制度の整備や、介護人材不足が喫緊の課題となっている中、県内介護事業所における外国人介護人材の受入意向の高まりを受け、外国人材の受入促進策が必要となった。 ➢ 施策の具体的な内容（いずれも委託事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人介護職員を受け入れている（予定を含む）事業所の研修担当者向けセミナー ・ 外国人介護人材の受入事情に精通した専門家を介護事業所に派遣する出前講座 ➢ 施策の検討・実施状況（令和元年度） <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人介護職員を受け入れている（予定を含む）事業所の研修担当者向けセミナー：県内3地域で参加者50名 ・ 外国人介護人材の受入事情に精通した専門家を介護事業所に派遣する訪問相談、出前講座：訪問相談7回、出前講座8回 	

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について	就労支援
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護職員に対する定着支援（外国人の就業促進）【計画P.37 施策番号29上】 新設 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指針とは別に、2017年以降の外国人介護人材を受入制度の整備や、介護人材不足が喫緊の課題となっている中、県内介護事業所における外国人介護人材の受入意向の高まりを受け、外国人材の受入促進策が必要となった。 ➢ 施策の具体的な内容（いずれも委託事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人介護職員を受け入れている（予定を含む）事業所の研修担当者向けセミナー ・ 外国人介護人材の受入事情に精通した専門家を介護事業所に派遣する出前講座 ➢ 施策の検討・実施状況（令和元年度） <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人介護職員を受け入れている（予定を含む）事業所の研修担当者向けセミナー：県内3地域で参加者50名 ・ 外国人介護人材の受入事情に精通した専門家を介護事業所に派遣する訪問相談、出前講座：訪問相談7回、出前講座8回 	

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について	就労支援
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護職員に対する定着支援（外国人職員への日本語教育支援）【計画P.37 施策番号29下】 新設 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度実施している「外国人介護職員就労状況調査」において、外国人介護職員の雇用の上での課題として「読解力等」を挙げる事業所が例年5割以上となっている。 ・ 介護業務においては、利用者との会話や介護記録の作成など日本語能力の向上が重要である。 ➢ 施策の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人介護職員向けの日本語読解力向上研修の開催 介護事業所の意向に応じて、会場集合型と事業所訪問型により研修を実施 ・ EPA外国人介護福祉士候補者の日本語等の学習支援 受入介護事業所の介護福祉士国家資格取得に向けた学習支援に対して経費を助成 ・ 技能実習生等に対する集合研修の実施 日本語能力向上を含む介護に関する研修を実施 ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人介護職員向けの日本語読解力向上研修の開催 ：平成30年度実績 会場集合型35人 事業所訪問型12事業所（24人） ・ EPA外国人介護福祉士候補者の日本語等の学習支援：令和元年度実績 21人（13施設） ・ 技能実習生等に対する集合研修の実施：令和元年度実績 46人 	

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について
都道府県	静岡県	<p>● 地域コミュニティへの参加促進（先進事例の発信）【計画P.40 施策番号30】 地域参画</p> <p>➤ 背景となる問題意識・状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に静岡県が実施した多文化共生基礎調査では、外国人の自治会への加入率は49.9%であり、日本人よりも低いと考えられる。一方、同調査では、「外国人は地域の活動に積極的に参加すべきだ」と考える日本人も69.7%に達しており、日本人を対象に地域コミュニティへの参加については、日本人、外国人双方が問題意識を持っている。 <p>➤ 施策の具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 静岡県庁HP内に設けている「活躍する外国人県民 Life in SHIZUOKA」において、地域コミュニティにおいて活躍する外国人県民や多文化共生に係る先進的な取組を行っている企業等へのインタビューを紹介 外国人コミュニティを対象とした防災出前講座を、日本人県民の協力や参加を得て実施することで、外国人県民の地域コミュニティへの参加促進の契機としている <p>➤ 施策の検討・実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 「活躍する外国人県民」サイトでは平成27年から、現在30人の外国人県民及び4社の県内企業を掲載
		<p>● 地域防災の担い手となる外国人県民の育成【計画P.40 施策番号32】 防災・災害</p> <p>➤ 背景となる問題意識・状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 静岡県は、南海トラフ地震の発生が懸念される地域に所在することから、災害時に外国人県民にも地域防災の担い手として活躍してもらえるよう防災教育や防災情報の提供等の事業を実施している。 <p>➤ 施策の具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内各地で、語学に堪能な県民を対象とした「災害時に外国人が直面する課題」や「支援の心構えや外国語による被災者支援について必要な通訳スキル」を教授する災害時外国語ボランティア研修を実施 市町や市町国際交流協会等の協力を得て、県内各地で国人コミュニティを対象とした防災出前講座を実施 <p>➤ 施策の検討・実施状況（令和元年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の災害時外国語ボランティア育成研修会：年3回実施、延べ92人参加 災害時外国語ボランティア登録者数は、延べ290人（R2.2時点） 外国人コミュニティを対象とした防災出前講座：年3回実施、延べ75人の外国人県民が参加

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について
政令市	岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ● 起業意欲のある外国人市民に対する情報提供 就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際化の取組の中でも雇用・労働分野は手薄であると認識していた。留学等の短期の在留資格で訪日した外国人が就業するなど、外国人の居住年数が長くなってきている。 ➢ 施策の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 起業意欲がある方への情報提供を行うものであり、取組としては日本人/外国人の別を問わないが、外国人向けにPRしている。その中では『起業家塾』というセミナー形式のものを実施している。 ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 『起業家塾』について令和元年度は6日程の開催実績があり、40~50名程度の外国人の参加があった。
		<ul style="list-style-type: none"> ● 審議会や委員会などへの外国人市民の参加促進 地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人市民が抱える課題や多文化共生施策への意見を収集する場として、常設の「<u>岡山県外国人市民会議</u>」を設置した。 ・ プランへの意見収集を行うための会議ではなく、本会議での意見をプランや他の施策で収集する位置付けである。 ➢ 施策の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民会議として定常的に会合を行っており、まとめられた提言についてはプランで対応している。 ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年ごとに委員を改選し、今期で6期目。委員には大学教員から民間企業の代表、学生、主婦など、外国人コミュニティのリーダー的人物に限らず、様々な人が就任している。 ・ 委員は公募制であり、多くの場合は募集人員以上の応募がある。過去の委員の知人から、公募を見てくる人など、応募のきっかけは様々である。 ・ その他の審議会等でも外国人委員がいる可能性があるが、多文化共生を意図して外国人委員が参加しているのは本会議だけである。

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について
政令市	岡山市	<div data-bbox="1752 304 2007 368" style="background-color: #76b82a; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">防災・災害</div> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に活躍できる人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> • 2018年の豪雨災害を受け、国際化の流れに限らず全庁的に防災強化に力を入れることとなった。防災を含む「生活支援」が前期の多文化共生推進プランでは施策構造の3段階目にあったものを、2段階目に引き上げたように、重要度の認識が高まっている。 ➢ 施策の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> • ボランティア通訳に関しては、人材確保における必要性から報酬の強化を現在議論している。 • 岡山県と共同で災害時通訳ボランティア研修を実施しており、日本人・外国人を問わず参加者を募集した。 • 翻訳に関心のある日本人/外国人住民による、災害救援ボランティアの制度を検討している。災害時に多言語支援センターを設置した際に行う行政情報発信に係る翻訳や、避難所で外国人から要望を収集する際の支援を想定している。 ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> • 災害時通訳ボランティア研修は直近で、2019年12月・2020年1月に実施したところ。

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について
市区町村	福井県越前市	<div data-bbox="1742 304 1997 368" style="float: right; background-color: #800040; color: white; padding: 5px; border: 1px solid black;">生活支援</div> <ul style="list-style-type: none"> ● 労働者融資事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人労働者の生活困窮に対する支援が必要という認識のもと、実施している事業である。 ➢ 施策の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人も含む労働者の生活安定資金の貸付を行う制度で、1人最大150万円、融資期間は5年間である。 ・ 金融機関を通じて、返済能力等に関する審査ののち執行している。 ・ 制度としては20年以上前から存在するが、融資対象者が帰国してしまうと回収できなくなることが課題であり、労働金庫に預託金を入れて対応している。 ・ 本事業による融資は生活資金（マイカーの購入等）のためのもので、特に用途に制限はない。 ・ 創業支援などの事業者向け融資としては別の制度（中小企業等伴走型資金融資制度）がある。これも外国人に限らない制度である。 ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2018年度融資件数は67件、うち外国人は1名であった。2015年度は230件であったが、低金利になり民間でも借りられるようになったために利用が縮小していると考えている。 ・ 利用しているのは技能実習生等の短期滞在者はなく、定住者・永住者である。 ・ 金融機関の窓口、市のHP、事業者の労働組合等を通じて周知している。

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について
市区町村	福井県 越前市	<div style="text-align: right; background-color: #c00000; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">就労支援</div> <ul style="list-style-type: none"> ● アタック100事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人手不足のため市内企業でも外国人労働者の呼び込みが検討されるようになったが、外国人労働者は怖いという先入観があり手を出せない企業が少なくなかった。その先入観を緩和し、外国人労働者の就労に係るハードルを下げる必要があった。 ➢ 施策の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人を多く雇用している企業、人材派遣会社や技能実習生の監理団体などを往訪して情報収集し、労働や生活における問題及び優れた取組を収集して施策に反映する、自治体内部の取組である。 ・ 数値目標として、年100件以上の往訪を掲げている。 ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ ここで収集した優れた取組などは、ハローワークと連携して中小企業に紹介しており、企業向けセミナーのコンテンツにもつなげている。 ・ 「アタック100事業」自体は産業政策課の取組だが、得られた情報は他課にも共有し生活支援関係等の施策につなげている。 ・ この取組の中で、日本語が不要な職場で就労している外国人労働者の課題が明らかになった。大規模工場では日本語がまったくわからなくても働くことができるが、同社の経営が悪化して雇止めが発生すると、他の市内企業は日本語がなければ就労できないことが大多数であり、再就職が困難になる。

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について
市区町村	広島県 安芸高田市	<div data-bbox="1748 297 2005 362" style="background-color: #FFD700; padding: 5px; display: inline-block;">地域づくり</div> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な街づくりの魅力の発信事業（多文化共生サミット） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「外国人集住都市会議」に参加していない安芸高田市や岡山県美作市なども多文化共生を推進している。特に「散住都市」の観点で自治体を集め、情報収集や発信ができないか考えた。 ・ 散住都市の課題は多い。まず、自治体の規模が小さいため支援人材も少なく、外国人が離れて住んでいるため支援体制の構築が非常に難しい。安芸高田市に多い技能実習生は移動手段を持っておらず、また公共交通も乏しいため、市の中心部で支援を提供するだけでは受けたくても受けられない。 ・ 企業の負担も大きく、技能実習生を買い物などに連れて行く必要があり、国際交流協会に支援を求める声も少なくない。 ・ 娯楽施設も少なく、例えばカラオケボックスも乏しいため、自宅でカラオケをしはじめて他の住民とトラブルになることがある。 ・ ワンストップ相談窓口を行っているが、やはりそこまで行く足がなく、スマホは持っていますが通話を契約していないことが多いため電話相談もできない。そうした環境の整備も課題である。 ➢ 施策の具体的な内容（予定） <ul style="list-style-type: none"> ・ 散住都市が集まって情報収集、意見共有、取組方針の協議等をフォーラム形式で行うものである。まずは近隣の都市で集まってスタートし、徐々に全国へと活動範囲を広げていきたい。 ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状では実施に至っていない。集住都市会議に散住都市も入れてもらえるのであれば、そちらで発信していくことも考えている。 ・ 多文化共生サミットを推進していた市長がまもなく勇退予定であり、内部的にも推進力を失うことになる。

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について	
市区町村	広島県 安芸高田市	<p>● 外国人市民が地域行事、振興会、PTAに参画しやすい地域づくり (地域活動で活動する外国人のフォロー)</p> <p>➢ 背景となる問題意識・状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 市として地域振興会 (= 自治会) に外国人参画を説得したり、外国人には転入時に周知して地域振興会への参画を促したりする取組をしている。 広島県「外国人との共生推進事業」は外国人が地域のリーダーとなり、地域振興会と協力しながら地域の中で暮らすモデル地域を作るものだが、これに安芸高田市でも応募しており、外国人のフォロー等もこの事業の一環として行っている。 フォローというのは、外国人住民がお店を始めたら皆で参加する、お弁当を市役所で販売してもらおうといったもの。 安芸高田市には約830人の外国人住民がいるが、3/4が技能実習生であり、残りの200名程度の定住・永住者に市役所相談窓口で対応している。市役所では相談員や職員、国際交流協会6~7名体制で相談に対応しているため、丁寧な対応・フォローができています。 外国人と日本人の間をつなぐ人材を生み出していく役割の多文化共生コーディネーターは、前述の広島県事業の中で対応している(市・交流協会職員等ではない)。 <p>➢ 外国人の地域活動への参加の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 以前は地域振興会に入っていないと避難所に入れないといった風潮も一部であったが、入るものは拒まないという地域が増えている。 	地域づくり
		<p>● 地域文化交流による地域の活性化(外国人市民の地域の伝統文化継承組織への加入)</p> <p>➢ 具体的な施策内容(市/伝統文化組織の役割、方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安芸高田市は神楽や田楽が有名であり、田楽に外国人が参加している。楽団が囃子を演奏しながら女性が田植えをするもので、数年前から外国人が参加してきたが2019年から大々的に実施するようになった。 地域としても文化の担い手が減ってきている中で、文化の継承に加えて地域の交流にもつながっている。 <p>➢ 外国人の伝統文化継承活動への参加の現状(活動状況、効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2019年はタイ人の実習生が田植え役となったが、2020年も募集をして10名の応募があった。 地域住民も前向きであり、反対・抵抗を示す人はいない。 	地域づくり

3. 上記の施策以外に、指針・計画等に明記された施策のうち、特に注力しているものについて

区分	対象自治体	上記の施策以外に、指針・計画等に明記された施策のうち、特に注力しているものについて
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ● とくになし
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人県民の増加及び多国籍化が進んでおり、全ての外国人県民の母語に対応する多言語化には限界がある。そのため、外国人とのコミュニケーションを図る手段として「やさしい日本語」の活用促進に取り組んでいる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 現状では多文化共生より、むしろ観光客誘致の事業での活用がメインになっている。 ➢ 文化共生に関する施策で「やさしい日本語」を活用することについては、施策分野によっては難しい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば介護分野では、県内のなまりの強い地域だと、介護サービス利用者の高齢者の言葉が聞き取りづらい等、やさしい日本語の普及では対応できないコミュニケーションの問題がある。 ● 文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用し、日本語能力が十分でない外国人県民が、生活に必要な日本語能力を習得する体制の構築を進めている。
政令市	岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人総合相談窓口の設置が、岡山市のプランにおける注力分野と認識している。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 法務省の補助金を受けたものであり、市内でも特に外国人住民が多い北区役所の外国人登録窓口の隣に設置した。 ➢ これまでも「友好交流サロン」事業の中で多言語による相談を受け付けてきたが、しかるべき場所に設置したことで相談件数が飛躍的に増加。 ➢ 友好交流サロンでは英語・中国語・韓国語、外国人総合相談窓口では英語・中国語・ベトナム語に対応した嘱託職員が常駐しており、相談内容を市役所内や市役所外の関係機関につないで対応している。

3. 上記の施策以外に、指針・計画等に明記された施策のうち、特に注力しているものについて

区分	対象自治体	上記の施策以外に、指針・計画等に明記された施策のうち、特に注力しているものについて
市区町村	福井県 越前市	<ul style="list-style-type: none"> ● やさしい日本語の利用を推進したい。今後はカンボジア人など他のアジア圏の住民の増加も予測される中、すべての言語に翻訳して対応するには物理的にも財政的にも限界がある。外国人住民には、やさしい日本語が分かる程度までは勉強してもらい、日本人もやさしい日本語でやりとりできるようにコツを学ぶ。 ➢ 国の発信する情報にも、やさしい日本語のものも提供してもらいたい。自治体として周知する際、情報の大枠まではやさしい日本語にできるが、行政の情報は様々な補足や断り書きなどが含まれがちであり、自治体側で対応しきることは難しい。 ● 教育・保育分野は取り組むべき課題が多い。関係者に話を聞いて回ってはいるが、日本語のプレスクールを開くにしても、教員免許を持ち日本語とポルトガル語を話せる人材を見付けられていない。 ● 現在、不就学児はおらず、高校進学率も100%であるが、高校に入り義務教育から離れるとアプローチが難しくなることが課題である。高校まで卒業させられれば、少なくともバイリンガルの有用な人材になると考えている。
市区町村	広島県 安芸 高田市	<ul style="list-style-type: none"> ● 本来はプランにおいて、在留資格に応じた対応方針を示さなければならないと認識している。その中で、定住・永住を見込めるような施策に取り組む必要がある。 ● 市の検討範囲を超えてしまうが、国として移民政策・在留資格の在り方を見直していく必要がある。人口減にどう対応するかという観点では、市のレベルではどうにもできない部分もある。 ● 情報を外国人住民に受け取ってもらえるように発信するか、多言語にするなら翻訳、日本語とするなら日本語教育をどのように展開するかなど、予算に反映していく必要がある。



NTT DATA

Trusted Global Innovator